

発達障がいに関する 実態調査報告書

大分県発達障がい者支援体制推進会議

第1 はじめに

発達障害者支援法が、平成17年4月1日から施行され、発達障がいの定義が定められるとともに、発達障がいの早期発見のため必要な措置を講じること並びに就学前からの発達支援、学校における発達支援その後の就労支援、地域における生活に関する支援及び家族に対する支援のため、必要な措置を講じることなどが国や地方公共団体の責務として明確化されるとともに「発達障がい者支援センター」の設置等が定められました。

そこで、県では、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各方面の専門家から構成する大分県発達障がい者支援体制推進会議を昨年度から設置して、県の支援体制整備についての検討を行うほか、圏域支援体制整備事業に取り組むなどして、発達障がい児（者）の支援体制整備を進めているところです。

このように、発達障がいについての支援体制の整備はまだ始まったばかりで、本県においては、これまで発達障がいに関する具体的な調査はほとんど実施されていなかったことから、本県における発達障がい児（者）の実態、支援ニーズの把握をするためこの調査を実施したものです。今後、この調査の結果をふまえた上で、推進会議において発達障がい児（者）の支援の基本方針を策定することとしています。この実態調査にご協力いただいたすべての関係者の皆様には、心から厚くお礼を申し上げます。

第2 調査の概要

1 実施主体

大分県発達障がい者支援体制推進会議
(発達障がい実態把握調査部会)

2 調査対象

発達障がいに関わる人達から可能な限り広く意見を求めるため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、施設、相談機関、発達障がい児（者）の保護者を対象に実施した。

3 調査方法

保育所、幼稚園、施設、相談機関及び発達障がい児（者）の保護者については、自記式調査用紙を郵送する方法により実施し、小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校については、教育事務所、市町村教育委員会を通じて配布及び回収を行った。(調査票は別冊の巻末に掲載)

4 調査時期

- ・ 保育所、幼稚園、施設、相談機関、保護者・・・平成18年10月
- ・ 小学校、中学校、高等学校・・・平成18年11月～平成19年2月
- ・ 盲・聾・養護学校・・・・・・・・・・・・・・・・平成19年 3月

5 調査回収状況

第3 調査結果について

1 発達障がい又はその疑いがある幼児児童生徒等の在籍状況

(1) 保育所

保育所調査の結果、発達障がいの疑いがある幼児の数は、調査人数13,812人中332人(2.4%)であった。

これを年齢別に見ると、1歳児まではまだ成長に差が見られないため1%程度であるが、成長に伴い発達障がいの疑いのある幼児が増え、4歳児では2,895人中86人(3.0%)、5歳児では2,183人中74人(3.4%)となっている。

発達障がいの疑いがある幼児の数 (保育所調査)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	1,045	2,037	2,443	3,209	2,895	2,183	13,812
発達障がいの疑いがある人数	0	21	69	82	86	74	332
割合	0.0%	1.0%	2.8%	2.6%	3.0%	3.4%	2.4%

また、発達障がいであると診断を受けて、障害児保育対象となっている幼児の数は、調査人数13,812人中78人(0.6%)であった。

これを年齢別に見ると、1歳児では2,037人中2人であるが、4歳児では27人(0.9%)、5歳児では24人(1.1%)となっている。

発達障がいであると診断を受けて障害児保育の対象となっている幼児の数 (保育所調査)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	1,045	2,037	2,443	3,209	2,895	2,183	13,812
障がい児保育対象児数	0	2	3	22	27	24	78
割合	0.0%	0.1%	0.1%	0.7%	0.9%	1.1%	0.6%

(2) 幼稚園

幼稚園調査の結果では、発達障がい疑いがある園児の数は、調査人数8,313人中137人(1.6%)であった。

これを年齢別に見ると、3歳児以下で1,573人中22人(1.4%)、4歳児では2,710人中46人(1.7%)、5歳児で4,030人中69人(1.7%)であった。

発達障がい疑いがある園児数 (幼稚園調査)

年齢	3歳児以下	4歳児	5歳児	合計
人数	1,573	2,710	4,030	8,313
発達障がい疑いがある人数	22	46	69	137
割合	1.4%	1.7%	1.7%	1.6%

また、発達障がいであると診断を受けて、障がい児教育の対象となっている園児数は8,313人中74人(0.9%)であった。

これを年齢別に見ると、3歳児以下で1,573人中11人(0.7%)、4歳児では2,710人中25人(0.9%)、5歳児で4,030人中38人(0.9%)であった。

発達障がいであると診断を受けて障がい児教育の対象となっている園児数 (幼稚園調査)

年齢	3歳児以下	4歳児	5歳児	合計
人数	1,573	2,710	4,030	8,313
障がい児教育対象児数	11	25	38	74
割合	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%

(3) 小・中・高等学校

県内全ての国公立小・中学校、公立高等学校に在籍する、医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいの児童生徒は小学校で68,037人中571人（0.8%）、中学校で34,974人中157人（0.4%）、高等学校で36,760人中119人（0.3%）となっている。小・中・高等学校全体では、139,771人中847人で、割合では0.6%であった。

また、診断名別では上記の発達障がいの847人の児童生徒の約半数が、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がいであった。

小・中学校、高等学校での発達障がいのある児童生徒の在籍状況
(小・中・高等学校調査)

学校種	児童生徒数	LD	ADHD	広汎性発達障がい				その他	計	割合 (%)
				自閉症	高機能自閉症	アスペルガー症候群	広汎性発達障がい			
小学校	68,037	34	149	90	36	50	130	82	571	0.8
中学校	34,974	20	44	14	9	26	18	26	157	0.4
高等学校	36,760	8	13	7	5	12	4	70	119	0.3
計	139,771	62	206	111	50	88	152	178	847	0.6

次に、公立小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、医師の診断の有無に関係なく学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の数を調査した結果、小学校で66,524人中1,160人（1.7%）、中学校で33,765人中473人（1.4%）であった。これは、文部科学省の調査結果6.3%に比べて低かった。

知的発達に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合
(小・中学校調査)

	小学校	中学校	全体	文部科学省
学習面か行動面で著しい困難を示す	1.7% (1,160)	1.4% (473)	1.6% (1,633)	6.3%
学習面で著しい困難を示す	1.2% (783)	0.9% (305)	1.1% (1,088)	4.5%
行動面で著しい困難を示す	1.0% (662)	0.8% (281)	0.9% (943)	2.9%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.4% (285)	0.3% (113)	0.4% (398)	1.2%

注) () 内は、困難のある児童生徒数

注) 「学習面で著しい困難を示す」とは「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つ、あるいは複数で著しい困難を示す場合を示し、一方「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」の問題、「多動性・衝動性」の問題、あるいは「対人関係やこだわり等」の一つか複数で著しく示す場合を示す。

(4) 盲・聾・養護学校

県内全ての国公立盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒1,050人を対象に医師の診断(学校が把握している障がい名)を受けている発達障がいのある幼児児童生徒の在籍状況を調査した結果、知的障がい養護学校では、814人中234人(28.7%)と3割に近い数字であった。盲・聾・養護学校全体では、1,050人中239人(22.8%)という結果であった。

また、診断名別では上記の発達障がいの239人の幼児児童生徒のうち自閉症が153人、高機能自閉症が4人、広汎性発達障がい(レット症候群)が60人という結果であった。

盲・聾・養護学校における発達障がいのある幼児児童生徒数及び在籍率

(盲・聾・養護学校調査)

障がい種別	LD	ADHD	広汎性発達障がい					その他	計	在籍率
			自閉症	高機能自閉症	アスペルガー症候群	広汎性発達障がい	レット症候群			
盲学校(33人)									0	0.0%
聾学校(53人)									0	0.0%
肢体不自由養護学校(86人)									0	0.0%
病弱養護学校(64人)	1	1				3			5	7.8%
知的障がい養護学校(814人)		2	153	4		57	3	15	234	28.7%
計(1,050人)	1	3	153	4	0	60	3	15	239	22.8%

注) 表内の数値は、人数

(5) 施設

施設調査では、発達障がいに特徴的な行動を示す人、もしくは発達障がいと思われる人は、1,683人中540人(32.1%)であった。

施設種類別の利用者に占める発達障がいに特徴的な行動を示す人、もしくは発達障がいと思われる人の比率では、児童入所施設の100%を除けば、通所更生施設が19人中16人(84.2%)、児童デイサービスが262人中154人(58.8%)と高かった。

また、利用者に占める発達障がいの診断を受けている人の割合は、児童デイサービスで最も割合が高く262人中130人(49.6%)、通所更生施設が19人中8人(42.1%)、施設利用者全体では1,683人中220人(13.1%)であった。

発達障がいの特徴的な行動を示す人、もしくは発達障がいと思われる人の数
(施設調査)

年 令	児童入所	児童デイ	入所更生	通所更生	入所授産	通所授産	福祉工場	小規模作業所	合 計
0～3		20(12)							20(12)
4～5	1(0)	27(25)							28(25)
6～11	9(0)	102(88)							111(88)
12～14	12(0)	4(4)							16(4)
15～17	34(0)	1(1)							35(1)
18～29	4(0)		42(8)	11(5)	1(1)	41(18)	5(0)	2(0)	106(32)
30～39			74(24)	5(3)	1(1)	31(18)	4(0)		115(46)
40～			76(0)			18(12)	15(0)		109(12)
合 計	60(0)	154(130)	192(32)	16(8)	2(2)	90(48)	24(0)	2(0)	540(220)
人数	60	262	854	19	69	339	64	16	1,683
割合	100%	58.8%	22.5%	84.2%	2.9%	26.5%	37.5%	12.5%	32.1%

注) () は発達障がいの診断を受けている人の数

(6) まとめ

発達障がいがあるという医師の診断を受けている人は、保育所で0.6%、幼稚園では0.9%、小学校で0.8%、中学校で0.4%、高等学校では0.3%、盲・聾・養護学校では、22.8%、施設では、13.1%という結果であった。

発達障がい又はその疑いがある人は、保育所で2.4%、幼稚園で1.6%、小学校で1.7%、中学校で1.4%、施設では29.6%という結果であった。

2 支援ニーズ

実態調査を分析した結果、支援ニーズについては下記の5つのニーズが明確になった。

【ライフステージにおけるニーズ】

- ・ 早期発見・早期療育の体制整備
- ・ 生活支援・就労支援の推進

【全般に関わるニーズ】

- ・ 発達障がいに関する知識の普及・啓発の推進
- ・ 発達障がいに関する専門家の養成
- ・ 関係機関の連携体制の整備

(1) 早期発見・早期療育の体制整備

〔早期発見〕

発達障がい児（者）の保護者に対する調査の「お子さんの障がいに気づいた時期はいつ頃ですか」という質問に対して「0歳から3歳まで」とした人が85.1%あり、「4～5歳」とした人と合わせると93%以上となった。この結果から保護者は5歳までに子どもの障がいを発見しているケースがほとんどであることがわかった。

障がいに気付いた時期

（発達障がい児（者）の保護者に対する調査）

年齢	0～3歳	4～5歳	小学校	中学校	高校以降	合計
人数	114	11	6	3	0	134
割合	85.1%	8.2%	4.5%	2.2%	0.0%	

その一方で、発達障がい又はその疑いがある幼児児童生徒等の在籍状況でみたとおりに、発達障がいの疑いがある幼児の在籍状況は、保育所調査で2.4%、幼稚園調査で1.6%と低く、保護者がこの時期までにほとんど気付いていることと考え合わせるとギャップがある。

次に、発達障がい児（者）の保護者に対する調査の「お子さんの障がいに気づいてから診断を受けるまで、どのくらいの期間がかかりましたか」という設問に対する回答を見ると、「3ヶ月以内」（30.3%）が最も多かったが、1年以上を要した人も合計で30%以上あった。このことから、早期診断、早期療育が必要とされる中で、障がいの受容に至るまでに時間がかかるケースが多いことがわかる。

「子どもの障がいに気づいてから診断を受けるまでどのくらいの期間がかかったか」

（発達障がい児（者）の保護者に対する調査）

期間	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	3年以内	3年以上	合計
件数	40	30	21	31	10	132
割合	30.3%	22.7%	15.9%	23.5%	7.6%	

〔早期療育〕

「子どもの障がいに気づいてから診断を受けて、障がいを受け入れるまでの過程で一番苦しかったのはどのようなことでしたか」という設問に対する保護者調査の結果を見ると、「相談先がわからなかったこと」という回答が6.0%あったことから、相談窓口の情報が十分知られておらず、保護者の悩みへの相談や受容のための支援が不十分な状況があり、このことが気づきから診断まで、長い時間を必要としている一因にもなっていると考えられる。

「子どもの障がいに気づいてから診断を受けて、障がいを受け入れるまでの過程で一番苦しかったのはどのようなことだったか」
 (発達障がい児(者)の保護者に対する調査)

アンケート回答者 134件
 総回答件数 182件 (複数回答)

項目	回答数 ÷ 134	
	回答数	割合
家族及び周囲の不理解	25	18.7%
症状への対応	18	13.4%
(主に母親の) 孤立感、こころのケアの必要性	18	13.4%
診断がなかなかつかないこと	17	12.7%
発達障がいについての知識がなかったこと	16	11.9%
障がいに対する受容自体ができなかった(現在も)	13	9.7%
他の子と比較してしまうこと	10	7.5%
相談先がわからなかったこと	8	6.0%
育て方のせいと言われたこと	7	5.2%
世間体	7	5.2%
診断後のフォローアップがなかったこと	6	4.5%
その他	16	11.9%

次に、「気づきから診断に至る過程で、助けになった支援はありましたか」という質問に対して、「なし」という回答が1/4以上であったが、受けられた専門職によるサービスの中では「保健師の訪問」が最も多く、「親の会、ピアカウンセリング」と並んで、じっくり相談にのってもらいたいというニーズが高いことがわかった。

「気づきから診断に至る過程で、助けになった支援はありましたか」
 (発達障がい児(者)の保護者に対する調査)

アンケート回答者 134件
 総回答件数 157件 (複数回答)

項目	回答数 ÷ 134	
	回答数	割合
なし	36	26.9
親の会、ピアカウンセリング	26	19.4
保健師の訪問	19	14.2
デイサービス	13	9.7
児童相談所	13	9.7
幼稚園・保育園の職員の助言	11	8.2

大学主催の療育教室	9	6.7
家族の存在	5	3.7
保健所	4	3.0
別府発達医療センター	3	2.2
その他	18	13.4

「今から振り返って、お子さんの障がいを受け入れるまでに、どのような支援が欲しかったですか」という設問に対する回答では、「早期診断・早期療育」という回答が20件（14.9%）で最も多かった。

また、支援ニーズは、診断までで終わるものではなく、診断後のフォローアップ、心理カウンセリングなど様々な関わりが求められていることが明らかになった。

「子どもの障がいを受け入れるまでに、どのような支援が欲しかったですか」（発達障がい児（者）の保護者に対する調査）

アンケート回答者 134件
 総回答件数 164件 （複数回答）

（回答数÷134）

項目	回答数	割合
早期診断・早期療育	20	14.9%
診断後の具体的な指導・フォローアップ	19	14.2%
専門家・専門機関による関わり	17	12.7%
心理カウンセリング	15	11.2%
情報提供サービス	14	10.4%
地域格差のない支援	14	10.4%
一時預かり支援（レスパイト、ショートステイなど）	13	9.7%
相談窓口の存在	12	9.0%
ピアカウンセリング	11	8.2%
周囲および家族への障がい教育	9	6.7%
その他	20	14.9%

また、相談機関調査では、延べ相談人数19,682人のうち発達障がいに関する相談が4,205人（21.36%）あり、そのうち5歳未満からの相談は2,958人で、発達障がいに関する相談の70.3%を占めた。

相談利用者のうち発達障がい者又は発達障がいであると思われる者
 （相談機関調査）

延べ相談人数 19,682人

発達障がい者又は発達障がいであると思われる者の延べ相談人数 4,205人（367）

0～3歳	1,233 (41)	15～17歳	47 (23)	注) ()は療育手帳 所有者
4～5歳	1,725 (69)	18～29歳	51 (42)	
6～11歳	974 (130)	30～39歳	17 (7)	
12～14歳	150 (51)	40歳～	8 (4)	

以上のとおり、相談窓口についての情報提供も含め、早期発見・早期療育の体制整備が不十分であり、保護者のニーズが高いことがわかった。

(2) 生活支援・就労支援の推進

発達障がい児（者）の保護者に対する調査では、「今後お子さんの生活のためにどのような支援サービスが必要とお考えですか」という問いに対する回答では、「放課後、余暇活動の場」という回答が178件中28件（20.9%）で第1位で、特に18歳未満の発達障がい児の保護者では29.4%とニーズが高いことがわかった。

また、「アパート生活などの日常の生活支援」という回答が178件中17件（12.7%）第4位となっており、これは18歳以上の発達障がい者の保護者で20.4%とニーズが高いことがわかった。

その他、「就労支援（ジョブコーチ養成も含む）、職業訓練」が16件11.9%で第5位となっており、18歳未満の保護者が15.3%とこの回答が多かった。子どもの将来の生活のために心配している姿が伺える。

「今後子どもの生活のためにどのような支援サービスが必要か」
（発達障がい児（者）の保護者に対する調査）

18歳未満：85人 18歳以上：49人 計134人	18歳未満		18歳以上		合計	
	件数	割合 件数÷85	件数	割合 件数÷49	件数	割合 件数÷134
放課後、余暇活動の場	25	29.4%	3	6.1%	28	20.9%
専門家養成	23	27.1%	2	4.1%	25	18.7%
施設の開設、増設（グループホームなど）	11	12.9%	11	22.4%	22	16.4%
アパート生活など日常の生活支援	7	8.2%	10	20.4%	17	12.7%
就労支援（ジョブコーチ養成も含む）、職業訓練	13	15.3%	3	6%	16	11.9%
家庭での見守りサービス（ヘルパーなど）	9	10.6%	3	6.1%	12	9.0%
経済的な支援	7	8.2%	4	8.2%	11	8.2%
いつでも利用できる相談窓口	9	10.6%	1	2.0%	10	7.5%
関係機関の連携・情報の共有	7	8.2%	1	2.0%	8	6.0%
就学・教育支援	7	8.2%		0.0%	7	5.2%
こころのケア、カウンセリングなど	3	3.5%	1	2.0%	4	3.0%
発達障がいに対する理解の促進	2	2.4%		0.0%	2	1.5%
その他	13	15.3%	3	6.1%	16	11.9%
回答件数合計	136		42		178	

同様に、「今後お子さんの生活のためにどのような社会資源が必要ですか」という設問に対する回答では、「専門的施設（入所施設、グループホーム、ケアホームなど）」が43.3%で第1位であったが、「就労関係（就労支援システム・ジョブコーチ）」という回答が38件（28.4%）で第2位となっており、18歳未満の保護者では32.9%と特に高いことがわかった。

以上のとおり、発達障がい児（者）の保護者に対する支援サービス及び社会資源のニーズ調査では、放課後・余暇活動の場や日常生活支援及び専門的施設（入所施設、グループホーム、ケアホーム等）、就労支援といった支援が必要だと考えていることがわかった。

「今後子どもの生活のためにどのような社会資源が必要か」
 (発達障がい児(者)の保護者に対する調査)

18歳未満：85人 18歳以上：49人 計134人	18歳未満		18歳以上		合計	
	件数	割合 件数÷85	件数	割合 件数÷49	件数	割合 件数÷134
専門的施設(入所施設、グループホーム、ケアホーム等)	30	35.3%	28	57.1%	58	43.3%
就労関係(就労支援システム・ジョブコーチ)	28	32.9%	10	20.4%	38	28.4%
相談窓口、相談支援システム	22	25.9%	7	14.3%	29	21.6%
発達障がい専門機関・スタッフ(医師、OT、PT、STなど)	13	15.3%	7	14.3%	20	14.9%
教育現場での専門的支援者、教育機関	5	5.9%	1	2%	6	4.5%
在宅福祉サービス機関	6	7.1%	2	4.1%	8	6.0%
専門家養成機関	6	7.1%		0.0%	6	4.5%
心理的援助をしてくれる機関、人材	2	2.4%	3	6.1%	5	3.7%
安心して遊び、学べる場所	5	5.9%		0.0%	5	3.7%
その他	16	18.8%	5	10.2%	21	15.7%
回答件数合計	133		63		196	

(3) 発達障がいに関する知識の普及・啓発の推進

発達障がい児(者)の保護者に対する調査の「お子さんの障がいに気づいてから診断を受けて、障がいを受け入れるまでの過程で一番苦しかったのはどのようなことですか」という問いで、最も多かった回答が、「家族及び周囲の障がいに対する不理解」(18.7%)だったほか、「症状への対応」(13.4%)と並んで第2位で同数だった「孤立感、こころのケアの必要性」(13.4%)、「発達障がいについての知識がなかったこと」(11.9%)、「育て方のせいと言われたこと」(5.2%)を合わせると46.5%にも上った。(9ページに記載の発達障がい児(者)の保護者に対する調査結果を参照。)

本実態調査では、発達障がいと知的障がいを伴わないケースは134件中26件と5人に1人の割合であったが、知的障がいを伴わない場合は特に発達段階の時期において性格によるものと混同されやすい。そのため、家族の抱える生活上の困難や苦勞が周囲に理解されにくく、また、発達障がいの特異な言動を周囲の人間が保護者の指導やしつけなどに原因があるのではないかと誤った考えをしやすい。

正しい知識が普及すれば、そのような不理解や誤った知識に基づく周囲の人から受ける苦痛や苦しみを軽減できるため、社会全体に対する正しい知識の普及・啓発の推進が必要といえる。

また、発達障がい又はその疑いがある幼児児童生徒等の在籍状況でみたところ、小・中学校調査で医師の診断の有無に関係なく学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小学校で1.7%、中学校で1.4%と文部科学省の調査結果6.3%に比べて低かったが、これも発達障がいに関する正しい知識の普及・啓発がこれまで十分ではなかったことがその理由の一つとして考えられる。

(4) 発達障がいに関する専門家の養成

発達障がい児（者）の保護者に対する調査の「医療機関に対して何か要望はありますか」という設問では、「専門医・専門医療機関はもっと勉強してほしい」「専門科以外でも発達障がいに対する知識を習得してほしい」「専門医・カウンセラーの養成」といった回答が上位をしめ、それらを合計すると51.5%であった。

「医療機関に対して何か要望はありますか」

(発達障がい児（者）の保護者に対する調査)

アンケート回答者 134件
 総回答件数 266件 (複数回答)

(回答数÷134)

回答内容	回答数	割合
専門医・専門医療機関はもっと勉強してほしい	26	19.4%
専門科以外（歯科、眼科、耳鼻科）でも発達障がいの知識取得	23	17.2%
専門医・カウンセラーの養成	20	14.9%
診断後の継続的なフォローアップと具体的な指導、訓練	15	11.2%
他機関との連携と情報提示	7	5.2%
医療費の軽減	5	3.7%
専用の診察場所、個室等	5	3.7%
医師の的確な、優しい態度	4	3.0%
待ち時間の短縮	4	3.0%
その他	18	13.4%
合計	127	

また、発達障がい児（者）の保護者に対する調査で、「今から振り返って、お子さんの障がいを受け入れるまでに、どのような支援が欲しかったですか」という設問に対する回答では、「診断後の具体的な指導・フォローアップ」が19件（14.2%）で第2位、「専門家・専門機関による関わり」が17件（12.7%）で第3位の回答であったことから専門家の支援に対するニーズが高いとわかった。（10ページに記載の発達障がい児（者）の保護者に対する調査結果を参照。）

保育所・幼稚園調査では、「発達障がいに関する研修や職員の専門性の向上が図られていると思うか」という設問に対して保育所では、「思う」が52.2%、「思わない」が35.0%、幼稚園では、「思う」が53.2%、「思わない」が46.8%であり、保育所・幼稚園で専門性の向上が図られていると思っているところは約半分しかないことがわかった。

「発達障がいに関する研修や職員の専門性の向上が図られていると思うか」
 (保育所調査)

	思う	思わない	無回答
施設数	94	63	23
割合	52.2%	35.0%	12.8%

(幼稚園調査)

	思う	思わない	無回答
施設数	74	65	0
割合	53.2%	46.8%	0%

相談機関に対する調査では、同じ設問に対して「思う」が58.3%、「思わない」が33.3%あり、「思わない」と回答した相談機関の人にその理由を聞いたところ「日々の業務に追われている」や「忙しくて研修に参加する時間がとれない」といった回答が多く見られた。

(相談機関調査)

	思う	思わない	無回答
機関数	14	8	2
割合	58.3%	33.3%	8.3%

施設に対する調査では、同じ設問に対して「思う」が62.3%、「思わない」が37.7%あり、「思わない」と回答した施設の人にその理由を聞いたところ「研修の機会が少ない」、「利用者に発達障がい者がいない」、「個人研修の不足・職員の意識の問題」といった回答が多かった。

(施設調査)

	思う	思わない	無回答
施設数	33	20	0
割合	62.3%	37.7%	0.0%

また、小・中学校における校内支援体制の整備状況についての調査において、特別支援教育コーディネーターを指名し、役割を担う上での課題を調べた結果でも、各年度で特別支援教育コーディネーターが交代する学校も数多くあり、特別支援教育コーディネーターの専門性を高めるまでに至っていないという課題が出ており、これらの調査結果から、医療機関、保育所、幼稚園、学校、施設、相談機関といった各機関において、発達障がいに関する専門性の向上、専門家の養成といったニーズがあることがわかった。

(5) 関係機関の連携体制整備

発達障がい児（者）の保護者に対する調査の「障がいに気付いたときに相談したところはどこでしたか」という質問に対する回答を見ると、「保健所、県民保健福祉センターなどの保健機関」が43.8%と最も多く、次が「福祉施設」で22.9%となっており、それらが身近な相談機関となっていることがわかった。

「障がいに気付いたときに相談したところはどこか」
（発達障がい児（者）の保護者に対する調査）

機関	保健機関	福祉施設	行政	相談機関	保育所	医療機関	学校	親の会	その他	合計
件数	67	35	27	5	4	4	3	3	5	153
割合	43.8%	22.9%	17.6%	3.3%	2.6%	2.6%	2.0%	2.0%	3.3%	

また、「今から振り返って、お子さんの障がいを受け入れるまでに、どのような支援が欲しかったですか」という質問に対しては「専門家・専門機関による関わり」とした回答が12.7%であった。（10ページ掲載の発達障がい児（者）の保護者に対する調査結果を参照。）

次に、「関係機関にどのような支援を求めているか」という設問に対し、保育所調査では、「専門機関からの支援」が47.8%あり、幼稚園調査では「保健師等専門スタッフによる支援」という回答が25.9%となっている。

また、「発達障がい児（者）への支援における意見や要望」に対する回答では、保育所調査では「公的機関からの専門的支援」が32.2%、幼稚園調査では「専門的指導・研修実施」が23.2%と最も多い回答であった。

これらの調査結果から、保護者は保健機関に相談しやすく、専門家・専門機関による関わりを求めていること、保育所・幼稚園は専門機関からの技術的支援、指導を求めていることがわかった。

「関係機関に、どのような支援を求めているか」
（保育所調査）

総回答数 113

	回答数	割合
専門機関からの支援（具体的な助言、指導、定期的な支援）	54	47.8%
保護者が子どもの状況を理解するための助言及び援助	23	20.4%
研修・講座の定期的な開催	10	8.8%
障がいに応じた情報	5	4.4%
明確な診断と対応	4	3.5%
その都度相談できる場所	3	2.7%
その他	14	12.4%

「関係機関に、どのような支援を求めているか」
(幼稚園調査)

総回答数 112

	回答数	割合
障がい、関わり方の情報、研修	37	33.0%
保健師等専門スタッフによる支援	29	25.9%
保護者への連携、支援	16	14.3%
学校、施設等との連携	6	5.4%
専門職員の配置	4	3.6%
相談窓口	1	1.0%
その他	19	17.0%

「発達障がい児（者）への支援における意見や要望」
(保育所調査)

総回答数 87

	回答数	割合
公的機関からの専門的支援	28	32.2%
親の理解への対応に苦慮する	24	27.6%
保護者、関係機関との連携、ネットワークづくり	15	17.2%
研修の必要性	9	10.3%
保護者負担への配慮	3	3.4%
その他	8	9.2%

「発達障がい児（者）への支援における意見や要望」
(幼稚園調査)

総回答数 69

	回答数	割合
専門的指導、研修の実施	16	23.2%
専門職員の配置	15	21.7%
保護者への理解を進める	12	17.4%
障がいに対する理解を進める	7	10.1%
専門的医師	4	5.8%
関係機関との連携	3	4.3%
他の子どもへの対応	3	4.3%
その他	9	13.0%

この他、小・中学校調査においても、校内支援体制の整備状況についての調査で全ての関係機関に望むことを調べた結果、関係機関の連携や気軽に相談できる体制の整備を求めていることがわかった。

「全ての関係機関に望むこと」

(小・中学校における校内支援体制の整備状況についての調査)

- ・ 関係機関の連携・システムの構築
- ・ 治療方法や対処の仕方の指導
- ・ 専門機関相互の連携
- ・ 気軽に相談ができる体制
- ・ 相談機関を増やしてほしい(身近な相談)・定期的相談
- ・ 予算措置・金銭面での補助
- ・ 地域への理解・啓発
- ・ 広報活動、内容の周知

第4 まとめ

今回の実態調査において、本県の発達障がい児(者)の実態と支援体制整備のニーズを把握することができました。

この報告書には紙数の都合から調査のすべてを記載していませんが、この他にも、多くの方々から貴重なデータやご意見を多数いただきました。それらを合わせて検討の上、今後は、この調査から得られた結果をもとに発達障がいに関する支援体制整備の基本方針を策定することとします。

平成19年8月

保 育 所 に お け る 発 達 障 が い に 関 す る 実 態 調 査

保育園は多くの子どもたちにとって最初の集団生活を体験する場所であり、成長とともに生活環境が大きく変化する時期である。
 発達障がいのある子どもにとっては、家庭で過ごす時間から、多くの人達との関わりの中でその障がいに気づき始める頃であり、生活環境の変化とあわせて様々な経験を通して心身ともに大きく成長・変化する時期である。
 発達障がいでは、早期の発見、早期の支援が特に重要であり、適切な支援をすすめるため保育園における現状、問題点等の把握を行った。
 一般的には、まだまだ障がいの「気づき」は低い状況ではあるが、増加傾向にあり、子どもや家族への支援、職員の支援体制の充実も求められる。
 具体的な状況については、以下のとおりである。

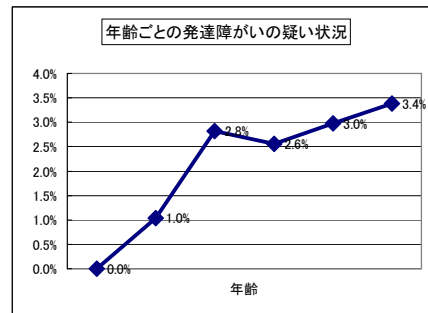
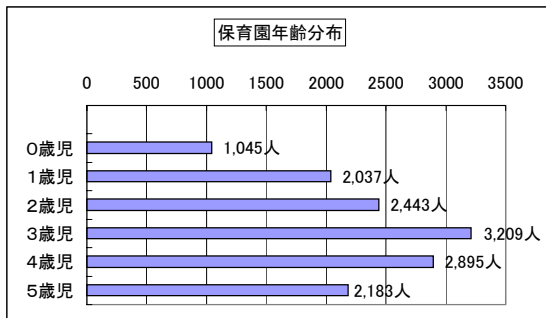
調査方法 アンケート用紙郵送・回収
 調査時期 平成18年10月
 調査対象 290保育所 (内訳:公立187、私立103)
 回答数 180
 回答率 62.1%

保育園児の年齢及び発達障がいと疑いを感じている状況

回答のあった在園児数は合計13,812人で、年齢的には1歳あたりから徐々に発達障がいの疑いとして感じられ始め、成長に伴いこの割合が増えてきている傾向にある。保育園内において、子どもが発達障がい若しくは発達障がいではないかと感じている数は、5歳児では3.4%、全体では332人(2.4%)であった。

【第9表】

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	1,045	2,037	2,443	3,209	2,895	2,183	13,812
発達障がいの疑い人数	0	21	69	82	86	74	332
割合	0.0%	1.0%	2.8%	2.6%	3.0%	3.4%	2.4%

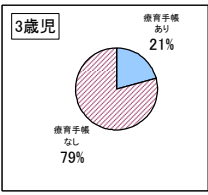
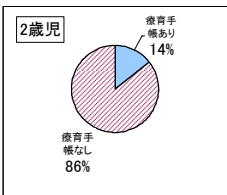
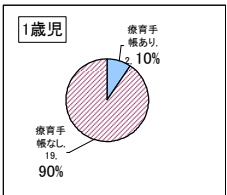


発達障がい疑いのある子どものうち、療育手帳の所持状況

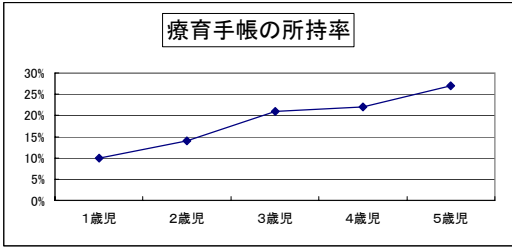
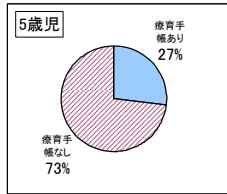
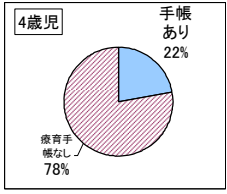
発達障がいと感じられる子どものうち、療育手帳を所持している割合は、1歳児では10%であり、年齢とともに増えていき5歳児では27%、全体では332人中68人 20.5%となっており、保育園においてはまだまだ療育手帳所持者数は少ない状況である。
この年齢期では、まだ専門的な相談や診断を受けていない。
気づきの遅れだけでなく、取得手続きの煩雑さと、それに伴う親の心の痛み、公的補助の未周知等もこの背景にあると予想される。

【第10表】

手帳有無	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
	療育手帳あり	療育手帳なし	療育手帳あり	療育手帳なし	療育手帳あり	療育手帳なし	療育手帳あり	療育手帳なし	療育手帳あり	療育手帳なし	療育手帳あり	療育手帳なし
所持状況数	0	0	2	19	10	59	17	65	19	67	20	54
割合			10%	90%	14%	86%	21%	79%	22%	78%	27%	73%



	療育手帳あり	療育手帳なし	合計
人数	68	264	332
割合	20.5%	79.5%	



「発達障がい」の認定を受けて、障害児保育の対象として通園している子どもの状況

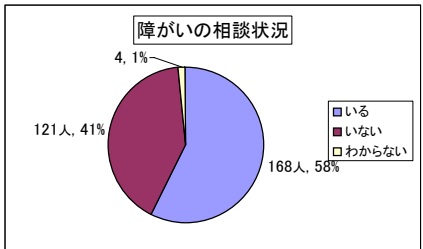
回答のあった全利用者13,812人のうち、障がい児の認定を受けた障害児保育対象児は、78人(0.58%)である。
また、発達障がいと思われる子どもの保護者から「障がい」についての相談や説明を受けているのは、332人中168人(58%)となっている。この中には、保護者自身がまだ子どもの障がいに気づいていない割合が多いことが予想される。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
対象者数	0	2	3	22	27	24	78
全利用者	1045	2037	2443	3209	2895	2183	13812
割合	0.00%	0.10%	0.12%	0.69%	0.93%	1.10%	0.56%

発達障がいと思われる子どもの保護者から「障がい」についての相談や説明を受けていますか。

発達障がい疑い人数	332
-----------	-----

回答	人数	割合
いる	168	58%
いない	121	41%
わからない	4	1%



発達障がい児の支援に関わる職員の状況

保育園での職員体制は、180施設中で2,108人で、1施設あたり11.7人となっている。発達障がいに関して経験、知識豊富な職員がいると回答のあった人数は226人(10.7%)にとどまっている。発達障がいに関する研修など、専門性の向上については、図られているとの回答が94保育園(52.2%)、図られていないと思わないが63人(35%)となっている。

【第11表】

回答施設

施設数	職員数
180	2,108

経験豊富な職員がいますか

	いる	いない	その他
人数	226	65	1,817
割合	10.7%	3.1%	86.2%

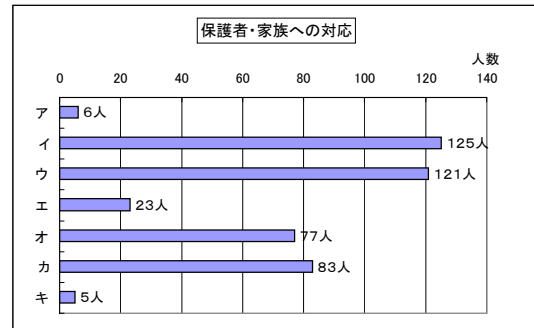
発達障がいに関する研修など専門性の向上が図られていますか

	思う	思わない	無回答
施設数	94	63	23
割合	52.2%	35.0%	12.8%

発達障がいではないかと気になった際の、保護者・家族への対応状況

回答数440件のうち、園内で発達障がいではないかと気になった際の保護者等への対応は、「気になったことを素直に伝える」が125件、「家族に生活状況を尋ねる」が121件と回答が多い。その他関係機関と連携をとるなどの意見も目立つ。

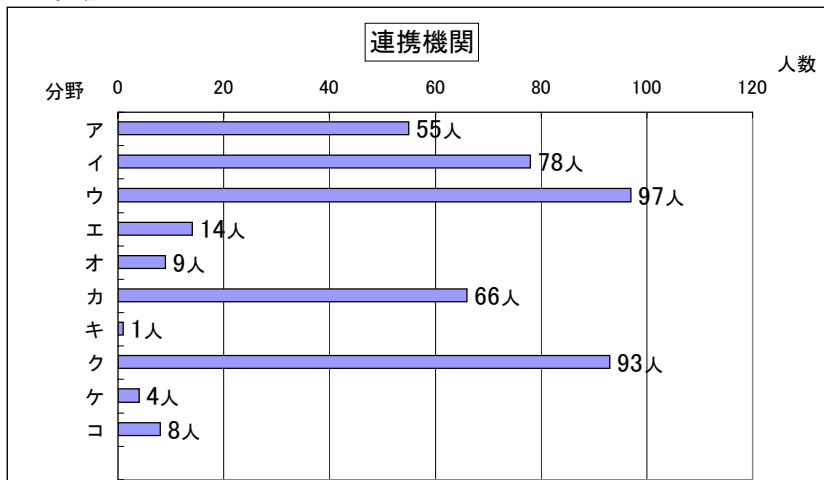
ア 保護者への対応までは行わない。	6
イ 園内で気になることを素直に伝える。	125
ウ 日頃の育児(生活)の仕方について尋ねる。	121
エ 施設から保護者へ、直接、助言・指導する。	23
オ 病院や専門機関等を紹介する。	77
カ 保護者とともに、対応策を検討する場をもつ。	83
キ その他	5
合計	440



支援のために連携をとったことのある機関、職員の状況

発達障がい児への支援で、これまで連携をとったことのある機関としては、保健所などの保健機関が97件と最も多く、児童相談所、市役所などの行政機関が93件、医療機関78件となっている。発達障がい者支援センターなどの相談機関も66件と、連携がとられている。

分野	(単位:人)
ア 教育(幼・小・中・高等学校、養護学校、教育委員会、教育センター)	55
イ 医療(病院、診療所、医師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士)	78
ウ 保健(精神保健福祉センター、保健所、県民保健福祉センター)	97
エ 保育(保育所)	14
オ 施設(デイサービスセンター、更生施設、授産施設、小規模作業所など)	9
カ 相談機関(発達障がい者支援センター、地域療育コーディネーター、生活支援センターなど)	66
キ 労働(障害者就業・生活支援センター、職業センター、ハローワーク)	1
ク 行政(福祉事務所、市役所、役場、児童相談所、更生相談所)	93
ケ 親の会(自閉症、AD/HD、LDなど)	4
コ その他	8



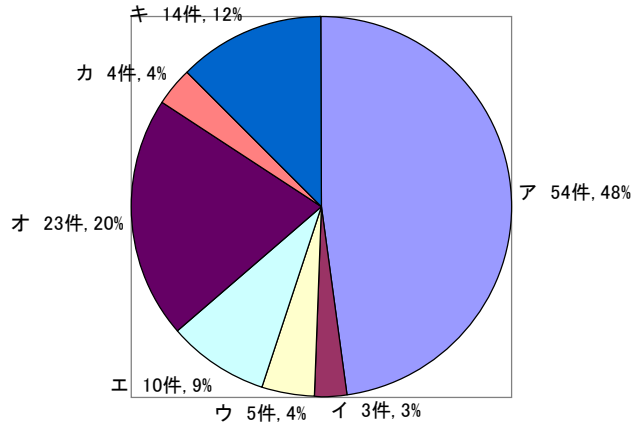
関係機関からどのような支援を求めていますか？

関係機関から、どのような支援を求めていますか？

専門機関からの支援が54件(47.8%)、保護者への助言及び保育所での援助方法が23件(20.4%)であり、全回答の7割近くとなっている。研修や講座の開催など、障がいへの知識や情報収集も求められている。

【第12表】

総回答数 113

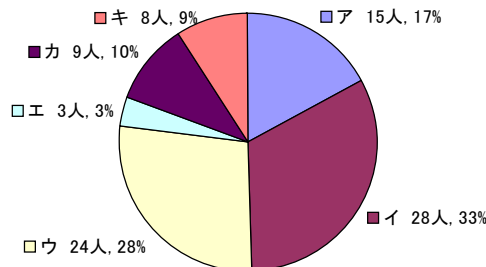


- ア 専門機関からの支援(具体的な助言、指導、定期的な支援)
- イ その都度相談できる場所
- ウ 障がいに応じた情報
- エ 研修・講座の定期的な開催
- オ 保護者が我が子の状況を理解するための助言及び保育所・園での援助方法等
- カ 明確な診断と対応
- キ その他

発達障がい児(者)への支援における意見や要望

公的機関からの専門的支援を求める意見が28件(33%)と最も多い。また、親に障がいを理解してもらい対応の苦慮しているが28%となっている。関係者との連携の必要性、ネットワークづくりを希望する声も多い。

総回答数 87



- ア 保護者、関係機関との連携、ネットワークづくり
- イ 公的機関からの専門的支援
- ウ 親の理解への対応に苦慮する
- エ 療育期間の経費(保護者負担)への配慮
- オ 研修の必要性
- カ その他

幼稚園における発達障がいに関する実態調査

県内226か所の幼稚園(内訳:公立66、私立160)に対してアンケート調査を実施し、回答率は147園の65%であった。調査内容は、園内における発達障がい児の疑いと感じられる状況、職員の支援体制、保護者との関係や対応状況等についての実態を把握した。

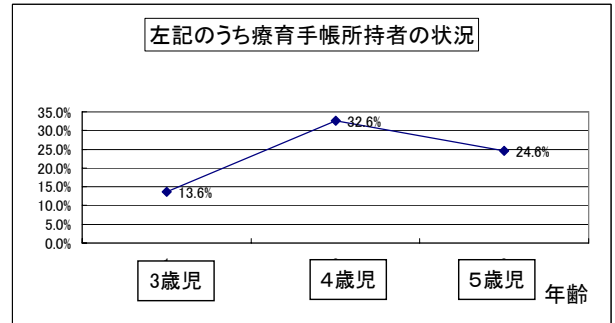
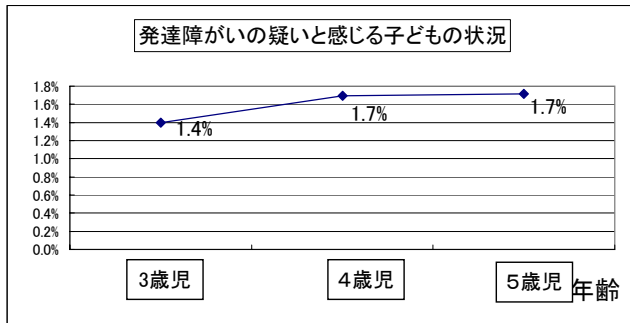
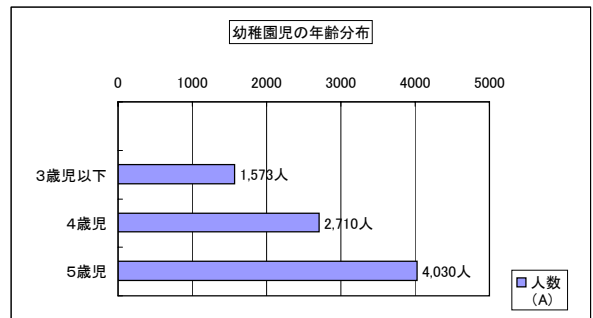
調査方法	アンケート用紙郵送・回収
調査時期	平成18年10月
調査対象	226幼稚園(内訳:公立66、私立160)
回答数	147
回答率	65.0%

発達障がい児の疑いを感じる子どもの状況

回答のあった幼稚園児の年齢ごとの数は、3歳児1,573人、4歳児2,710人、5歳児4,030人で、そのうち職員が発達障がいの疑いがあると感じている子どもは計137人(1.6%)となっている。発達障がいと感じられる子どものうち療育手帳の所持者は35名(25.5%)であった。

【第13表】

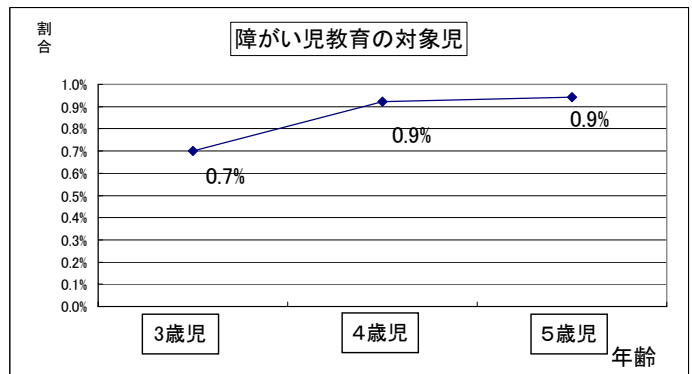
年齢	3歳児以下	4歳児	5歳児	合計
人数(A)	1,573	2,710	4,030	8,313
発達障がいの疑い人数(B)	22	46	69	137
割合(B÷A)	1.4%	1.7%	1.7%	1.6%
上記のうち療育手帳所持者(C)	3	15	17	35
割合(C÷B)	13.6%	32.6%	24.6%	25.5%



通園している子どものうち、障がい児教育の対象児の状況

障がい児の認定を受けて障害児教育の対象として通園している子どもは、合計回答数8,313名のうち、わずか74名(0.9%)となっている。

年齢	3歳児以下	4歳児	5歳児	合計
人数	1,573	2,710	4,030	8,313
障がい児教育	11	25	38	74
割合	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%



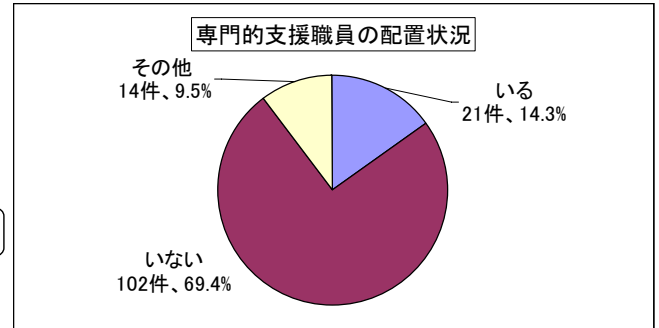
発達障がい児への支援体制

幼稚園において、発達障がい児への支援体制の状況について調査を行った。発達障がいの支援に関わる知識、経験豊富な職員がいると思うかとの質問に対し、「いる」と回答のあった件数は21件、38人で件数の割合は14.3%である。また、「いない」との回答は102件(69.4%)となっている。研修など、専門性の向上が図られているかについては、図られている74人(53.2%)、図られていない65人(46.8%)であった。

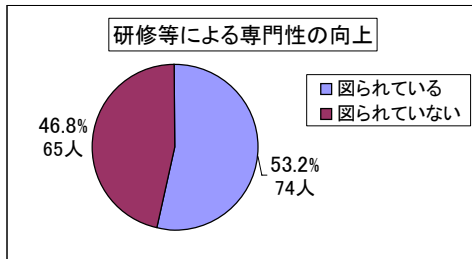
発達障がい児への専門的職員がいますか？

【第14表】

	職員数	いる	いない	その他
人数	648	38	102	14
回答件数	147	21	102	14
割合	22.7%	14.3%	69.4%	9.5%



園において、研修などの専門性の向上が図られていると思いますか？

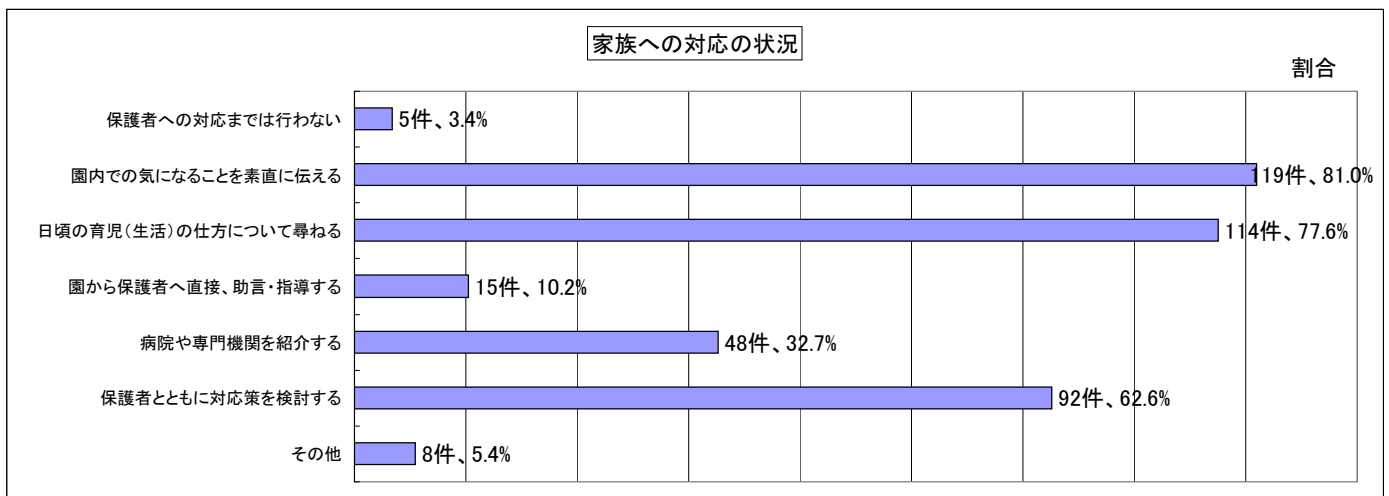


気になったときの、保護者への対応状況について

園児が発達障がいではないかと気になった時の対応について、計141園から回答があった。119件(81.0%)は「園内で気になったことを素直に保護者に伝える」、114件(77.6%)が生活状況を尋ねるなど、保護者、家族と直接話し合い等を行っている。

発達障がいではないかと気になったときの保護者・家族への対応状況

回答園数141園：複数回答



関係機関との連携状況について

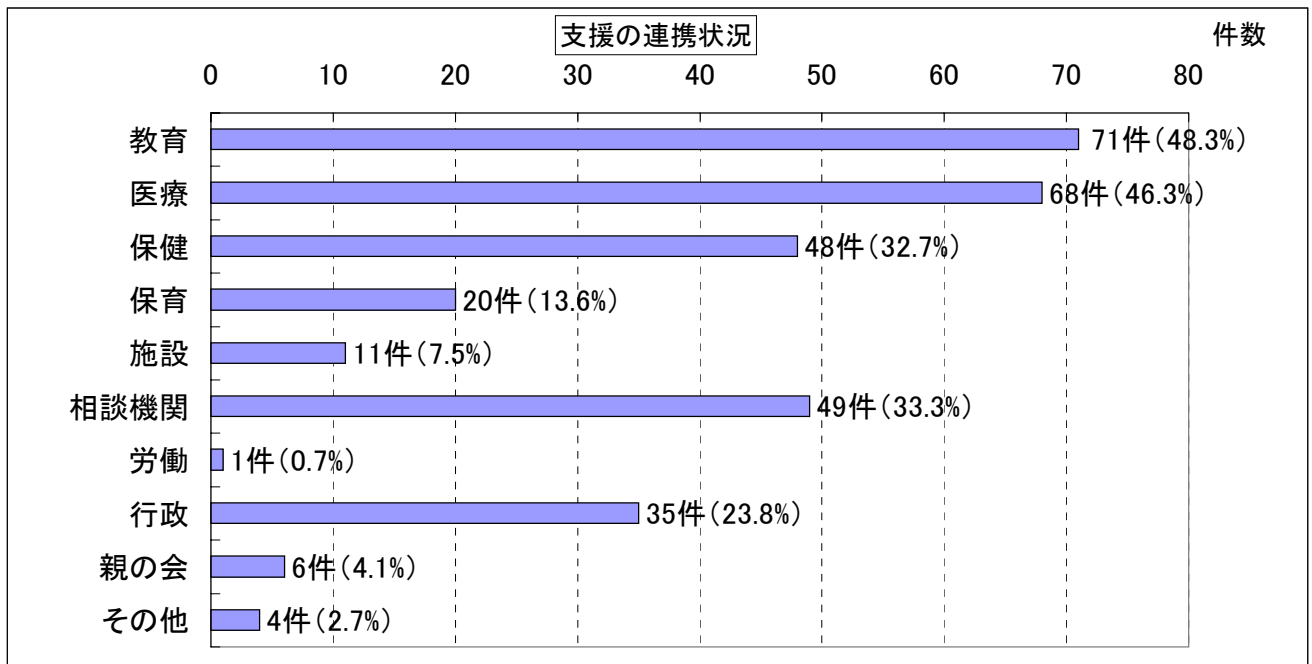
発達障がい児への支援で連携をとった機関、職員については、養護学校などの教育機関が71件(48.3%)、医療機関が68件(46.3%)と比較的、割合が多い状況である。
 連携状況については、まだまだ発達障がいという障がいに関する知識不足、関係機関の情報不足や事例が少ない等により、大部分は幼稚園内で対応しているようである。

発達障がい児への支援で連携をとったことのある機関・職員

【第15表】

回答園数141園：複数回答

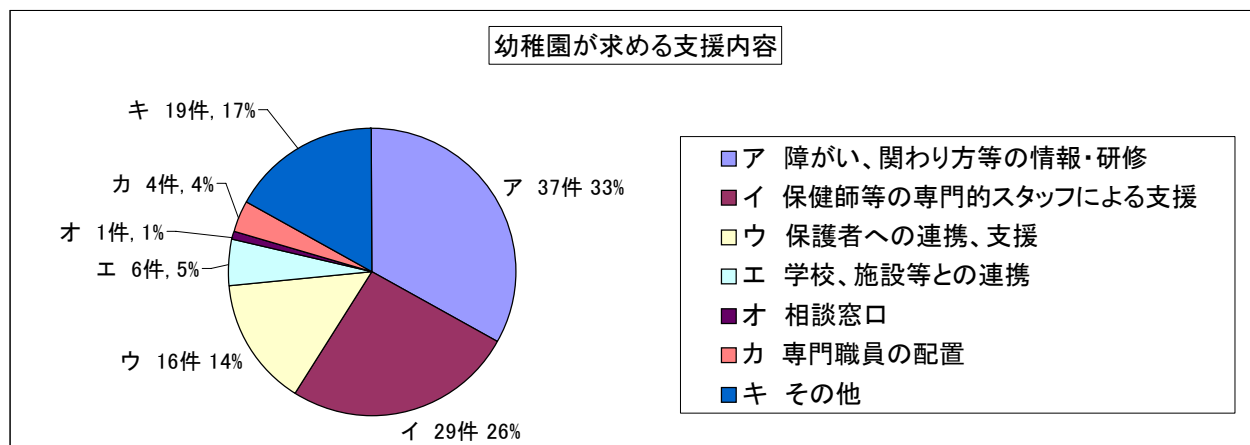
(質問)	係 機 関	(件数)	(割合)
ア	教育(幼・小・中・高等学校、養護学校、教育委員会、教育センター)	71	48.3%
イ	医療(病院、医師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士)	68	46.3%
ウ	保健(精神保健福祉センター、保健所、県民保健福祉センター)	48	32.7%
エ	保育(保育所)	20	13.6%
オ	施設(ディサービスセンター、更生施設、授産施設、小規模作業所等)	11	7.5%
カ	相談機関(発達障害者支援センター、地域療育コーディネーター、障害者生活支援センター等)	49	33.3%
キ	労働(障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワーク)	1	0.7%
ク	行政(福祉事務所、市役所、役場、児童相談所、更生相談所)	35	23.8%
ケ	親の会	6	4.1%
コ	その他	4	2.7%



幼稚園が求める支援について

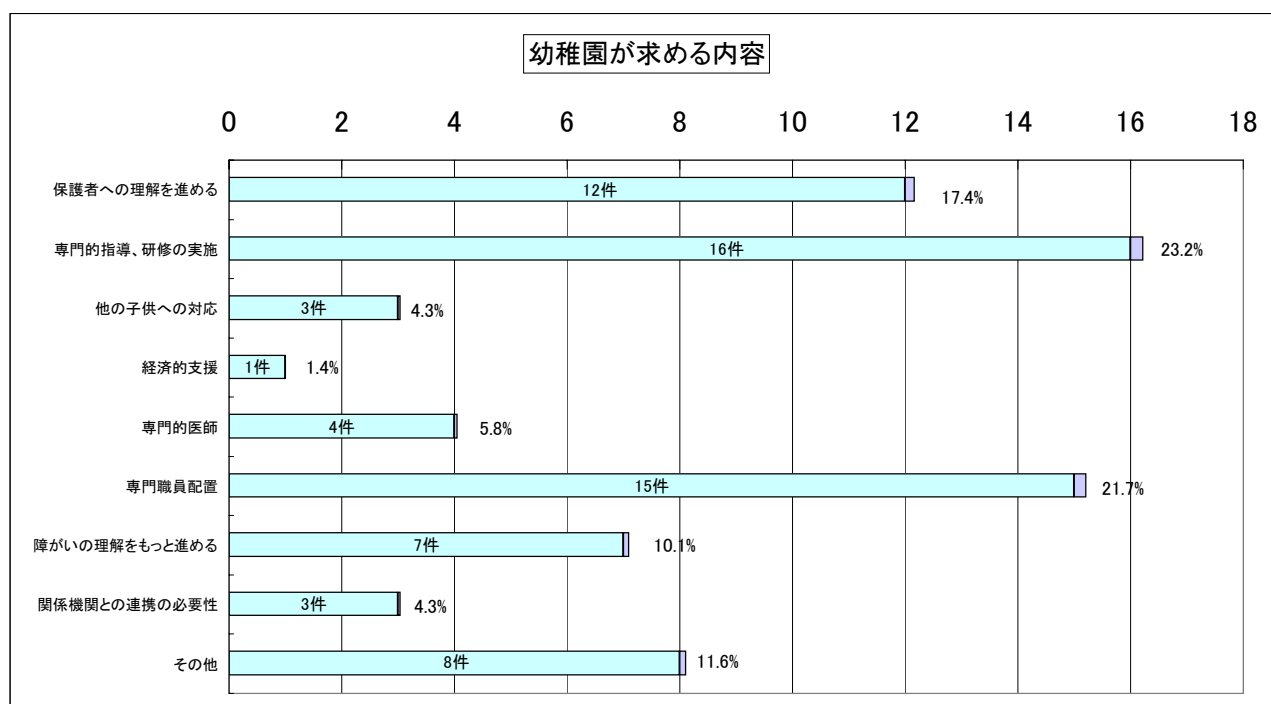
発達障がい児の知識、また、その関わり方についての情報提供、研修の実施を求める意見が37件(33%)あった。また、保健師などの専門スタッフによる支援を求める声が29件(26%)を占めているほか、保護者への連携・支援の方法、関係機関との連携の必要性が求められている。

【第16表】



発達障がい児(者)へ支援においての、意見や要望

発達障がい児への支援についての意見や要望については、専門的指導方法などの研修実施が16件(23.2%)、専門的職員の配置が15件(21.7%)と、発達障がい児への支援体制の充実を求める意見が多かった。また、保護者への理解、社会全体の障がいの理解の促進など、発達障がいの普及啓発が必要とされている。



I 発達障がいのある児童生徒等の実態調査の概要

1 調査の目的

発達障がい児（者）及び学校や施設の現状や問題点を把握し、今後の支援のあり方を検討する資料に資する。

2 調査の対象及び回収率

(1) 調査の対象

県内のすべての国公立小・中学校（分校を含む）、公立高等学校に在籍する発達障がいを含む、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒

(2) 対象校及び回収率

〈資料1〉実態調査を依頼した学校数等（学校数及び児童生徒数は、平成18年11月現在）

校種		学校数	児童生徒数	回収率
小学校	国立	1校	716人	1校（100%）
	私立	1校	263人	1校（100%）
	公立	337校（分校5校を含む）	67,058人	337校（100%）
	計	339校	68,037人	339校（100%）
中学校	国立	1校	477人	1校（100%）
	私立	4校	579人	4校（100%）
	公立	143校	33,918人	143校（100%）
	計	148校	34,974人	148校（100%）
高等学校	私立	14校	8,101人	14校（100%）
	公立	62校（分校、定時制、通信制を含む）	28,659人	62校（100%）
	計	76校	36,760人	76校（100%）
総計		561校	139,772人	561校（100%）

3 調査期間

平成18年11月～平成19年2月

4 調査内容

実態調査は、大きく分けて次の2つの内容で依頼した。

〈実態調査Ⅰ〉

- ・発達障害者支援法で定義されている発達障がいについて医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている児童生徒

〈実態調査Ⅱ〉

- ・通常の学級に在籍し、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面において著しい困難がある児童生徒

※国公立小・中学校、公立高等学校については、現在又は今後、校内支援体制の整備が進められる段階であるため、実態調査Ⅱの対象校から除いた。

〈資料2〉実態調査を依頼した学校の範囲

校 種		実態調査Ⅰ			実態調査Ⅱ
		障がい児学級	通級指導教室	通常の学級	
小 学 校	国立			○	
	私立			○	
	公立	○	○	○	○
中 学 校	国立			○	
	私立			○	
	公立	○		○	○
高等学校	私立			○	
	公立			○	

5 調査方法

(1) 回答者

特別支援教育コーディネーターと相談し、学級担任が判断した結果を、校内委員会で確認・検討して回答する。

(2) 実態調査の進め方

① 実態調査Ⅰ

障がい児学級、通級指導教室及び通常の学級に在籍する発達障害者支援法で定義される発達障がい者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がい）等について、医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている児童生徒を、障がい種別ごとに集計表に人数を記入する。

② 実態調査Ⅱ

ア. 調査項目と基準

文部科学省が実施した全国実態調査の結果と整合性をもたせるため、文部科学省の調査項目及び基準に準じる。

〈調査項目〉

- ・学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）
- ・行動面①（「不注意」「多動性－衝動性」）
- ・行動面②（「対人関係やこだわり等」）

イ. 基準

- ・学 習 面：「聞く」「話す」等の6つの領域（各5つの設問）のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上ある場合には困難があるととらえる。
- ・行動面①：奇数番目の設問群（不注意）、または、偶数番目の設問群（「多動性－衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上ある場合には困難があるととらえる。
- ・行動面②：該当する項目が22ポイント以上ある場合には困難があるととらえる。

Ⅱ 調査結果の分析・考察

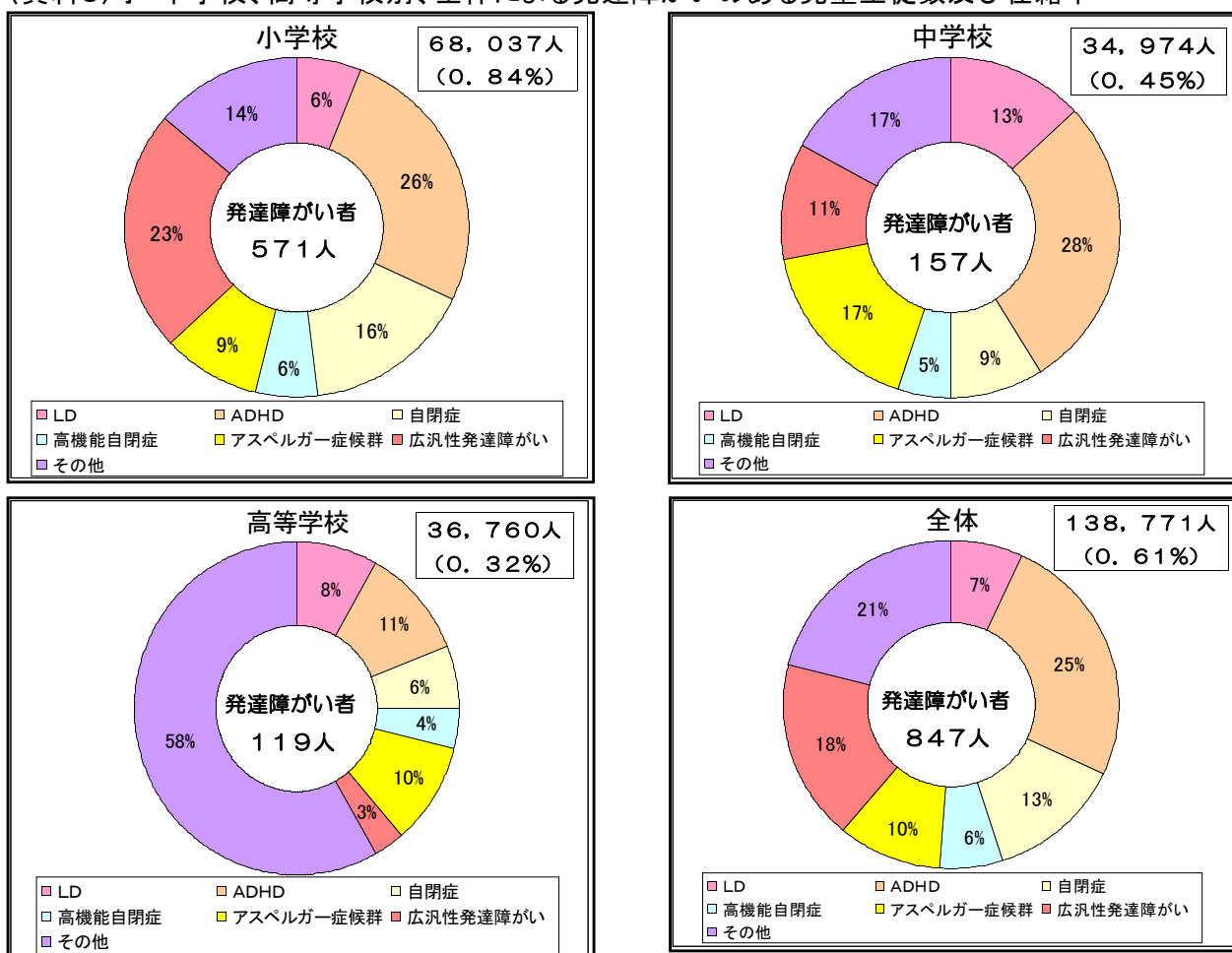
1 医師の診断(学校が把握している障がい名)を受けている発達障がいのある児童生徒に関する実態調査について

ここでは、発達障害者支援法で定義されているLD、ADHD、自閉症等の発達障がいのある児童生徒の在籍状況について、国公立小・中学校、公立高等学校の障がい児学級、通級指導教室、通常の学級を対象に、「医師の診断(学校が把握している障がい名)を受けている発達障がいのある児童生徒(現在、学校が把握している範囲)」について回答を求めたものである。

(1) 小・中学校、高等学校全体での発達障がいのある児童生徒の在籍状況

資料3は、小・中学校、高等学校別、全体別に医師の診断(学校が把握している障がい名)を受けている発達障がいのある児童生徒数及び在籍率を示したものである。

〈資料3〉小・中学校、高等学校別、全体による発達障がいのある児童生徒数及び在籍率



学校種	児童生徒数	LD	ADHD	広汎性発達障がい				その他	計
				自閉症	高機能自閉症	アスペルガー症候群	広汎性発達障がい		
小学校	68,037	34	149	90	36	50	130	82	571
中学校	34,974	20	44	14	9	26	18	26	157
高等学校	36,760	8	13	7	5	12	4	70	119
計	139,771	62	206	111	50	88	152	178	847

- ・全体のグラフを見ると、医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある児童生徒の割合は、1,000人に対して6人程度である。
- ・発達障がいのある児童生徒の半数が、広汎性発達障がいである。また、約3割がADHDであり、行動面に困難が見られる発達障がいの診断が多くなされている。これは、当然ながら保護者や友だちとうまくかかわれない、落ち着きがなく、いつも動き回るなど、保護者にとっても気づきやすさがあり、医師の診断につながっていると思われる。一方、LDは、約1割であり、勉強に関することは「努力しない結果」「少し苦手にしている」などと、苦手にしている背景がとらえにくいためであると思われる。
- ・小学校から高等学校になるにつれて、学校が把握している発達障がいのある児童生徒数が減少している。特別支援教育へ転換されて6年目であり、大分県においても公立小・中学校において特別支援教育の取組がやっと2年を経過した段階であり、中学校や高等学校においては、保護者を含めて発達障がいに対する理解が広がっていないためではないかと思われる。
- ・高等学校のグラフを見ると、そのほか58%となっているが、その多くが通信制高校に在籍している。通信制高校を選択している理由は、必ずしも発達障がい起因するものであるとは限らないが、何らかの学校不適応を生じている可能性があると思われる。

(2) 市町村別等による発達障がいのある児童生徒の在籍状況と割合

資料4は、市町村（公立小・中学校）、国私立小・中学校、公私立高等学校別に医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある児童生徒の在籍状況とその割合を示したものである。

〈資料4〉市町村別等による発達障がい者のある児童生徒の在籍状況とその割合

	児童生徒数	LD	ADHD	自閉症	高機能自閉症	アスペルガー症候群	広汎性発達障がい	その他	計	割合
中津市	7,658	1	11	8	5	1	15	3	44	0.57%
宇佐市	5,236	1	5	3	6	3	6	0	24	0.46%
豊後高田市	2,012	0	3	3	0	0	2	0	8	0.40%
別府市	8,763	6	22	14	3	11	6	2	64	0.73%
日出町	2,532	3	1	1	1	1	5	1	13	0.51%
杵築市	2,591	2	4	2	0	1	5	2	16	0.62%
国東市	2,707	0	7	9	2	1	6	0	25	0.92%
姫島村	208	0	0	0	0	0	1	0	1	0.48%
大分市	40,947	29	102	45	25	42	63	72	378	0.92%

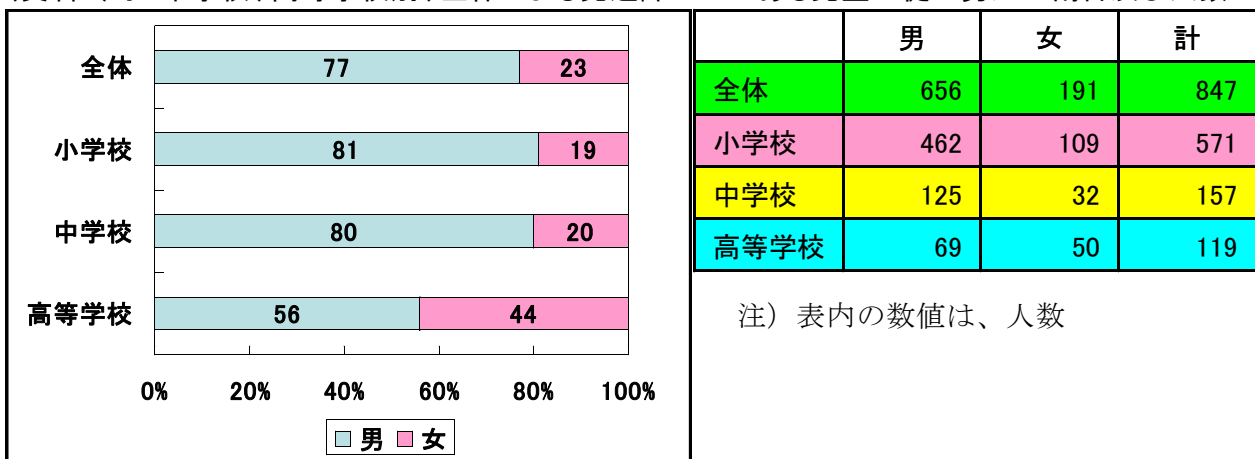
由布市	2,958	0	3	3	0	1	4	4	15	0.51%
臼杵市	3,325	3	3	2	0	1	7	11	27	0.81%
津久見市	1,625	0	1	3	0	1	4	6	15	0.92%
佐伯市	6,404	4	9	3	0	5	4	3	28	0.44%
豊後大野市	3,019	2	3	4	1	4	7	0	21	0.70%
竹田市	1,787	1	8	0	0	1	1	1	12	0.67%
日田市	6,644	2	9	4	0	2	6	2	25	0.38%
玖珠町	1,653	0	0	0	0	0	4	0	4	0.24%
九重町	907	0	2	0	1	0	1	0	4	0.44%
私立小学校	263					1	1		2	0.76%
国立小学校	716								0	0
私立中学校	579				1			1	2	0.35%
国立中学校	477								0	0
私立高等学校	8,101	6	5	7	2	9	3	19	51	0.63%
公立高等学校	28,659	2	8		3	3	1	51	68	0.24%
	139,771	62	206	111	50	88	152	178	847	0.61%

・国東市、大分市、津久見市が0.92%で高いが、全ての市町村、学校で1%を超えるところは見られなかった。

(3) 学校種別、全体での発達障がいのある児童生徒の男女の割合

資料5は、小・中学校、高等学校別、全体別に医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある児童生徒の男女割合を示したものである。

〈資料5〉小・中学校、高等学校別、全体による発達障がいのある児童生徒の男女の割合及び人数



・資料5の全体を見ると、男女比は、4：1の割合で在籍していることがわかる。また、小学校、中学校でも同様の結果が得られている。

2 通常の学級に在籍する学習面や行動面に著しい困難のある児童生徒に関する実態調査について

ここでは、発達障がいに関する医師の診断（学校が把握している障がい名）の有無に関係なく、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面に著しい困難のある児童生徒の在籍状況について、公立小・中学校の通常の学級を対象に回答を求めたものである。

資料6は、実態調査を実施した学校数、児童生徒数及び回答率を示している。

〈資料6〉実態調査を実施した学校数等（平成19年11月現在）

	学校数	児童生徒数	回答率
小学校	337校（分岐を計）	66,524人	100%
中学校	143校	33,765人	100%
計	480校	100,289人	100%

(1) 学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合

資料7は、公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面に著しい困難のある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料7〉知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合

	小学校	中学校	全体	文部科学省
学習面か行動面で著しい困難を示す	1.7% (1,160)	1.4% (473)	1.6% (1,633)	6.3%
学習面で著しい困難を示す	1.2% (783)	0.9% (305)	1.1% (1,088)	4.5%
行動面で著しい困難を示す	1.0% (662)	0.8% (281)	0.9% (943)	2.9%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.4% (285)	0.3% (113)	0.4% (398)	1.2%

注) () 内は、困難のある児童生徒数

注) 「学習面で著しい困難を示す」とは「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つ、あるいは複数で著しい困難を示す場合を示し、一方「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」の問題、「多動性－衝動性」の問題、あるいは「対人関係やこだわり等」の一つか複数で著しく示す場合を示す。

- 資料7を見ると、全てに渡り文部科学省の調査結果より数値が低いことがわかる。前項で述べた医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある児童生徒の割合0.61%と併せてみても、大分県において発達障がいのある児童生徒を含め、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面に著しい困難のある児童生徒は少ない。この要因として、公立小・中学校において特別支援教育の取組がわずか2年を経過した段階であり、教職員の発達障がいに関する理解が十分ではなく、困難な児童生徒であるかどうかの判断ができない、障がいのある児童生徒と判断することへの不安が感じられたのではないかと思われる。

・資料3を見ると、LDと診断されている児童生徒は、ADHDや広汎性発達障がいと比べて少ないが、資料7では、学習面に著しい困難を示す児童生徒への気づきが一番高く示されている。学習面については、教育課程で各学年の指導内容が明確になっているため、学習の遅れや偏りは把握しやすいが、それが障がいとなる程度なのか、障がいに起因するものなのかの判断が難しいと考えられる。

(2) 市町村別による学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合

資料8は、市町村別に公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面に著しい困難のある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料8〉市町村別による知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合

	児童生徒数	困難な内容	小学校	中学校	全体
中津市	小学校 5,012	学習面か行動面で著しい困難を示す	2.0% (99)	0.5% (13)	1.5% (112)
		学習面で著しい困難を示す	1.3% (66)	0.3% (9)	1.0% (75)
	中学校 2,582	行動面で著しい困難を示す	1.3% (65)	0.3% (9)	1.0% (74)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.6% (32)	0.2% (5)	0.5% (37)
宇佐市	小学校 3,423	学習面か行動面で著しい困難を示す	1.2% (40)	0.5% (8)	0.9% (48)
		学習面で著しい困難を示す	0.8% (26)	0.3% (6)	0.6% (32)
	中学校 1,762	行動面で著しい困難を示す	0.7% (25)	0.2% (4)	0.6% (29)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.3% (11)	0.1% (2)	0.3% (13)
豊後高田市	小学校 1,273	学習面か行動面で著しい困難を示す	1.1% (14)	0.0% (0)	0.7% (14)
		学習面で著しい困難を示す	1.0% (13)	0.0% (0)	0.7% (13)
	中学校 724	行動面で著しい困難を示す	0.5% (6)	0.0% (0)	0.3% (6)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.4% (5)	0.0% (0)	0.3% (5)
別府市	小学校 5,751	学習面か行動面で著しい困難を示す	2.2% (128)	0.5% (15)	1.6% (143)
		学習面で著しい困難を示す	1.5% (87)	0.4% (12)	1.1% (99)
	中学校 2,947	行動面で著しい困難を示す	1.2% (68)	0.1% (3)	0.8% (71)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5% (27)	0.0% (0)	0.3% (27)
日出町	小学校 1,660	学習面か行動面で著しい困難を示す	1.4% (23)	0.1% (1)	1.0% (24)
		学習面で著しい困難を示す	0.6% (10)	0.1% (1)	0.4% (11)
	中学校 859	行動面で著しい困難を示す	0.8% (13)	0.0% (0)	0.5% (13)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
杵築市	小学校 1,671	学習面か行動面で著しい困難を示す	0.8% (13)	0.4% (4)	0.7% (17)
		学習面で著しい困難を示す	0.7% (12)	0.4% (4)	0.6% (16)
	中学校 904	行動面で著しい困難を示す	0.4% (7)	0.1% (1)	0.3% (8)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.4% (6)	0.1% (1)	0.3% (7)
国東市	小学校 1,761	学習面か行動面で著しい困難を示す	1.9% (34)	0.1% (1)	1.3% (35)
		学習面で著しい困難を示す	1.6% (28)	0.0% (0)	1.0% (28)
	中学校	行動面で著しい困難を示す	1.1% (20)	0.1% (1)	0.8% (21)

	927	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.8% (14)	0.0% (0)	0.5% (14)
姫島村	小学校 128	学習面か行動面で著しい困難を示す	0.8% (1)	0.0% (0)	0.5% (1)
		学習面で著しい困難を示す	0.8% (1)	0.0% (0)	0.5% (1)
	中学校 80	行動面で著しい困難を示す	0.8% (1)	0.0% (0)	0.5% (1)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.8% (1)	0.0% (0)	0.5% (1)
大分市	小学校 27,461	学習面か行動面で著しい困難を示す	1.9% (522)	2.6% (339)	2.1% (861)
		学習面で著しい困難を示す	1.2% (329)	1.5% (204)	1.3% (533)
	中学校 13,213	行動面で著しい困難を示す	1.1% (306)	1.7% (221)	1.3% (527)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.4% (113)	0.7% (86)	0.5% (199)
由布市	小学校 1,945	学習面か行動面で著しい困難を示す	1.1% (21)	0.1% (1)	0.7% (22)
		学習面で著しい困難を示す	0.7% (14)	0.0% (0)	0.5% (14)
	中学校 997	行動面で著しい困難を示す	0.6% (11)	0.1% (1)	0.4% (12)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.2% (4)	0.0% (0)	0.1% (4)
臼杵市	2,175	学習面か行動面で著しい困難を示す	1.5% (33)	0.2% (2)	1.1% (35)
		学習面で著しい困難を示す	1.2% (26)	0.0% (0)	0.8% (26)
	中学校 1,134	行動面で著しい困難を示す	0.7% (15)	0.2% (2)	0.5% (17)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.4% (8)	0.0% (0)	0.2% (8)
津久見市	小学校 1,073	学習面か行動面で著しい困難を示す	0.7% (8)	0.9% (5)	0.8% (13)
		学習面で著しい困難を示す	0.6% (6)	0.7% (4)	0.6% (10)
	中学校 539	行動面で著しい困難を示す	0.4% (4)	0.2% (1)	0.3% (5)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.2% (2)	0.0% (0)	0.1% (2)
佐伯市	小学校 4,180	学習面か行動面で著しい困難を示す	2.8% (115)	2.8% (62)	2.8% (177)
		学習面で著しい困難を示す	1.9% (78)	2.2% (48)	2.0% (126)
	中学校 2,199	行動面で著しい困難を示す	1.6% (67)	1.3% (28)	1.5% (95)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.7% (30)	0.6% (14)	0.7% (44)
豊後大野市	小学校 1,960	学習面か行動面で著しい困難を示す	2.3% (45)	1.0% (10)	1.8% (55)
		学習面で著しい困難を示す	1.8% (35)	1.0% (10)	1.5% (45)
	中学校 1,030	行動面で著しい困難を示す	1.0% (20)	0.4% (4)	0.8% (24)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5% (10)	0.4% (4)	0.5% (14)
竹田市	小学校 1,116	学習面か行動面で著しい困難を示す	2.3% (26)	0.9% (6)	1.8% (32)
		学習面で著しい困難を示す	1.9% (21)	0.5% (3)	1.4% (24)
	中学校 654	行動面で著しい困難を示す	1.3% (14)	0.5% (3)	1.0% (17)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.8% (9)	0.0% (0)	0.5% (9)
日田市	小学校 4,275	学習面か行動面で著しい困難を示す	0.7% (31)	0.2% (4)	0.5% (35)
		学習面で著しい困難を示す	0.6% (25)	0.1% (3)	0.4% (28)
	中学校 2,316	行動面で著しい困難を示す	0.4% (17)	0.1% (2)	0.3% (19)
		学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.3% (11)	0.0% (1)	0.2% (12)
玖珠町	小学校 1,067	学習面か行動面で著しい困難を示す	0.2% (2)	0.3% (2)	0.2% (4)
		学習面で著しい困難を示す	0.2% (2)	0.2% (1)	0.2% (3)
	中学校	行動面で著しい困難を示す	0.1% (1)	0.2% (1)	0.1% (2)

	584	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.1% (1)	0.0% (0)	0.1% (1)
九重町	小学校	学習面か行動面で著しい困難を示す	0.8% (5)	0.0% (0)	0.6% (5)
	593	学習面で著しい困難を示す	0.7% (4)	0.0% (0)	0.4% (4)
	中学校	行動面で著しい困難を示す	0.3% (2)	0.0% (0)	0.2% (2)
	314	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.2% (1)	0.0% (0)	0.1% (1)

- ・資料8を見ると、すべての市町村において全般的に文部科学省の調査結果と比べて低い。
- ・豊後高田市、姫島村、九重町の中学校では、学習面や行動面で著しい困難のある生徒の在籍がない。
- ・小・中学校を比較すると、小学校の方が学習面や行動面で著しい困難のある児童への気づきが高いことがわかる。これは、小学校が、学級担任制でほとんどの時間を児童と過ごしているため、子どもの実態をとらえやすいものと思われる。
- ・大分市、佐伯市、豊後大野市において2%を超え、他の市町村より高くなっている。これらの市町村については、市町村特別支援連携協議会を設置して特別支援教育の推進を進めており、市町村の意識の高さが影響しているものと思われる。

(3) 学習面や行動面①、行動面②の各領域で著しい困難のある児童生徒の割合

資料9は、公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの、学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）や行動面①（「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題）、行動面②（「対人関係やこだわり等」の問題）に著しい困難のある児童生徒の割合を示したものである。

<資料9>学習面、行動面①、行動面②の各領域で著しい困難ある児童生徒の割合

	小学校	中学校	全体	文部科学省
学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）に著しい困難を示す	1.2% (783)	0.9% (305)	1.1% (1,088)	4.5%
行動面①（「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題）に著しい困難を示す	0.7% (465)	0.5% (159)	0.6% (624)	2.5%
行動面②（「対人関係やこだわり等」の問題）に著しい困難を示す	0.4% (354)	0.5% (164)	0.5% (518)	0.8%

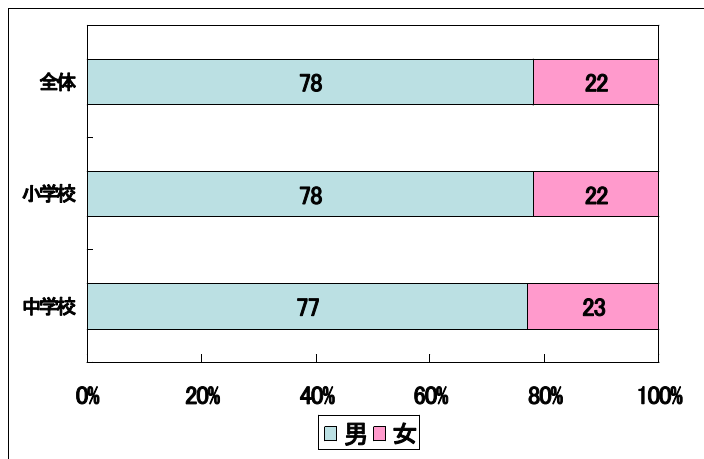
注) () 内は、困難のある児童生徒数

- ・資料9を見ると、学習面、行動面①、行動面②ともに、文部科学省の調査結果より数値が低いことがわかる。
- ・学習面、行動面①、行動面②の順番に数値が低い傾向は、文部科学省の調査結果と同様であるが、大分県では、行動面①と行動面②にあまり差が見られない。

(4) 学校種別、全体での学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の男女の割合

資料10は、小学校、中学校、全体別に学習面や行動面に著しい困難のある児童生徒において、その男女の割合を示したものである。

〈資料10〉小学校、中学校、全体による学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の男女の割合



	男	女	計
全体	1,268	365	1,633
小学校	905	255	1,160
中学校	363	110	473

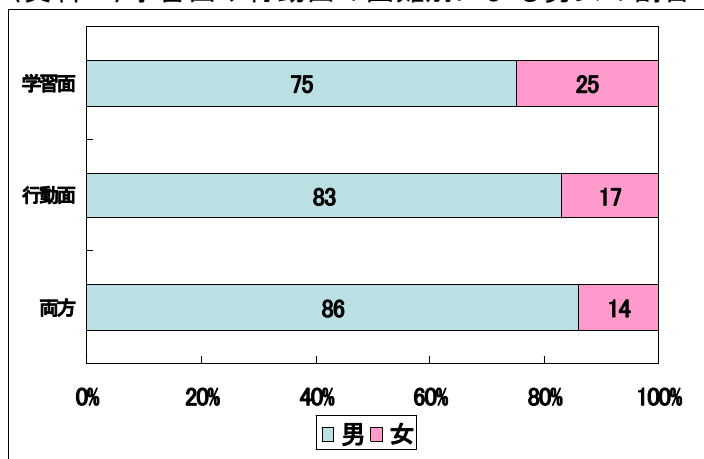
注) 表内の数値は、人数

- ・小学校、中学校、全体ともに、学習面や行動面に著しい困難のある児童生徒の男女の割合については、4 : 1となっており、男子の方が困難を示す児童生徒が多いことがわかる。

(5) 学習面や行動面の困難別による男女の割合

資料11は、学習面や行動面の困難別に男女の割合を示したものである。

〈資料11〉学習面や行動面の困難別による男女の割合



	学習面	行動面	両方
男	825	784	341
女	263	159	57

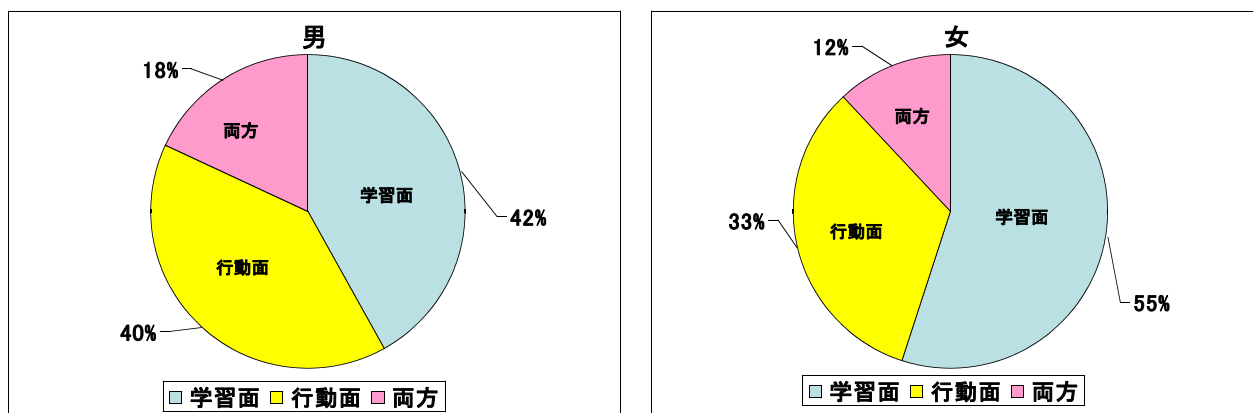
注) 表内の数値は、人数

- ・学習面、行動面、学習面と行動面の両方の困難のすべてに渡り、男子が多い。行動面の困難が加わると、8割～9割が男子であることがわかる。

(6) 男女別による学習面や行動面の困難の割合

資料12は、男女別に学習面や行動面の困難の割合を示したものである。

〈資料12〉男女別による学習面や行動面の困難の割合



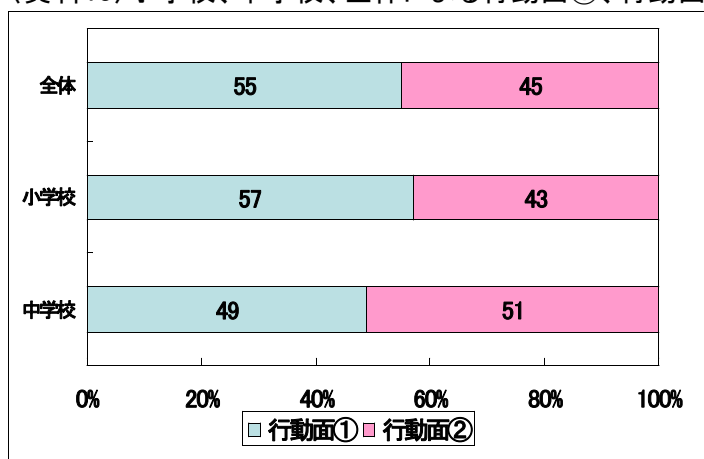
・男子は、学習面と行動面に困難のある児童生徒の割合は、40%程度と同じであるのに対し、女子は、学習面に困難のある児童生徒が行動面に困難のある児童生徒の約2倍在籍していることがわかる。

(5)の男女で比較すると、圧倒的に男子に行動面に困難が見られるが、男子の中では、学習面と行動面に困難がある児童生徒は同程度の割合で在籍していることがわかる。

(7) 学校種別、全体での行動面①、行動面②の困難の割合

資料13は、小学校、中学校、全体別に行動面①（「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題）、行動面②（「対人関係やこだわり等」の問題）に著しい困難のある児童生徒において、その男女の割合を示したものである。

〈資料13〉小学校、中学校、全体による行動面①、行動面②の困難の割合



	中学校	小学校	全体
行動面①	159	465	624
行動面②	164	354	518

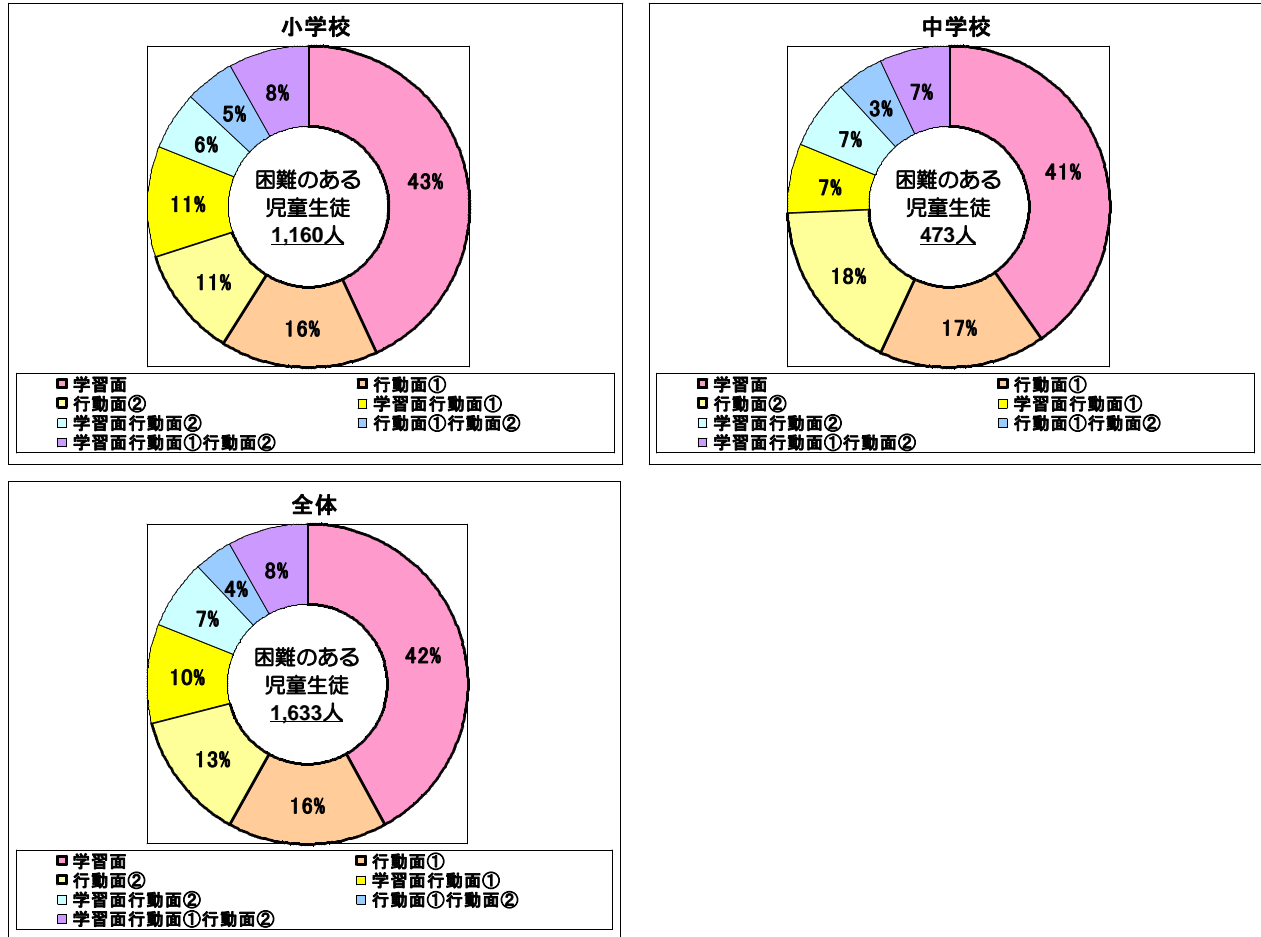
注) 表内の数値は、人数

・資料3では、小・中学校ともに広汎性発達障がい約6割、ADHDが約3割であったのに対し、行動面の困難の状況は、「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題が「対人関係やこだわり等」の問題より多いということがわかる。

(8) 学習面、行動面に関する困難のかかわり

資料14は、学習面、行動面①（「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題）、行動面②（「対人関係やこだわり等」の問題）の関係を割合で示したものである。

〈資料14〉学習面、行動面の困難の割合



- ・小学校、中学校、全体を見ると、共通してそれぞれ学習面、行動面①、行動面②の単独の困難のある児童生徒が多く、これらが重複している者は2割～3割である。
また、学習面に困難のある児童生徒が4割いることもわかる。学習面の困難は気づきにくいと言われているが、行動面より多くとらえられている。
- ・また、重複している困難な部分を見ると、学習面と行動面の両方に困難のある児童生徒が多く、行動面に困難のある場合、学習面にも影響していると思われる。

(9) 学習面、行動面①、行動面②の重なり状況

資料15は、公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの、学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）や行動面①（「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題）、行動面②（「対人関係やこだわり等」の問題）に著しい困難のある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料15〉学習面、行動面①、行動面②の重なり状況

	小学校	中学校	全体	文部科学省
学習面と行動面①	0.2% (124)	0.1% (41)	0.2% (165)	1.1%
行動面①と行動面②	0.1% (63)	0.03% (11)	0.1% (74)	0.4%
学習面と行動面②	0.1% (67)	0.1% (41)	0.1% (108)	0.3%
学習面と行動面①と行動面②	0.1% (94)	0.1% (31)	0.1% (125)	0.2%

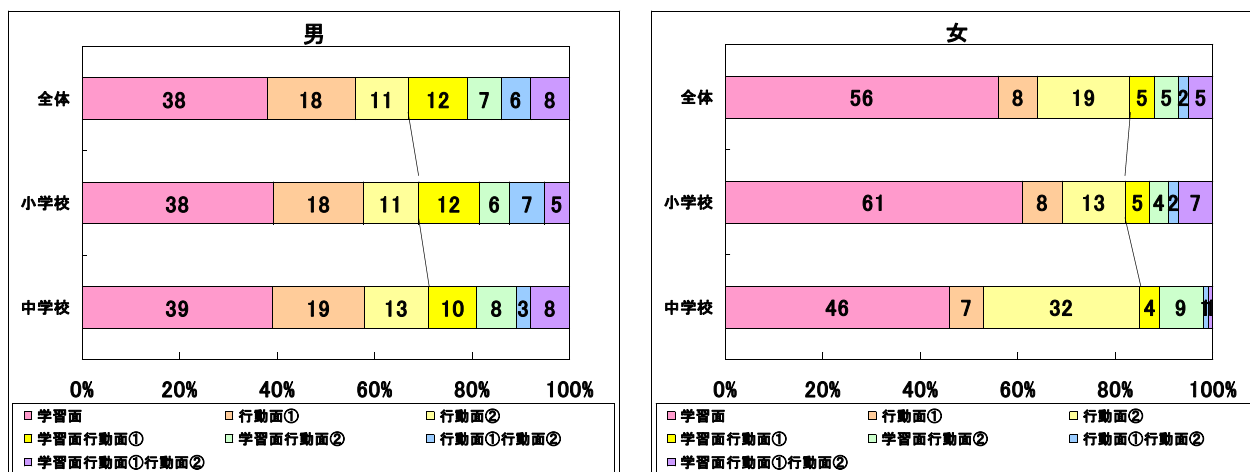
注) () 内は、困難のある児童生徒数

- ・資料15を見ると、すべてに渡り文部科学省の調査結果より数値が低いことがわかる。大分県では、「学習面と行動面①」と「行動面①と行動面②」の重なりが低いことがわかる。

(10) 男女別による学習面、行動面に関する困難のかかわり

資料16は、男女別に学習面、行動面①（「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題）、行動面②（「対人関係やこだわり等」の問題）の関係を割合で示したものである。

〈資料16〉男女別による学習面、行動面の困難の割合



- ・男女ともに小学校、中学校、全体に共通してそれぞれ学習面、行動面①、行動面②の単独の困難のある児童生徒が多く、これらが重複している者は2割～3割である。また、重複している困難な部分を見ると、学習面と行動面の両方に困難のある児童生徒が多く、行動面に困

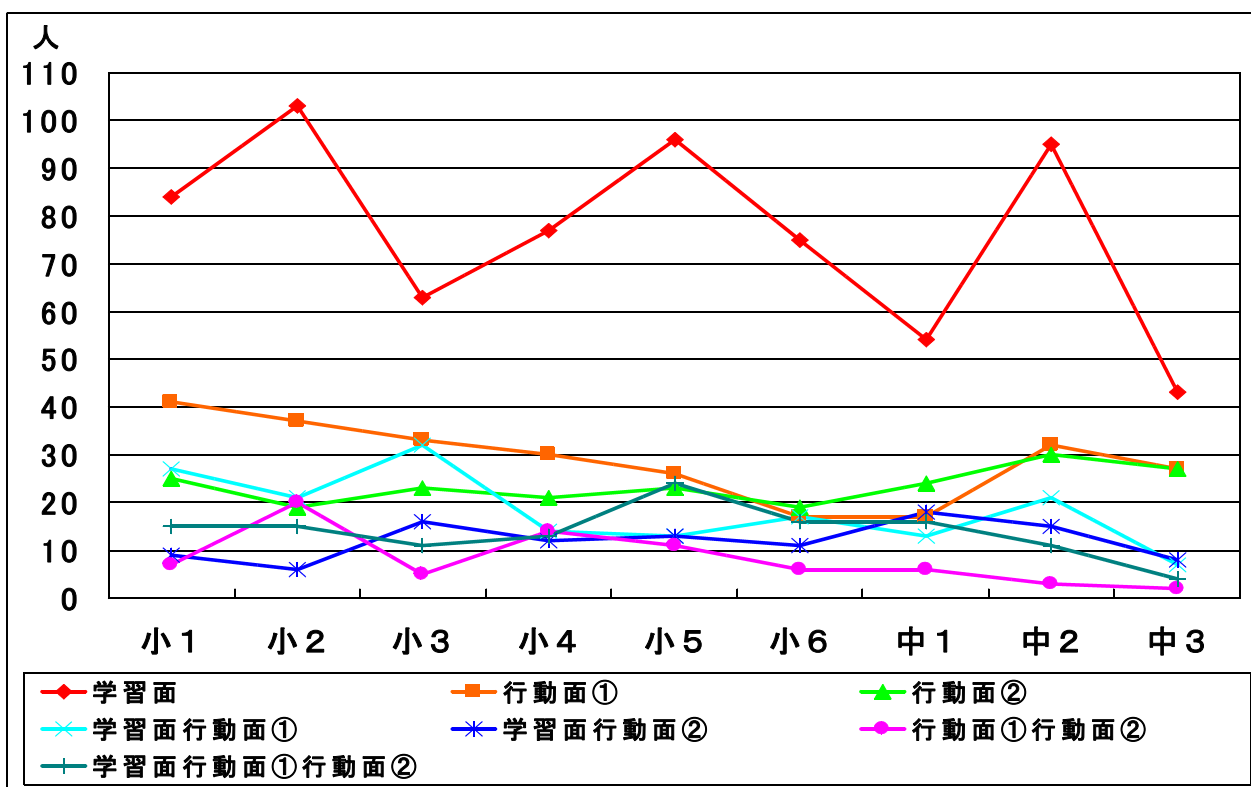
難のある場合、学習面にも影響していることがわかる。

- ・学習面については、男子が4割に対し、女子は5割～6割あり、女子の困難の多くが学習面であることがわかる。
- ・男女ともに中学校になると行動面②の困難が増加しているが、特に女子の増加が大きく、中学生の女子生徒に対人関係が難しいことがわかる。

(11) 学年別による学習面、行動面の困難の状況

資料17は、小学校から中学校まで学年別に学習面、行動面に困難のある児童生徒の在籍状況を示したものである。

〈資料17〉学年別による学習面、行動面に困難のある児童生徒数

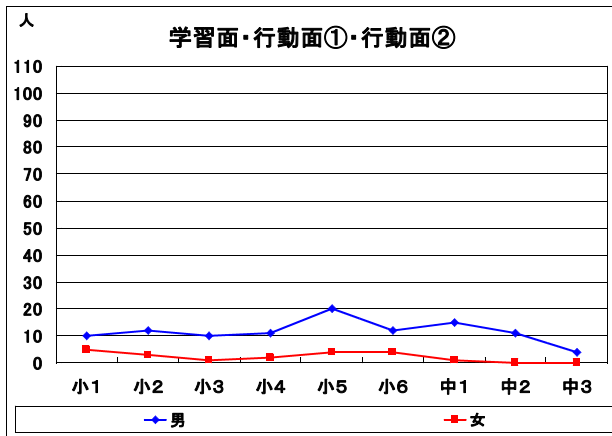
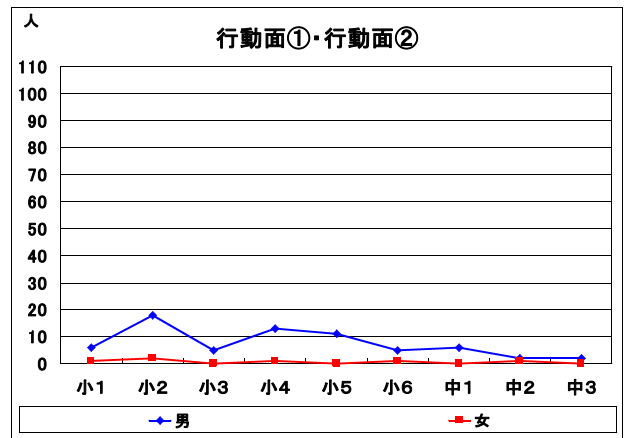
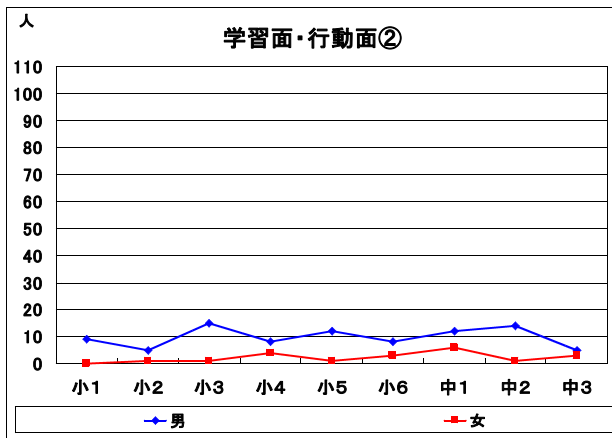
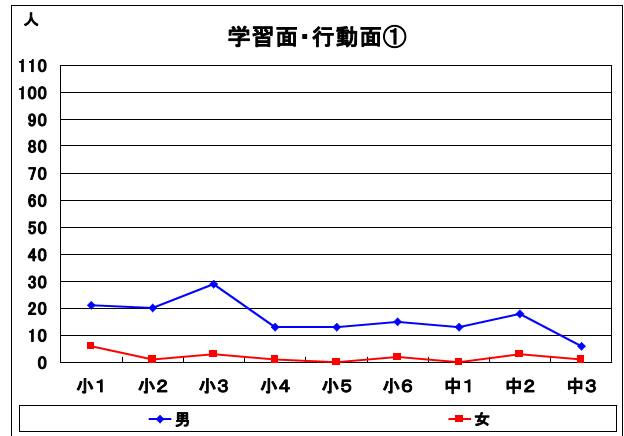
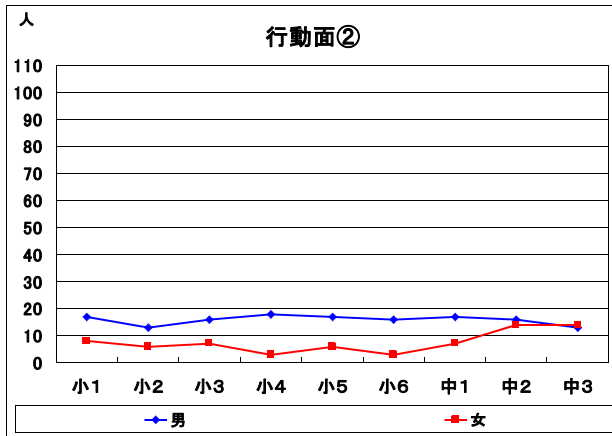
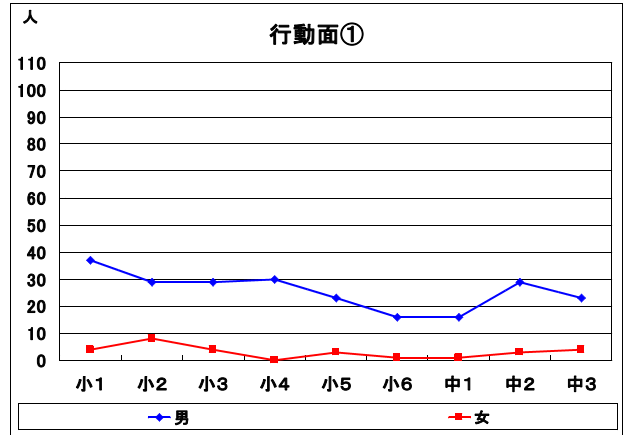
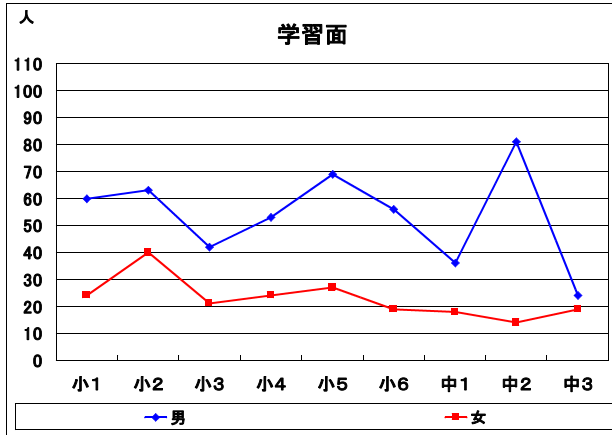


- ・学習面に困難のある児童生徒が、すべての学年において非常に多いことがわかる。また、小学校2年、5年、中学校2年で増加傾向にある。
 ※小学校2年：九九、繰り上がり・繰り下がりの計算、小学校5年：割合が出てくる。学習面の困難の内訳と併せて分析する必要がある。
- ・学習面を除き、全体的にほぼ横ばい傾向にあるが、行動面①、行動面②については、中学校2・3年で増加傾向にあり、中学校で不適応を起こす生徒が増加する傾向が見られた。

(12) 学習面、行動面別による困難のある各学年の児童生徒の男女の在籍状況

資料18は、学習面、行動面別に小学校から高等学校までの各学年において困難のある児童生徒の男女の在籍状況を示したものである。

〈資料18〉学年別による学習面、行動面に困難のある児童生徒数



- ・すべての困難において男子の方が多く、全体的にはほぼ横ばい傾向にあるが、行動面②で中学校2年から女子の不応答が増えている。
- ・学習面では、中学校2年の男子が非常に多いことがわかる。

3 学習面に著しい困難のある児童生徒に関する実態調査について

ここでは、知的発達に遅れはないものの、学習面に著しい困難のある児童生徒において、学習面の「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の各領域の困難な状況について回答を求めたものである。

(1) 学習面の各領域に困難のある児童生徒の割合

資料19は、公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの、学習面に著しい困難のある児童生徒について、学習面の「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の各領域に困難のある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料19〉学習面の各領域に困難を示す児童生徒の割合

	小学校		中学校		全体		文部科学省
「聞く」に困難	0.4% (284)	0.7% (497)	0.4% (126)	0.6% (217)	0.4% (410)	0.7% (714)	1.1%
「話す」に困難	0.3% (213)		0.3% (91)		0.3% (304)		
「読む」に困難	0.5% (349)	1.2% (766)	0.2% (79)	0.6% (203)	0.4% (428)	1.0% (969)	2.5%
「書く」に困難	0.6% (417)		0.4% (124)		0.5% (541)		
「計算する」に困難	0.6% (421)	1.2% (775)	0.4% (146)	0.8% (263)	0.6% (567)	1.0% (1,038)	2.8%
「推論する」に困難	0.5% (354)		0.3% (117)		0.5% (471)		

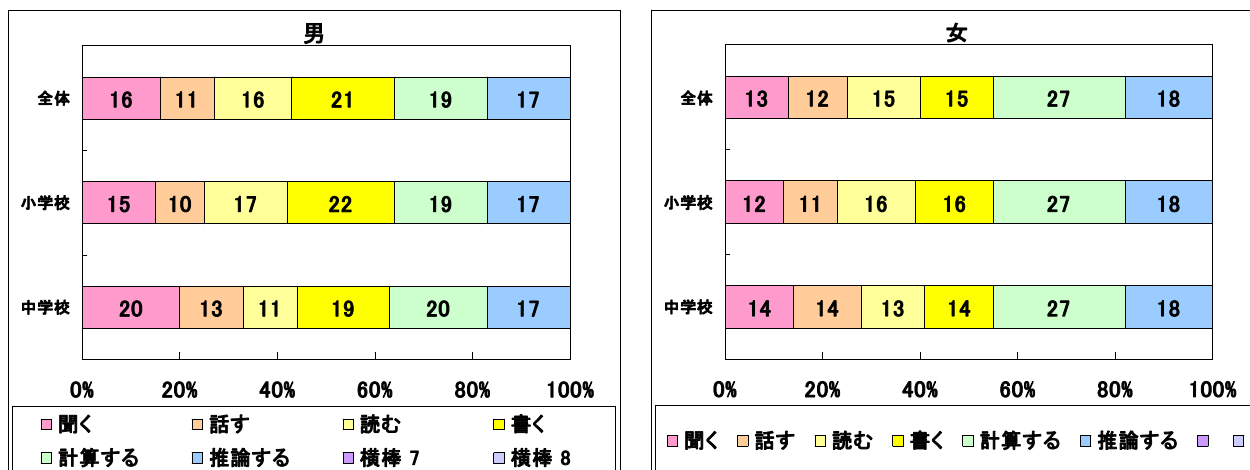
注) () 内は、困難のある児童生徒数

- ・資料19を見ると、すべてに渡り文部科学省の調査結果より数値が低いことがわかる。また、中学校の「読むー書く」の領域を除き、「計算するー推論する」「読むー書く」「聞くー話す」の領域の順番に著しい困難のある児童生徒が多いことは、文部科学省の結果と一致している。

(2) 男女別による学習面の各領域に困難のある児童生徒の割合

資料20は、学習面に著しい困難がある児童生徒について、男女別に学習面の「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の各領域に困難のある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料20〉男女別による学習面の各領域に困難のある児童生徒の割合

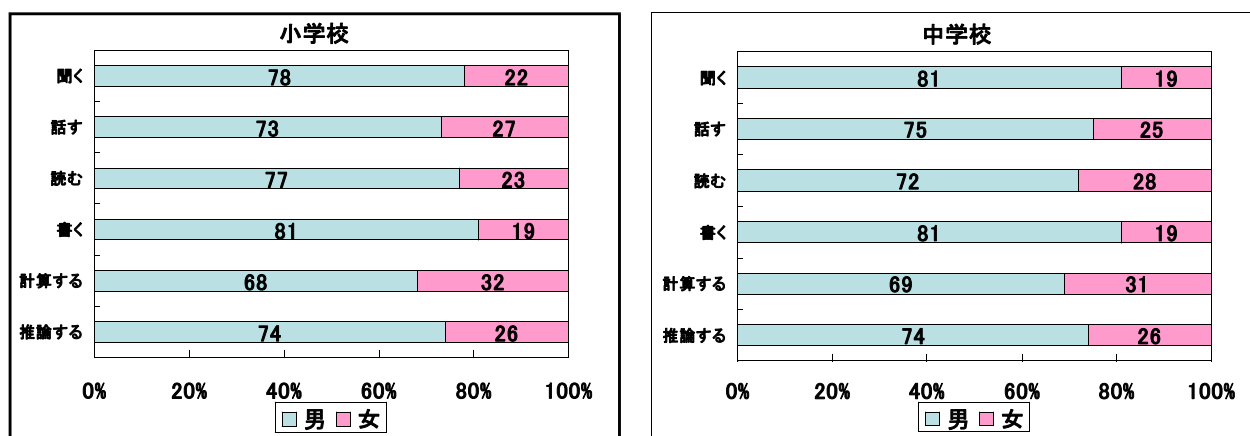


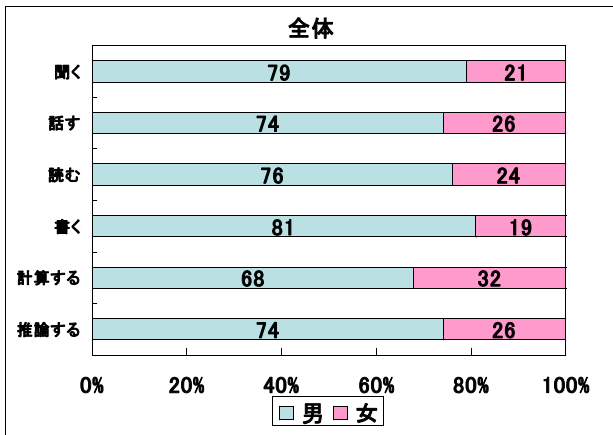
- ・資料20を見ると、男女ともに学習面の各領域の困難の状況は、小学校、中学校でほぼ同様の割合で現れていることがわかる。
- ・学習面の中で、男子は「書く」「計算する」の領域に、女子は「計算する」の領域に著しい困難を示していることがわかる。
- ・「聞く」「話す」の領域については、男女ともに小学校より中学校の方で困難が増加していることがわかる。

(3)学習面の各領域に困難のある児童生徒の男女の割合

資料21は、学習面に著しい困難のある児童生徒について、学習面の「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の各領域に困難のある児童生徒の男女の割合を示したものである。

〈資料21〉学習面の各領域に困難のある児童生徒の男女の割合



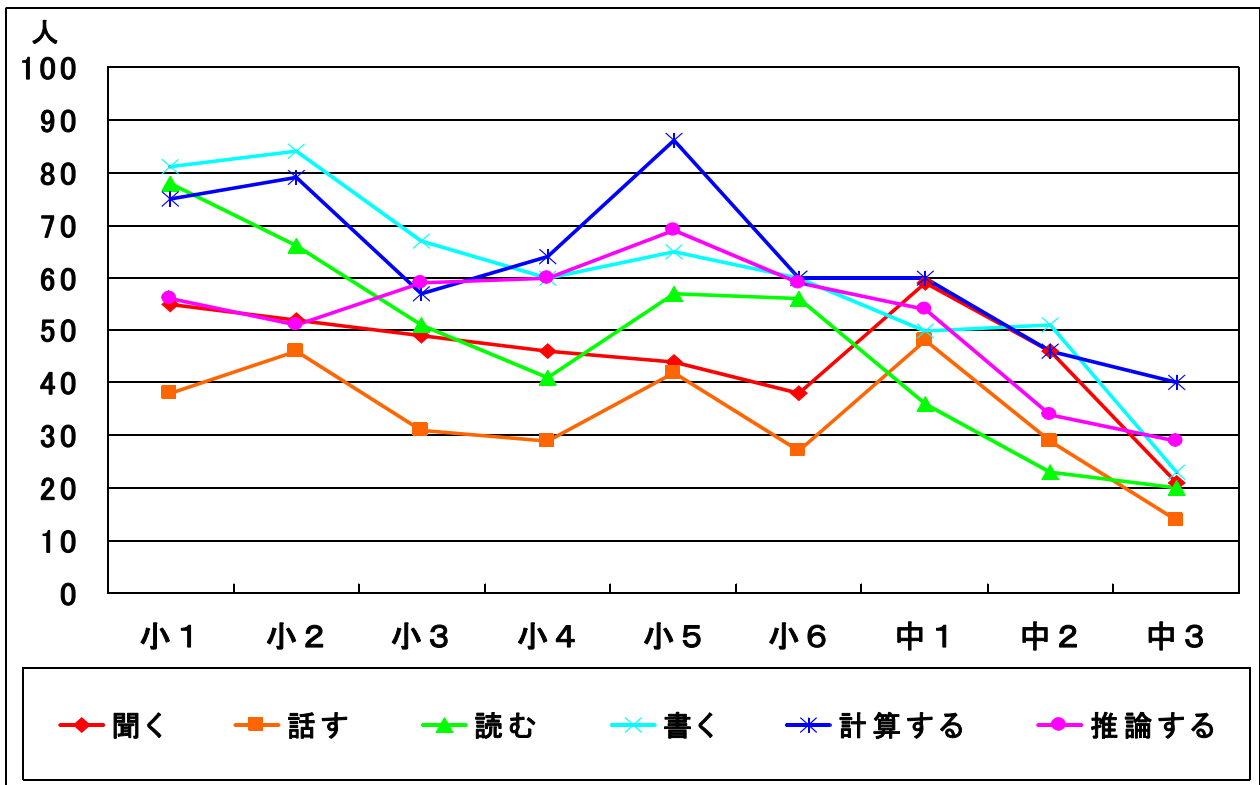


- ・小学校、中学校、全体に共通して、男子が学習面の各領域で著しい困難を示していることがわかる。

(4)学年別による学習面の各領域の困難の状況

資料22は、小学校から中学校まで学年別に、学習面の「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の各領域に困難のある児童生徒の在籍状況を示したものである。

〈資料22〉学年別による学習面の各領域の困難のある児童生徒数

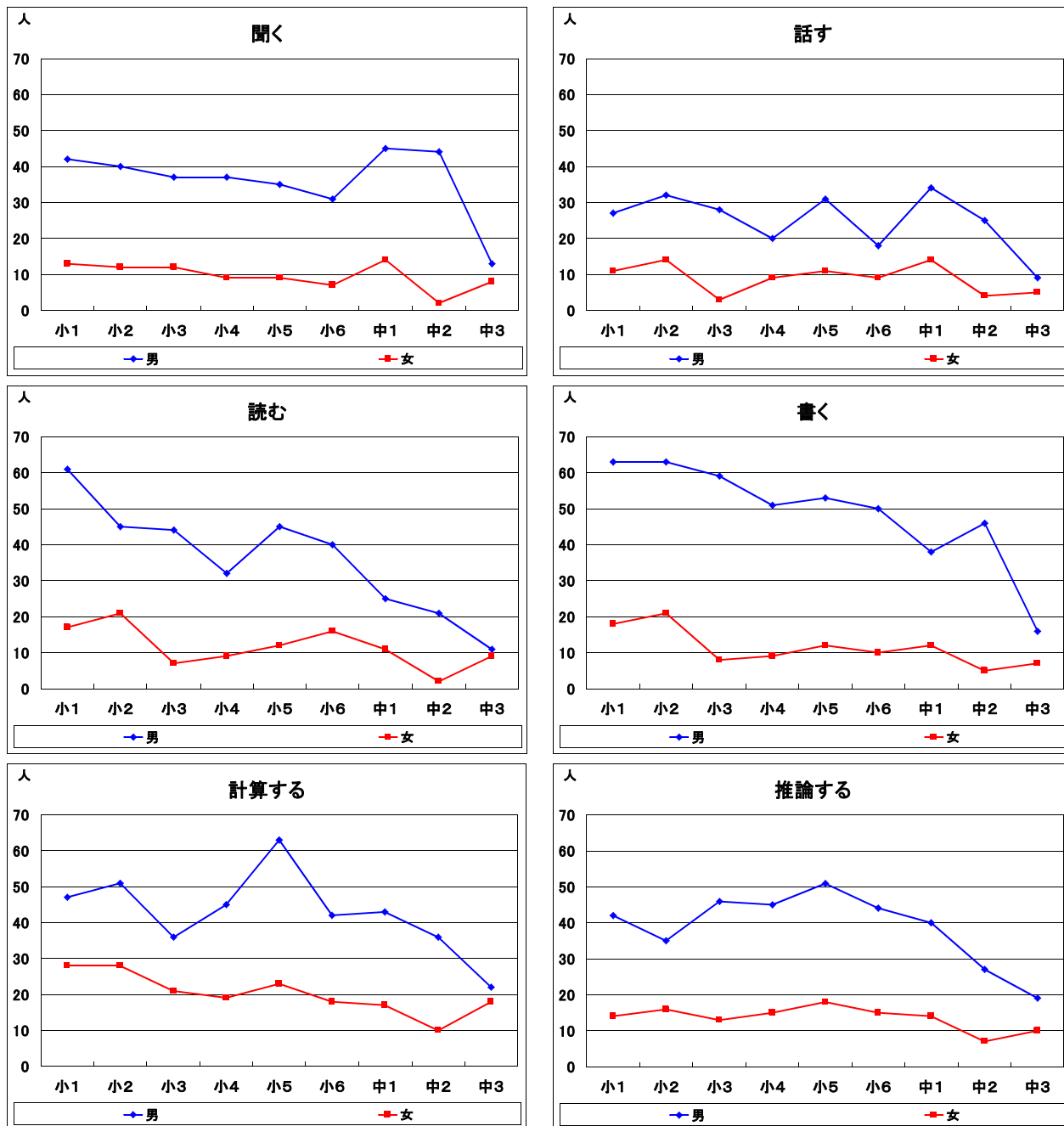


- ・資料22を見ると、小学校から中学校にかけて徐々にではあるが困難の状況が減少している。しかし、小学校2年、5年、中学校1年で増加の傾向が見られる。
- ・全体的に「書く」「計算する」の領域に困難を示す傾向がある。小学校低学年では「書く」の領域に困難を示すが、小学校4年からは「計算する」の領域に困難を示す児童生徒が多くなっている。

(5)学習面の各領域別による各学年の男女の在籍状況

資料23は、小学校から中学校まで学年別に学習面の「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の各領域に困難の状況を示したものである。

〈資料23〉学年別による学習面の各領域の困難のある児童生徒数



- ・学習面の各領域で、困難のある児童生徒は、男子の方が多くてわかる。
- ・「聞く」の領域については、中学校になって困難を示す生徒が増加している。
- ・「話す」の領域については、小学校2年、5年、中学校1年で増加している。
- ・「計算する」の領域については、男子が小学校5年で大きく増加している。また、「推論する」の領域も小学校5年でやや増加している。

4 行動面に著しい困難のある児童生徒に関する実態調査について

ここでは、知的発達に遅れはないものの、行動面に著しい困難のある児童生徒において、行動面の「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」の各領域の困難の状況について回答を求めたものである。

(1)行動面の各領域に困難のある児童生徒の割合

資料24は、公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの、行動面に著しい困難のある児童生徒について、行動面の「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」の各領域に困難のある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料24〉行動面の各領域に困難のある児童生徒の割合

	小学校	中学校	全体	文部科学省
「不注意」の困難	0.2% (163)	0.1% (40)	0.2% (203)	1.1%
「多動性－衝動性」の困難	0.2% (133)	0.1% (45)	0.2% (178)	2.3%
「対人関係やこだわり等」の困難	0.3% (169)	0.2% (74)	0.2% (243)	0.8%

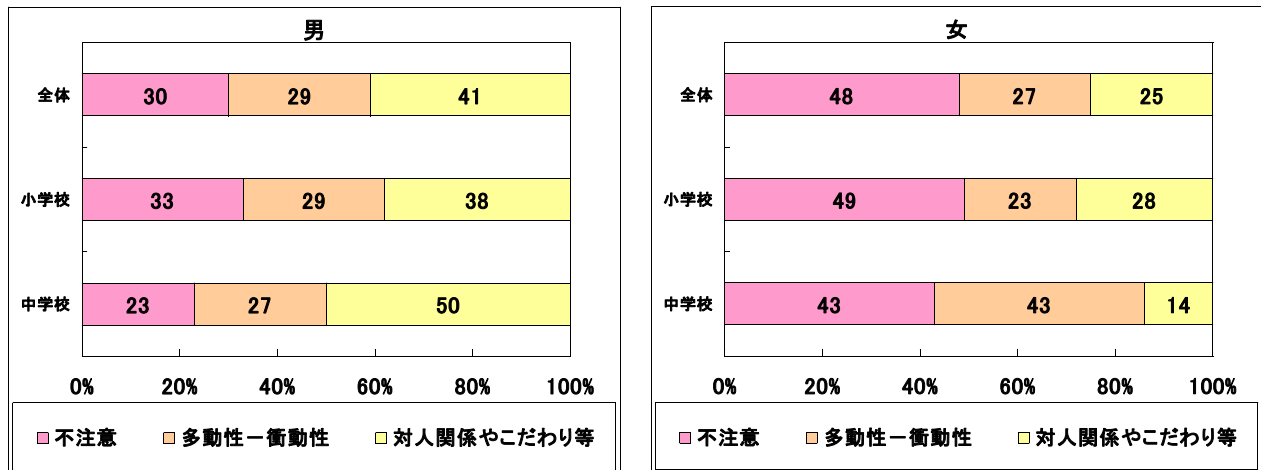
注) () 内は、困難のある児童生徒数

- ・資料24を見ると、すべてに渡り文部科学省の調査結果より数値が低いことがわかる。また、文部科学省では、「多動性－衝動性」の領域の数値が高いが、大分県では「対人関係やこだわり等」の領域の数値が高くなっている。この結果は、医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がい児においても、大分県では広汎性発達障がいが半数以上を占めていることと同じ結果となっている。
- ・大分県では、「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」の各領域に大きな差は見られない。

(2)男女別による行動面の各領域に困難のある児童生徒の割合

資料25は、行動面に著しい困難のある児童生徒について、男女別に行動面の「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」の各領域に困難のある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料25〉男女別による行動面の各領域に困難のある児童生徒の割合

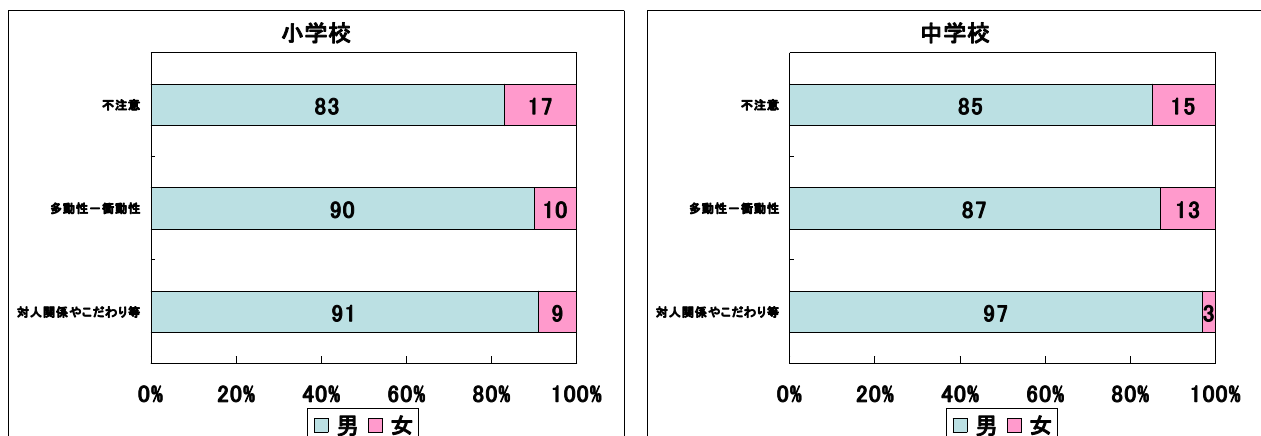


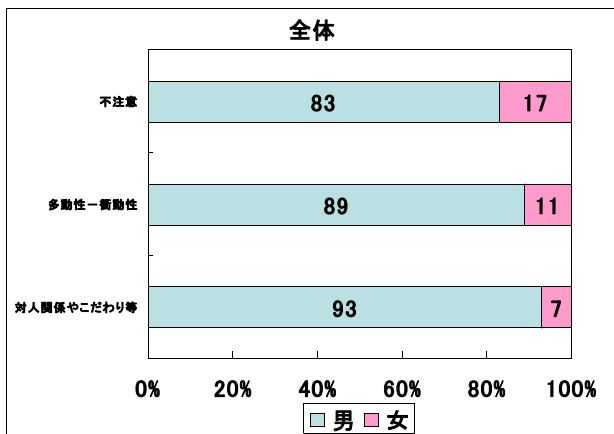
- ・資料25を見ると、男子は「対人関係やこだわり等」の領域に困難の割合が多く、女子は「不注意」の領域に困難の割合が多いことがわかる。
- ・女子の中学校を見ると、「多動性－衝動性」の領域に困難の割合が小学校と比べて2倍に増加し、「対人関係やこだわり等」の領域に困難の割合が半減している。一方、男子は、中学校になると「対人関係やこだわり等」の領域に困難の割合が増加している。

(3)行動面の各領域に困難のある児童生徒の男女の割合

資料26は、行動面の「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」の各領域に困難のある児童生徒の男女の割合を示したものである。

〈資料26〉行動面の各領域に困難を示す児童生徒の男女の割合



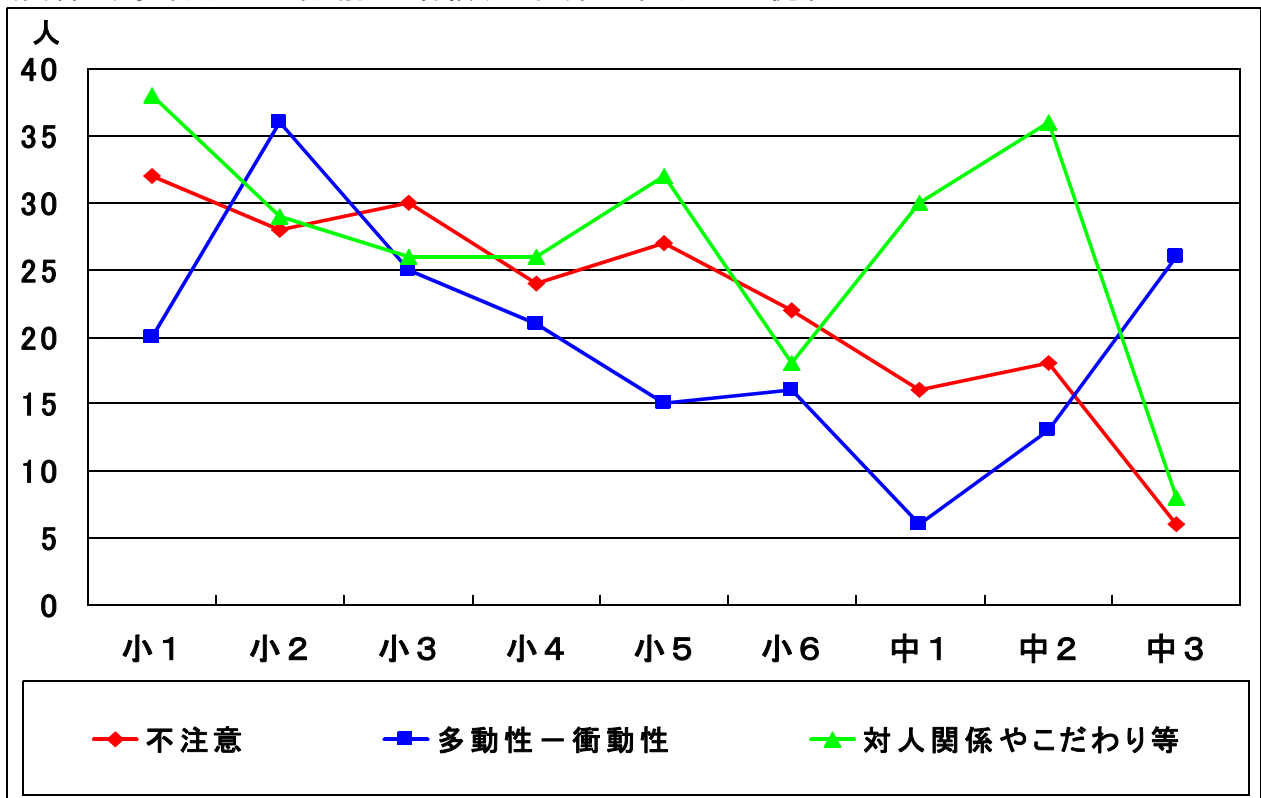


・資料26を見ると、小学校、中学校、全体に共通して、すべての行動面の領域に渡り、男子が8割～9割と圧倒的に多いことがわかる。

(4)学年別による行動面の各領域の困難の状況

資料27は、小学校から中学校まで学年別に行動面の「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」の各領域に困難のある児童生徒の在籍状況を示したものである。

〈資料27〉学年別による行動面の各領域の困難のある児童生徒数

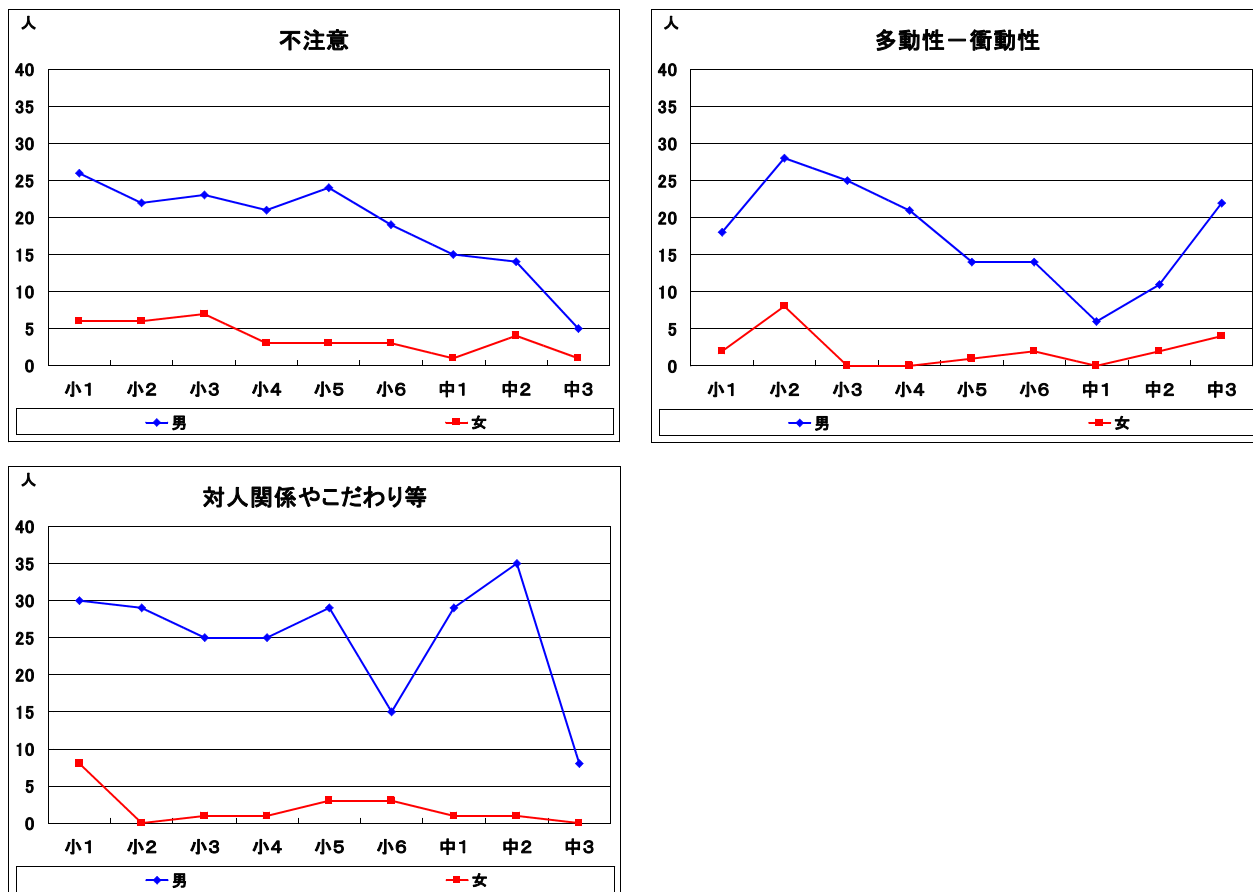


- ・「不注意」の領域の困難は、小学校から中学校にかけて徐々に減少傾向にある。
- ・「多動性-衝動性」の領域の困難は、小学校2年で一旦増加するが、その後は減少する。しかし、中学校に入って2年から急に増加している。
- ・「対人関係やこだわり等」の領域の困難は、小学校5年、中学校2年で増加している。

(5)行動面の各領域別による各学年の男女の在籍状況

資料28は、小学校から中学校まで学年別に行動面の「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」の各領域の困難のある児童生徒数を示したものである。

〈資料28〉学年別による行動面の各領域の困難のある児童生徒数



- ・行動面の各領域で、男子の方が困難を示す児童生徒が多いことがわかる。
- ・「不注意」の領域の困難は、小学校から中学校にかけて徐々に減少傾向にある。
- ・「多動性－衝動性」の領域の困難は、小学校2年で一旦増加するが、その後は減少する。しかし、中学校に入って2年から急に増加している。
- ・「対人関係やこだわり等」の領域の困難は、小学校5年、中学校2年で増加している。

5 まとめ

小・中学校では、発達障がいを含む、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の実態調査を進めている学校もあるが、学校の現状や問題点を把握し、今後の支援のあり方を検討するため、初めて県全体の実態調査を行った。その結果、発達障がいに関する医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている児童生徒、学習面や行動面に著しい困難を示す児童生徒の双方で、医学的に言われている出生率や文部科学省の全国調査の結果よりもかなり低い数値が示された。大分県の障がい者の出生率が特に低い訳ではなく、保護者や教員の発達障がいに対する理解が影響しているのではないかと考えられる。現に、市町村特別支援連携協議会を設置し、特別支援教育を推進している市町村は、他の市町村と比べて数値が高くなっており、特

別支援教育の理解や推進しようとする意識が、発達障がいのある児童生徒への気づきや支援につながっているものと思われる。

現在、大分県教育委員会では、各学校で特別支援教育を推進できるように特別支援教育コーディネーター研修を実施するとともに、校内研修で活用できるように啓発CDを配布して、教員の理解啓発を進めているが、さらに、保護者や教職員に対して特別支援教育の理解啓発を図る方策を検討する必要がある。

文 献

- ・文部科学省(2003)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 平成15年3月
-

I 発達障がいのある児童生徒等の実態調査の概要

1 調査の目的

発達障がい児（者）及び学校や施設の現状や問題点を把握し、今後の支援のあり方を検討する資料に資する。

2 調査の対象及び回収率

(1) 調査の対象

県内のすべての国公立盲・聾・養護学校に在籍する発達障がいのある児童生徒

(2) 対象校及び回収率

〈資料1〉実態調査を依頼した学校数等(学校数及び幼児児童生徒数は、平成19年3月現在)

校 種		学校数	幼児児童生徒数					回収率	
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計		
盲学校	県立	1校	0人	4人	2人	27人	33人	1校(100%)	
聾学校	県立	1校	8人	18人	17人	10人	53人	1校(100%)	
養護学校	肢体不自由	県立	2校	8人	26人	20人	32人	86人	2校(100%)
	病弱	県立	1校		12人	18人	34人	64人	1校(100%)
	知的障がい	国立	1校		13人	18人	22人	53人	1校(100%)
		県立	10校		229人	199人	333人	761人	10校(100%)
	計	11校		242人	217人	355人	814人	11校(100%)	
総計		16校	16人	302人	274人	458人	1,050人	16校(100%)	

3 調査期間

平成19年3月

4 調査内容

- ・発達障害者支援法で定義されている発達障がいについて医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている児童生徒

5 調査方法

発達障害者支援法で定義される発達障がい者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がい）について、集計表に障がい種別ごとに人数を記入する。

Ⅱ 調査結果の分析・考察

発達障害者支援法で定義されているLD、ADHD、自閉症等の発達障がいのある児童生徒の在籍状況について、国公立盲・聾・養護学校を対象に、「医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある幼児児童生徒（現在、学校が把握している範囲）」について回答を求めたものである。

1. 盲・聾・養護学校における発達障がいのある幼児児童生徒数

資料2は、盲・聾・養護学校における医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある幼児児童生徒数及び在籍率を示したものである。

〈資料2〉盲・聾・養護学校における発達障がいのある幼児児童生徒数及び在籍率

障がい種別	LD	ADHD	自閉症	高機能 自閉症	アスペルガ 一症候群	広汎性発 達障がい	レット症 候群	その他	計	在籍率
盲学校									0	0.0%
聾学校									0	0.0%
肢体不自由養 護学校									0	0.0%
病弱養護学校	1	1				3			5	7.8%
知的障がい養 護学校		2	153	4		57	3	15	234	28.7%
計	1	3	153	4	0	60	3	15	239	22.8%

注) 表内の数値は、人数

- ・資料2の「その他」は、「自閉的傾向」と診断された児童生徒である。
- ・病弱養護学校には、発達障がい児が心身症を起こし、入院をしている児童生徒が数人見られる。
- ・知的障がい養護学校では、発達障がいのある児童生徒が、全体の約1／3程度在籍していることがわかる。最も多いのが、知的障がいを伴う自閉症である。
知的障がい養護学校に在籍しているADHDは、知的障がいを伴う児童生徒である。また、高機能自閉症については、附属養護学校の高等部に4名が在籍している。

2. 養護学校(病弱、知的障がい)別の発達障がいのある児童生徒の在籍状況

資料3は、養護学校（病弱、知的障がい）ごとに発達障がいのある児童生徒の割合を示したものである。

〈資料3〉養護学校(病弱、知的障がい)別の発達障がいのある児童生徒数及び在籍率

障がい種別	学校名	児童生徒数	小学部	中学部	高等部	全体
病弱	石垣原	64人	16.7%(2)	11.1%(2)	2.9%(1)	7.8%(5)

知的障がい	宇佐	142人	36.8%(14)	31.0%(9)	21.3%(16)	27.5%(39)
	日出	29人	57.1%(8)	50.0%(6)	33.3%(1)	51.7%(15)
	南石垣	91人	54.2%(13)	28.6%(8)	35.9%(14)	38.5%(35)
	庄内	28人	22.2%(4)	30.0%(3)	—	25.0%(7)
	新生	159人	31.1%(14)	28.6%(8)	33.7%(29)	32.1%(51)
	大分	61人	13.9%(5)	16.0%(4)	—	14.8%(9)
	臼杵	107人	12.5%(2)	13.3%(2)	15.8%(12)	15.0%(16)
	佐伯	44人	27.2%(3)	31.3%(5)	33.3%(3)	3.6%(11)
	竹田	36人	29.4%(5)	26.7%(4)	33.3%(4)	29.6%(13)
	日田	64人	40.0%(4)	23.8%(5)	24.2%(8)	26.6%(17)
	附属	53人	46.2%(6)	38.9%(7)	36.4%(8)	39.6%(21)
計	878人	31.5%(80)	26.8%(63)	24.7%(96)	27.2%(239)	

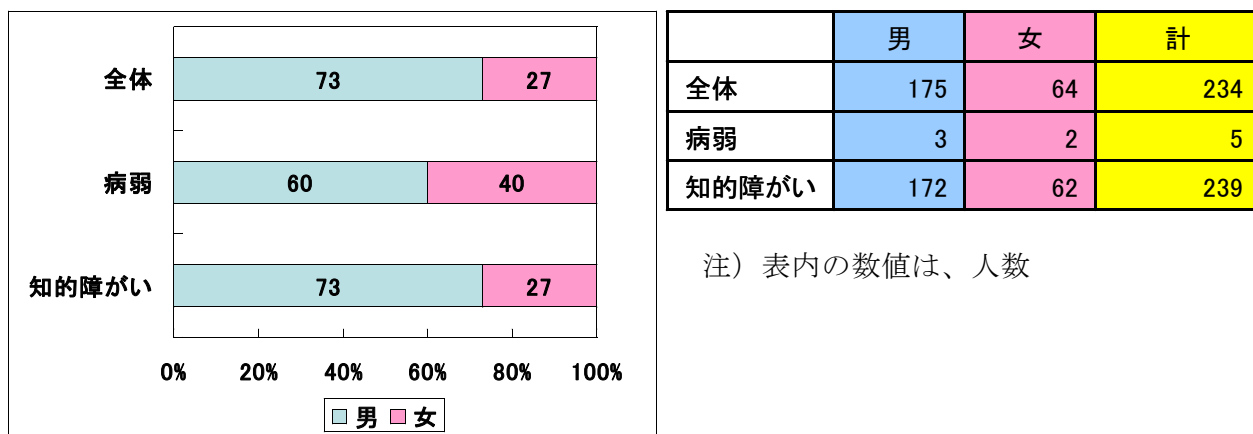
注) 表内の()の数値は、人数

- ・発達障がいのある児童生徒数が一番多いのは、新生養護学校で51人が在籍し、約3人に1人が発達障がいのある児童生徒である。
- ・発達障がいのある児童生徒数の在籍率が高いのは、小学部では日出養護学校、南石垣養護学校が50%を超えている。中学部では、同じく日出養護が50%を超えている。高等部では、日出養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校、佐伯養護学校、竹田養護学校、附属養護学校において30%を超えている。
- ・学部別に見ると、発達障がいのある児童生徒の小学部の在籍率が高く、児童生徒数は高等部が多い。

3. 養護学校での発達障がいのある児童生徒の男女の割合

資料4は、養護学校における医師の診断(学校が把握している障がい名)を受けている発達障がいのある児童生徒の男女割合を示したものである。

〈資料4〉養護学校における発達障がいのある児童生徒の男女の割合及び人数



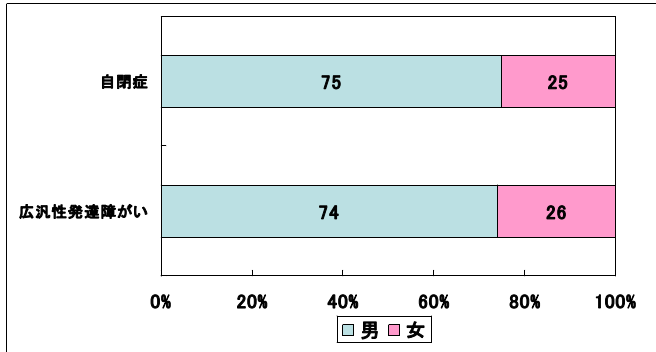
注) 表内の数値は、人数

- ・全体及び知的障がい養護学校の男女比を見ると、約3:1で男子が多いことがわかる。発達障がいの多くが、知的障がいを伴う自閉症であることから、その男女の出生率は4:1とされており、男子の多い結果となっている。

4. 発達障がい別による男女の割合

資料5は、発達障がい別に医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある児童生徒の男女の割合を示したものである。ただし、LD、ADHD等の児童生徒数が少ないため、自閉症、広汎性発達障がいについて比較した。

〈資料5〉発達障がい別による発達障がいのある児童生徒の男女の割合及び人数



	男	女	計
自閉症	113	40	153
広汎性発達障がい	45	15	60

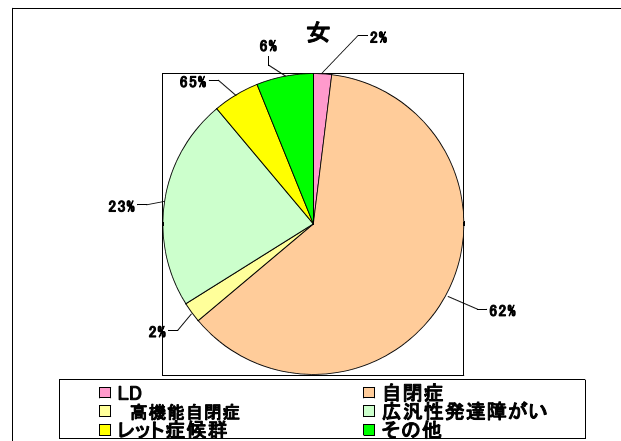
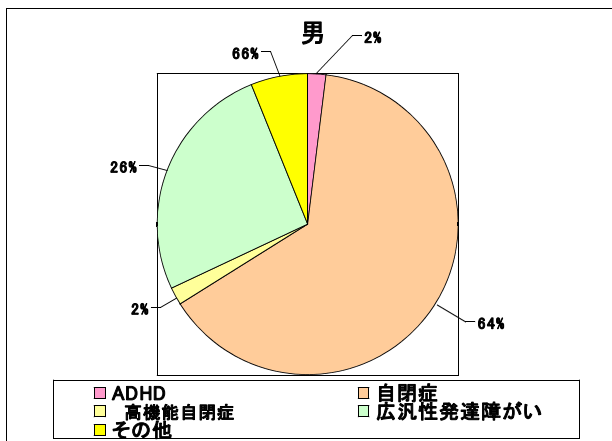
注) 表内の数値は、人数

- ・自閉症、広汎性発達障がいともに、男女の割合は、3：1と男子が多くなっており、資料4と同様の結果となっている。

5. 男女別による発達障がいに関する障がい種別の割合

資料6は、男女別に医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいに関する障がい種別の割合を示したものである。

〈資料6〉男女別による発達障がいに関する障がい種別の割合



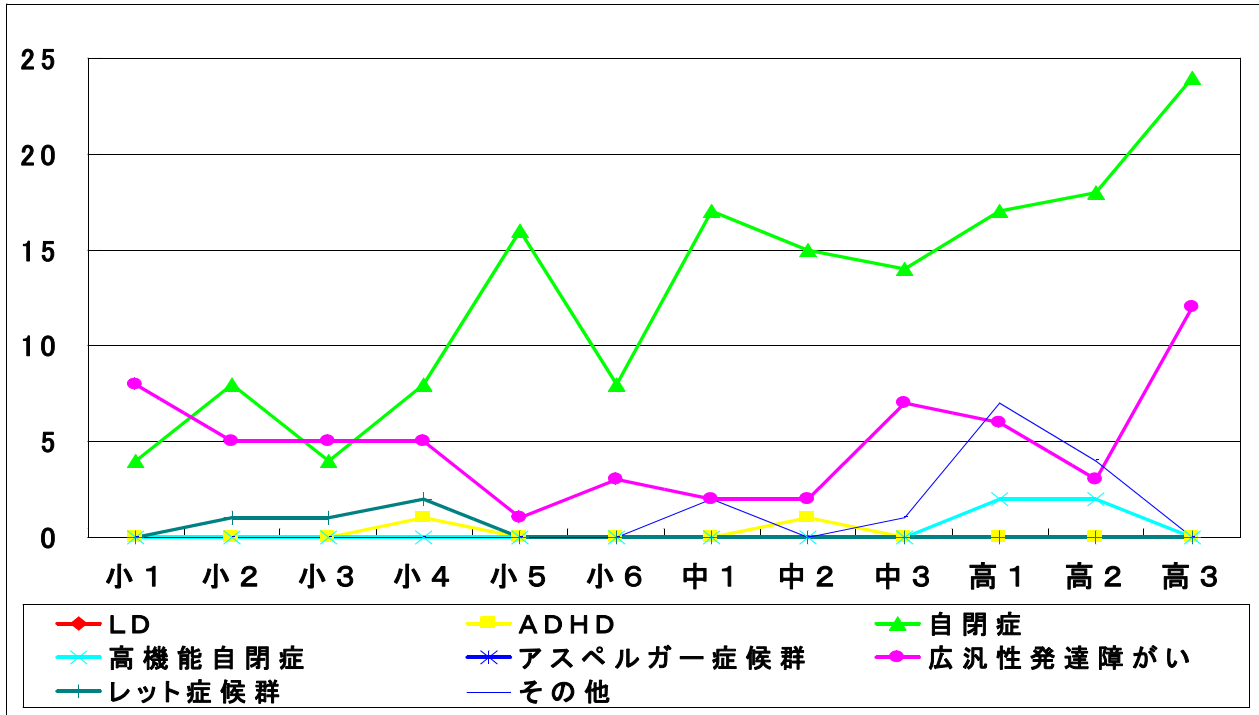
	LD	ADHD	自閉症	高機能自閉症	アスペルガ一症候群	広汎性発達障がい	レット症候群	その他	計
男	0	3	113	3	0	45	0	11	175
女	1	0	40	1	0	15	3	4	64

- ・男女ともに、自閉症、広汎性発達障がいの割合が高いことがわかる。女子においては、女子に見られるレット症候群が確認できる。

6. 学年別による発達障がいのある児童生徒の在籍状況

資料7は、小学校から高等学校まで各学年において、医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある児童生徒の在籍状況を示したものである。

〈資料7〉学年別による発達障がいのある児童生徒の在籍状況

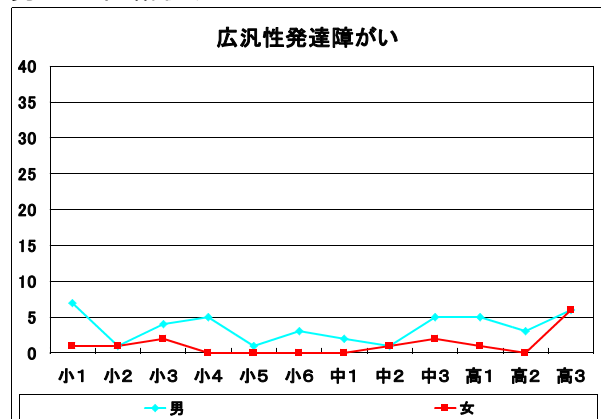
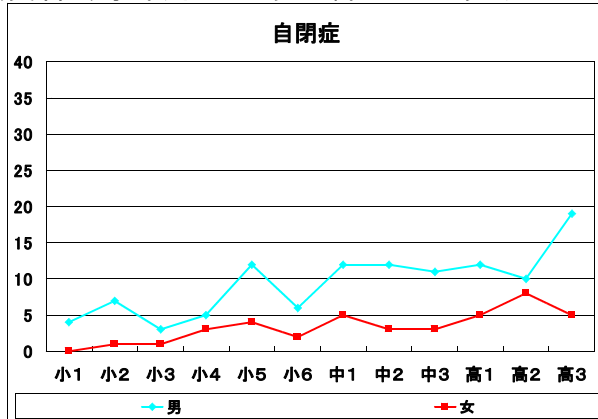


- ・自閉症は、小学部から高等部上がるにつれて、増加傾向にある。これは、小・中学校から転入してくる児童生徒の中で自閉症が多いものと思われる。小・中学校での対応の難しさがあるものと思われる。

7. 学年別による発達障がいのある児童生徒の男女の在籍状況

資料8は、小学部から高等部までの医師の診断（学校が把握している障がい名）を受けている発達障がいのある児童生徒の男女の在籍状況を示したものである。ただし、LD、ADHD等の児童生徒数が少ないため、自閉症、広汎性発達障がいについて比較した。

〈資料8〉学年別による発達障がいのある児童生徒の男女の在籍状況



- ・小学部から高等部までの各学年において自閉症、広汎性発達障がいともに男子が多いことがわかる。
- ・自閉症については、資料7と同様に小学部から高等部に上がるにつれて増加傾向にある。

8. まとめ

発達障害者支援法に定義されている発達障がいには、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群、知的障がいを伴う自閉症などが挙げられている。一方、盲・聾・養護学校が対象としている障がい種別は、就学規準で定められており、盲学校は視覚障がい、聾学校は聴覚障がい、養護学校は病弱、肢体不自由、知的障がいの3障がいと規定されている。そのため、発達障害者支援法に定義されている発達障がいの中で盲・聾・養護学校の対象となるのは、知的障がいを伴う広汎性発達障がい（自閉症、レット症候群など）に限られる。

大分県の盲・聾・養護学校をみても、一部心身症を伴って病弱養護学校に在籍している発達障がいのある児童生徒がいるが、ほとんどが知的障がい養護学校に集中し、その多くが知的障がいを伴う自閉症（広汎性発達障がい診断されたものも含む）である。

自閉症は、これまで知的障がいを主としてとらえられてきたが、知的障がいを伴わない自閉症もいて知的な発達に関しては幅広いことや、自閉症の障がい特性に応じた教育が必要とされることから、自閉症を主たる障がいとしてとらえ、近年は、「知的障がいを伴う自閉症」というとらえ方がなされている。

知的障がい養護学校において、これまで知的障がい者を教育するための教育課程の枠組みで自閉症を教育してきたが、その枠組みでは自閉症の障がい特性に十分対応できないという課題が指摘されており、自閉症に特化した指導内容、指導方法などが研究されている。

大分県の知的障がい養護学校11校を見ても、自閉症の在籍率が50%以上が1校、25%以上が7校あり、自閉症の占める割合が高く、自閉症の障がい特性に応じた教育を検討していく必要がある。

発達障がい児（者）及び保護者の実態調査

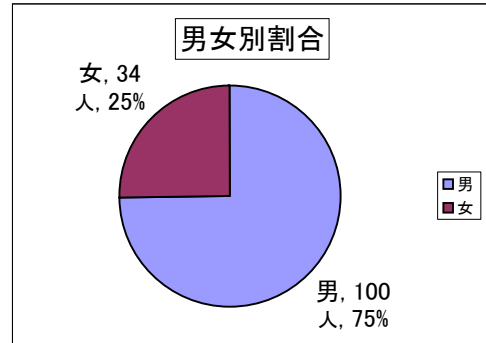
本調査は、発達障がい児の保護者の会に属している保護者を中心に、保護者の会及び保健所を経由し切手貼付した返信用封筒を用いて平成18年10月にアンケート調査を行った。総発送数265世帯に対して回収数は134件であり、回収率は50.6%であった。

Q1 発達障がい児（者）の状況

男女別割合

性別	男	女	合計
人数	100	34	134
割合	74.6%	25.4%	

本調査において、対象となった発達障がい児（者）は、男性100名、女性34名の合計134名であった。
(男女比3:1)

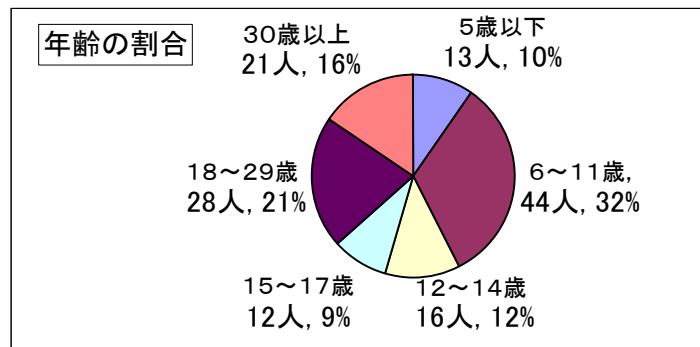


年齢区分

年齢	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~29歳	30歳以上	合計
人数	13	44	16	12	28	21	134
割合	9.7%	32.8%	11.9%	9.0%	20.9%	15.7%	

最低年齢 3歳
最高年齢 38歳

本調査における障がい児の年齢区分は、6~10歳が32.8%と最も多く、次いで18~29歳が20.9%であった。



障がいのある子どもが家庭に2人以上いる場合

障がいのある子どもが2人以上いる家庭は、9件であり全体の6.7%であった。

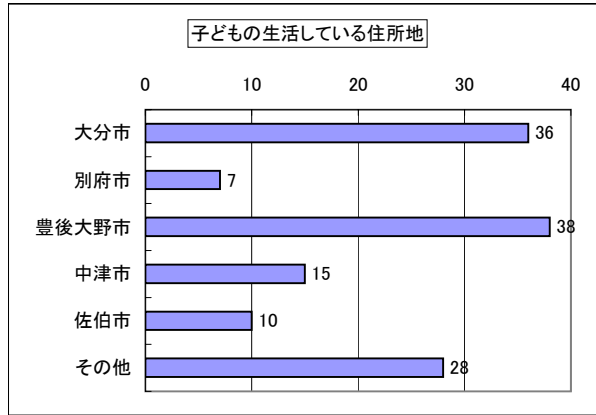
性別	男	女	合計	回答合計
人数	5	4	9	134
割合			6.7%	

Q2 子どもの生活環境について

子どもが生活している住所については、豊後大野市の38名が最も多く、次いで大分市の36名がそれに続いた。豊後大野市に多くみられた理由のひとつとして自閉症の専門支援施設である知的障害者更生施設があるためと思われる。また今回のアンケートでは81%と多くの障がい児(者)が家族と同居しており、施設入所者の保護者は14%であった。

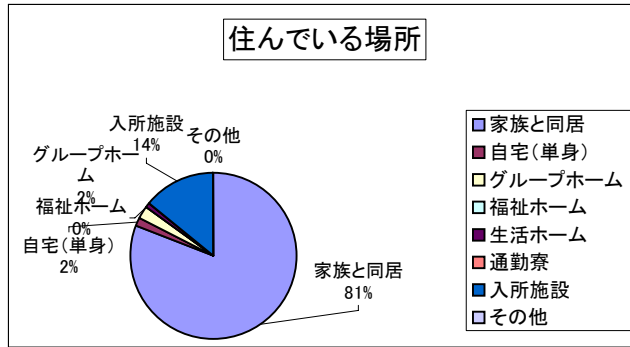
子どもの生活の住所地

大分市	36
別府市	7
豊後大野市	38
中津市	15
佐伯市	10
その他	28
合計	134



Q3 生活している場所

家族と同居	自宅(単身)	グループホーム	福祉ホーム	生活ホーム	通勤寮	入所施設	その他
102	2	3	0	1	0	18	0

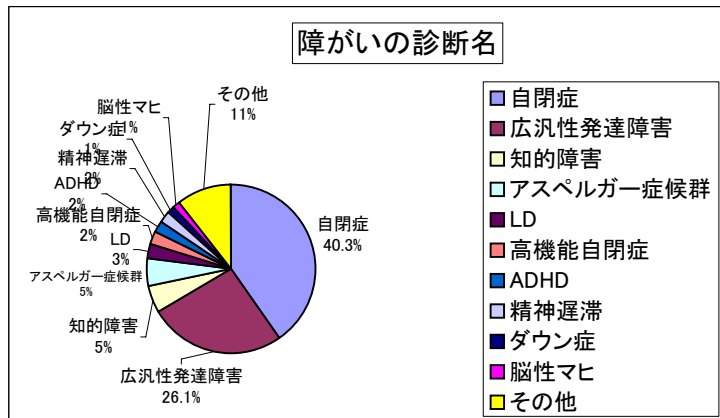


Q4 障がいの診断名

障がいの診断名として最も多かったのは、自閉症であり全体の40.3%にのぼった。次いで広汎性発達障がい(26.1%)、知的障がい(5.2%)、アスペルガー症候群(5.2%)と続いた。

【第1表】

障がい名	人数	割合
自閉症	54	40.3%
広汎性発達障害	35	26.1%
知的障害	7	5.2%
アスペルガー症候群	7	5.2%
LD	4	3.0%
高機能自閉症	3	2.2%
ADHD	3	2.2%
精神遅滞	3	2.2%
ダウン症	2	1.5%
脳性マヒ	2	1.5%
その他	14	10.4%
合計	134	

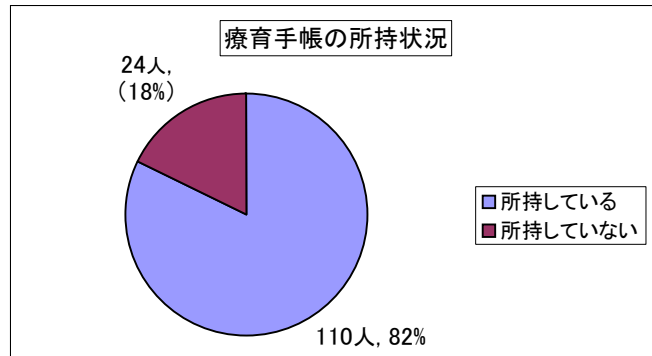


Q5 療育手帳の所持状況

【第2表】

回答	所持している	所持していない	合計
人数	110	24	134
割合	82.1%	17.9%	

療育手帳の所持している人は、全体の82%、所持していない人は18%であった。

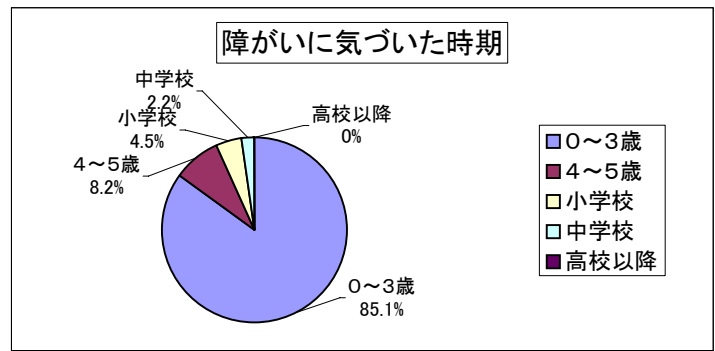


障がいへの気づきから診断までの経過について

Q6 障がいに気づいた時期

年齢	0～3歳	4～5歳	小学校	中学校	高校以降	合計
人数	114	11	6	3	0	134
割合	85.1%	8.2%	4.5%	2.2%	0.0%	

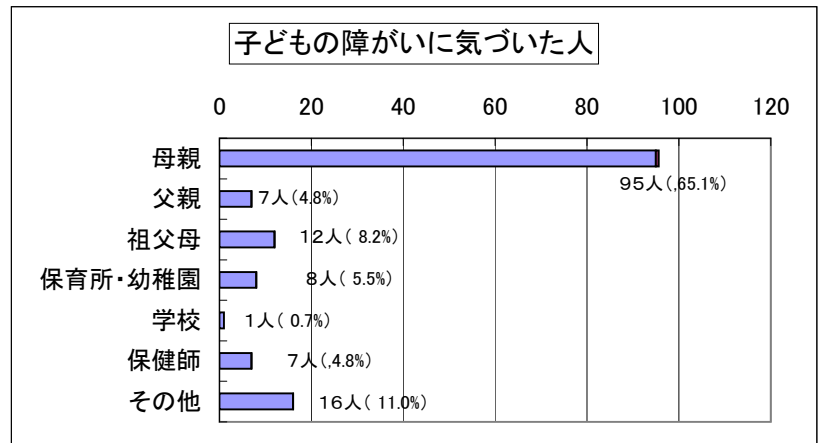
子どもの障がいに気がついた時期で最も多いのは、0～3歳の間であり、全体の85.1%であった。



Q7 子どもの障がいに気づいた人

母親	父親	祖父母	保育所・幼稚園	学校	保健師	その他	合計
95	7	12	8	1	7	16	146
65.1%	4.8%	8.2%	5.5%	0.7%	4.8%	11.0%	

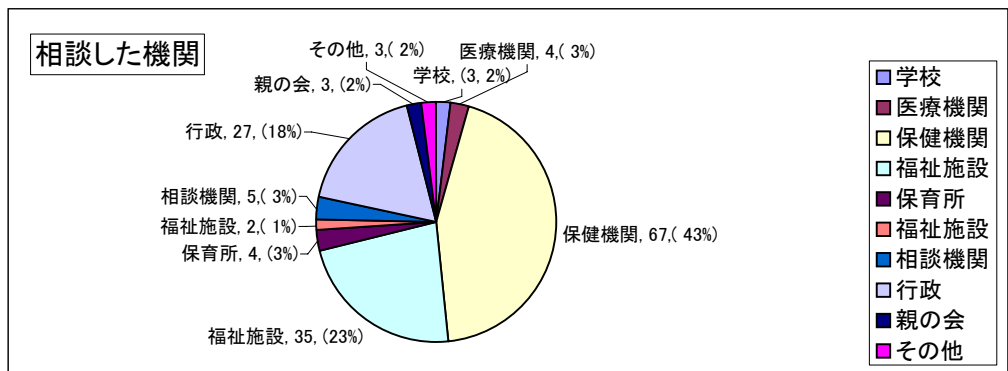
子どもの障がいに最初に気づいた人は母親が65.1%と最も多く、祖父母や父親の同居家族を含めると、78.1%となる。その他、保育所・幼稚園が5.5%と保健師4.8%となっている。



Q8 障がい気づいたときに相談したところはどこでしたか？

身近な専門機関である保健所等の保健機関が67件（43.8%）、福祉施設が35件（22.9%）、行政27件（17.6%）であった。

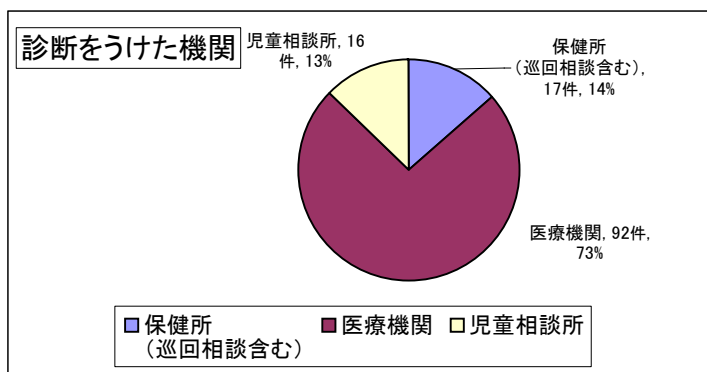
機関	学校	医療機関	保健機関	福祉施設	保育所	福祉施設	相談機関	行政	親の会	その他	合計
件数	3	4	67	35	4	2	5	27	3	3	153
割合	2.0%	2.6%	43.8%	22.9%	2.6%	1.3%	3.3%	17.6%	2.0%	2.0%	



Q9 最初に障がいの診断を受けた機関はどこでしたか？

医療機関が92件（73%）と殆どであり、その他保健所14%、児童相談所13%で全体を占めている。

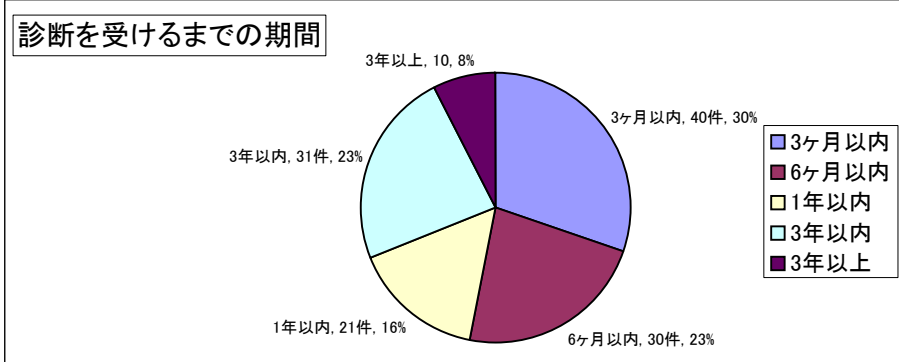
機関	保健所 (巡回相談 含む)	医療機関	児童相談所	その他	合計
件数	17	92	16	0	125
割合	13.6%	73.6%	12.8%	0%	



Q10 子どもの障がい気づいてから診断を受けるまでの期間

3ヶ月以内が30.3%あると同時に、1年以上3年以内が23.5%、3年以上を要した人が7.6%と長期間診断を待った人も多い。

期間	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	3年以内	3年以上	合計
件数	40	30	21	31	10	132
割合	30.3%	22.7%	15.9%	23.5%	7.6%	

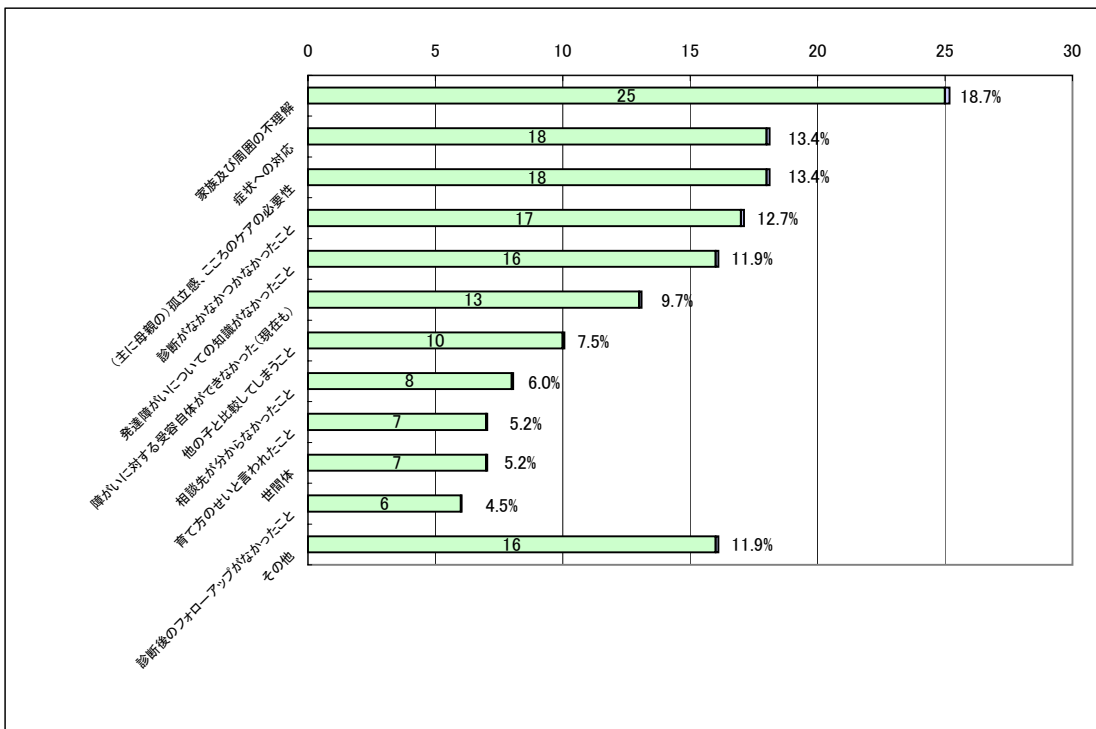


【第3表】

Q11 お子さんの障がい気づいてから診断を受けて、障がいを受け容れるまでの過程で一番苦しかったのはどのようなことですか？

アンケート回答者 134件
 総回答件数 182件 (複数回答)

	回答数	割合
家族及び周囲の不理解	25	18.7%
症状への対応	18	13.4%
(主に母親の) 孤立感、こころのケアの必要性	18	13.4%
診断がなかなかつかなかったこと	17	12.7%
発達障がいについての知識がなかったこと	16	11.9%
障がいに対する受容自体ができなかった(現在も)	13	9.7%
他の子と比較してしまうこと	10	7.5%
相談先が分からなかったこと	8	6.0%
育て方のせいと言われたこと	7	5.2%
世間体	7	5.2%
診断後のフォローアップがなかったこと	6	4.5%
その他	16	11.9%



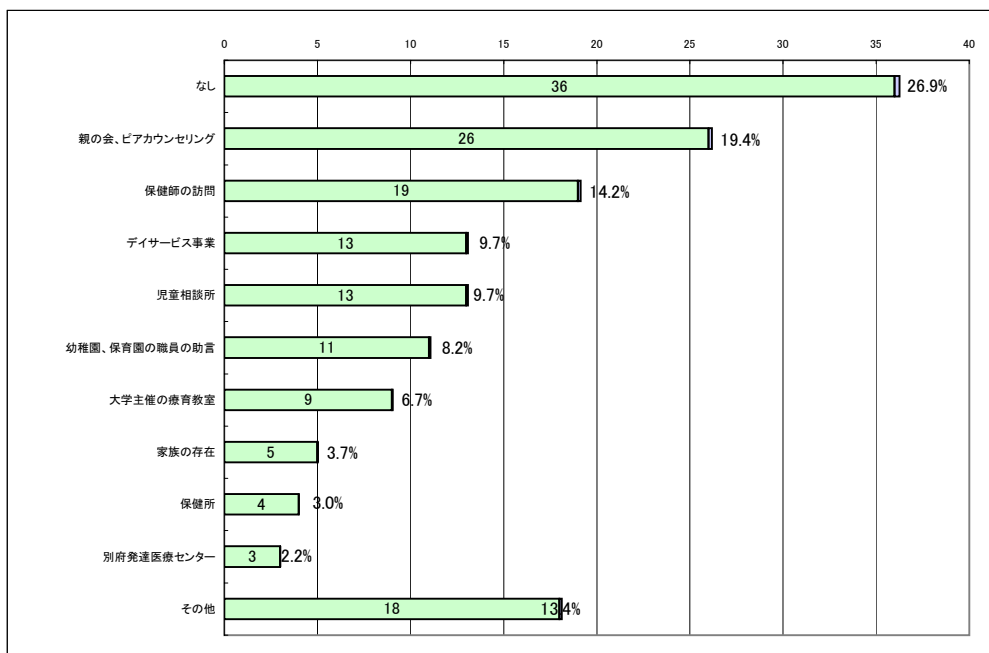
【第4表】

Q12 気づきから診断に至る過程で、助けになった支援はありましたか？

アンケート回答者 134件
 総回答件数 157件 (複数回答)

(回答数÷134)

	回答数	割合
なし	36	26.9%
親の会、ピアカウンセリング	26	19.4%
保健師の訪問	19	14.2%
デイサービス事業	13	9.7%
児童相談所	13	9.7%
幼稚園、保育園の職員の助言	11	8.2%
大学主催の療育教室	9	6.7%
家族の存在	5	3.7%
保健所	4	3.0%
別府発達医療センター	3	2.2%
その他	18	13.4%
無回答	10	

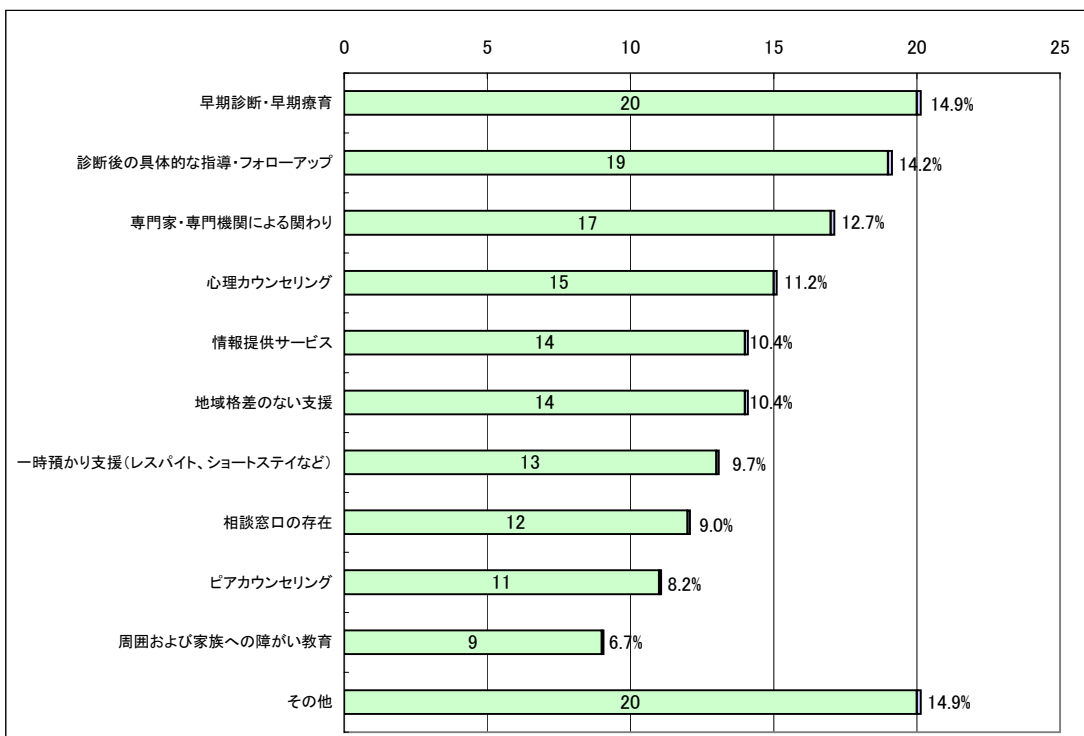


Q13 今から振り返って、お子さんの障がいを受け入れるまでに、どのような支援が欲しかったと思いますか？

アンケート回答者 134件
 総回答件数 164件 (複数回答)

(回答数÷134)

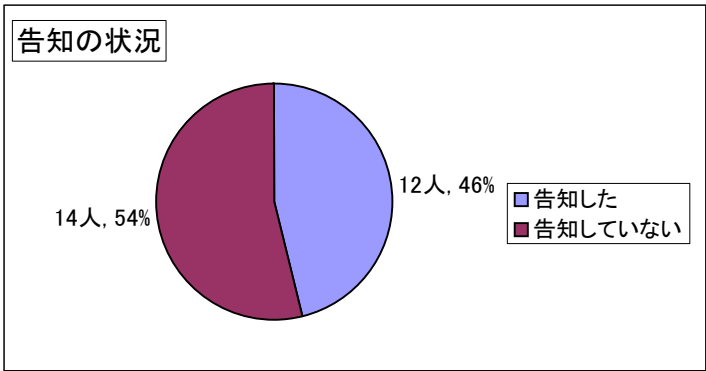
	回答数	割合
早期診断・早期療育	20	14.9%
診断後の具体的な指導・フォローアップ	19	14.2%
専門家・専門機関による関わり	17	12.7%
心理カウンセリング	15	11.2%
情報提供サービス	14	10.4%
地域格差のない支援	14	10.4%
一時預かり支援 (レスパイト、ショートステイなど)	13	9.7%
相談窓口の存在	12	9.0%
ピアカウンセリング	11	8.2%
周囲および家族への障がい教育	9	6.7%
その他	20	14.9%



Q14 知的障がいを伴わない方について、発達障がいの告知をしていますか

回答数134件のうち、LDやAD/HDなど知的障がいを伴わないと回答した者は26件で19.4%であった。
うち、告知をしているが12件(46%)、告知していないが14件(54%)であった。

総回答数 134件
うち、知的障がいを伴わない 26件 19.4%
(ア 告知をした) 12件
(イ 告知をしていない) 14件

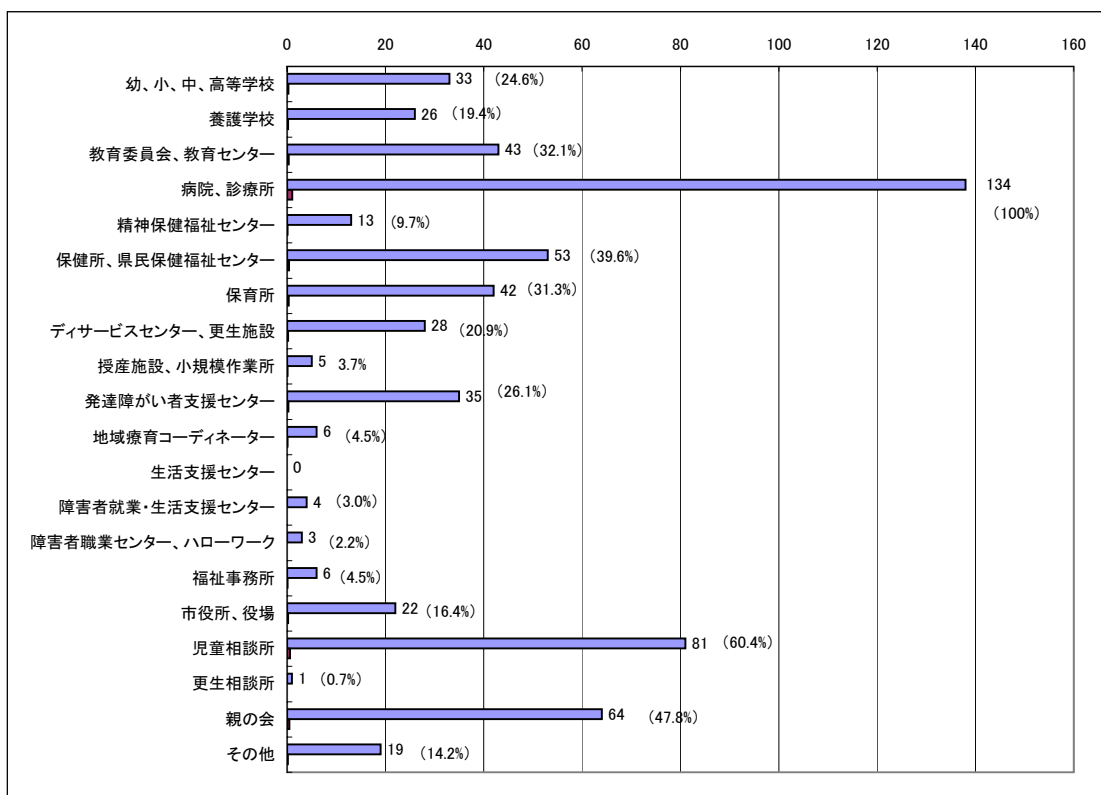


Q15 これまで受けてきたサービスの年齢ごとの相談先について

複数回答

全体では、病院が134件（21.6%）、保健所 県民保健福祉センター53件（8.5%）、児童相談所81件（13%）など、専門的機関が多くを占めている。就学前の5歳前では、病院、児童相談所、保健所が多く、6歳以降の就学時になると、学校、教育委員会等が増えてきている。子どもの成長とともに、徐々に相談機関への相談の割合が増えてきている。

	～5才	6～11才 小学校	12～14才 中学校	15～17才 高校	18歳～	合計	回答者134人に占める割合
幼、小、中、高等学校	11	18	3	1		33	24.6%
養護学校	5	16	5			26	19.4%
教育委員会、教育センター	12	25	6			43	32.1%
病院、診療所	110	16	4	2	2	134	100.0%
精神保健福祉センター	11			1	1	13	9.7%
保健所、県民保健福祉センター	49	3	1			53	39.6%
保育所	38	4				42	31.3%
ディサービスセンター、更生施設	18	7	1	1	1	28	20.9%
授産施設、小規模作業所			1	1	3	5	3.7%
発達障がい者支援センター	18	5	12			35	26.1%
地域療育コーディネーター	4	1			1	6	4.5%
生活支援センター						0	0.0%
障害者就業・生活支援センター				1	3	4	3.0%
障害者職業センター、ハローワーク					3	3	2.2%
福祉事務所	4				2	6	4.5%
市役所、役場	20	1	1			22	16.4%
児童相談所	51	24	3	3		81	60.4%
更生相談所		1				1	0.7%
親の会	34	19	7	2	2	64	47.8%
その他	15	2	1	1		19	14.2%
合計	400	142	45	13	18	618	



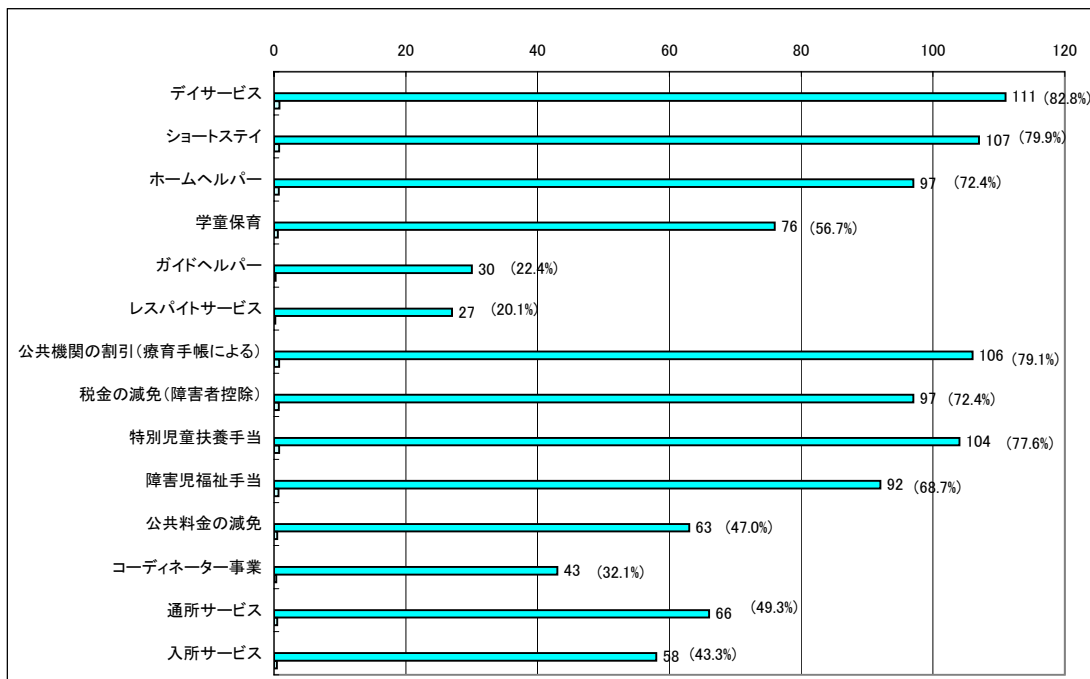
Q16 知っている福祉サービスは何ですか？

複数回答

知っている福祉サービスで最も多いのは、デイサービスで111件、全回答者の82.8%、ショートステイ79.9%、公共機関の割引79.1%、特別児童扶養手当77.6%の人が知っている。逆にレスパイトサービス、ガイドヘルパー、コーディネーター等はまだ知られていない傾向がある。

	件数	割合
デイサービス	111	82.8%
ショートステイ	107	79.9%
ホームヘルパー	97	72.4%
学童保育	76	56.7%
ガイドヘルパー	30	22.4%
レスパイトサービス	27	20.1%
公共機関の割引(療育手帳による)	106	79.1%
税金の減免(障害者控除)	97	72.4%
特別児童扶養手当	104	77.6%
障害児福祉手当	92	68.7%
公共料金の減免	63	47.0%
コーディネーター事業	43	32.1%
通所サービス	66	49.3%
入所サービス	58	43.3%
回答件数合計	1077	
回答者実数	134人	

回答者の人数に占める件数の割合



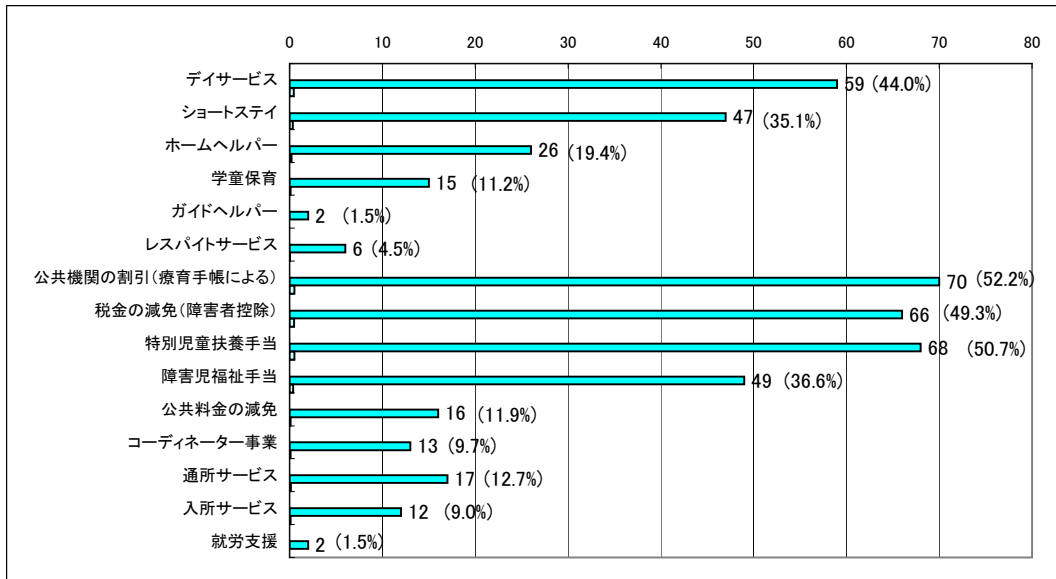
Q17 利用したことのある福祉サービスは何ですか？

複数回答

回答者の人数134人に占める件数の割合

公共料金の割引制度や税金の減免、特別児童扶養手当などは半数以上の人が活用している。また、デイサービスやショートステイ等の在宅福祉サービスも身近なサービスとして利用されているようである。
年齢的な事も考えられるが、就労支援やガイドヘルパーは1.5%ときわめて低い利用状況であった。

	件数	割合
デイサービス	59	44.0%
ショートステイ	47	35.1%
ホームヘルパー	26	19.4%
学童保育	15	11.2%
ガイドヘルパー	2	1.5%
レスパイトサービス	6	4.5%
公共機関の割引(療育手帳による)	70	52.2%
税金の減免(障害者控除)	66	49.3%
特別児童扶養手当	68	50.7%
障害児福祉手当	49	36.6%
公共料金の減免	16	11.9%
コーディネーター事業	13	9.7%
通所サービス	17	12.7%
入所サービス	12	9.0%
就労支援	2	1.5%
合計	468	



知っているサービスの中で、利用したサービスの割合

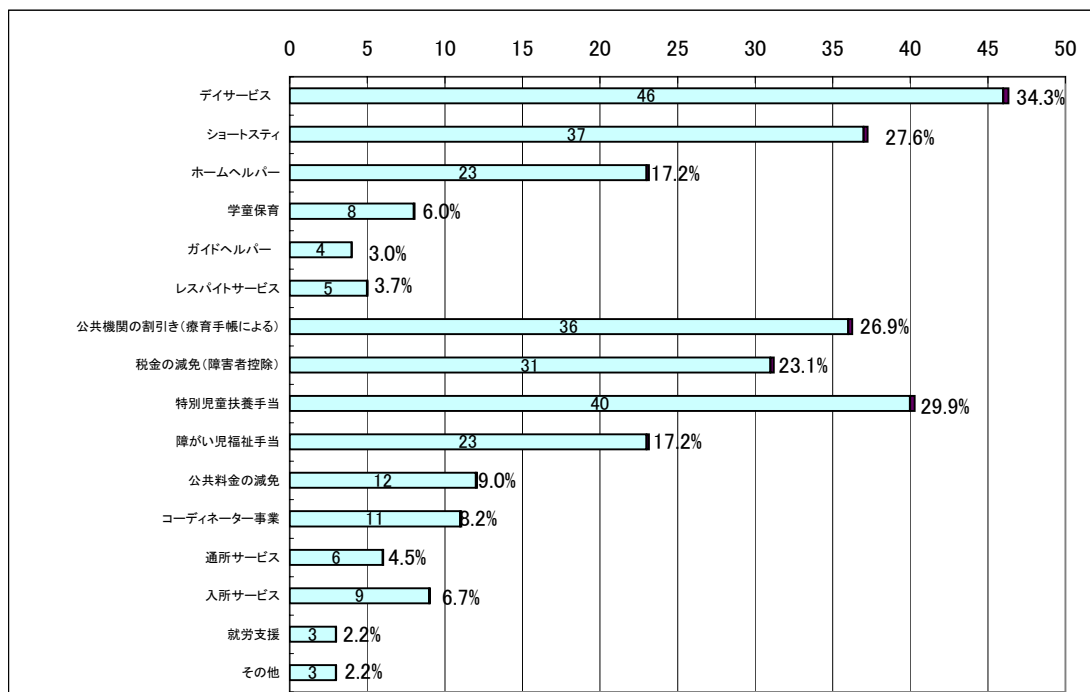
知っているサービスの中で、利用した割合の高いものは、デイサービスや、公共機関の割引、税金の免除、特別児童扶養手当、障害児扶養手当で、5割以上であった。

	知っている Q16	利用した Q17	割合 Q17÷Q16
デイサービス	111	59	53.2%
ショートステイ	107	47	43.9%
ホームヘルパー	97	26	26.8%
学童保育	76	15	19.7%
ガイドヘルパー	30	2	6.7%
レスパイトサービス	27	6	22.2%
公共機関の割引(療育手帳による)	106	70	66.0%
税金の減免(障害者控除)	97	66	68.0%
特別児童扶養手当	104	68	65.4%
障害児福祉手当	92	49	53.3%
公共料金の減免	63	16	25.4%
コーディネーター事業	43	13	30.2%
通所サービス	66	17	25.8%
入所サービス	58	12	20.7%

Q17-2 そのうち、有用だったサービスは何ですか？

アンケート回答者 134件
 総回答件数 297件 (複数回答)

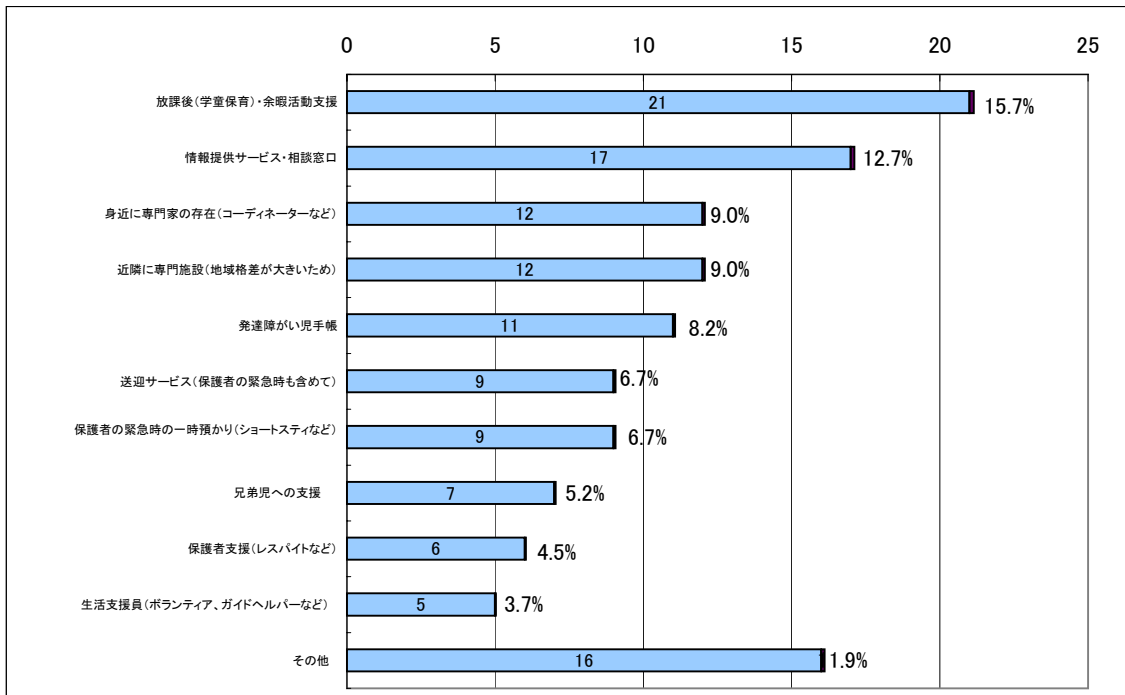
	回答数	割合
デイサービス	46	34.3%
ショートステイ	37	27.6%
ホームヘルパー	23	17.2%
学童保育	8	6.0%
ガイドヘルパー	4	3.0%
レスパイトサービス	5	3.7%
公共機関の割引 (療育手帳による)	36	26.9%
税金の減免 (障害者控除)	31	23.1%
特別児童扶養手当	40	29.9%
障がい児福祉手当	23	17.2%
公共料金の減免	12	9.0%
コーディネーター事業	11	8.2%
通所サービス	6	4.5%
入所サービス	9	6.7%
就労支援	3	2.2%
その他	3	2.2%
	297	



Q17-3 今振り返って、欲しかったサービスは何ですか？

アンケート回答者 134件
 総回答件数 266件 (複数回答)

	回答数	割合
放課後 (学童保育) ・余暇活動支援	21	15.7%
情報提供サービス・相談窓口	17	12.7%
身近に専門家の存在 (コーディネーターなど)	12	9.0%
近隣に専門施設 (地域格差が大きいため)	12	9.0%
発達障がい児手帳	11	8.2%
送迎サービス (保護者の緊急時も含めて)	9	6.7%
保護者の緊急時の一時預かり (ショートステイなど)	9	6.7%
兄弟児への支援	7	5.2%
保護者支援 (レスパイトなど)	6	4.5%
生活支援員 (ボランティア、ガイドヘルパーなど)	5	3.7%
その他	16	11.9%
	125	

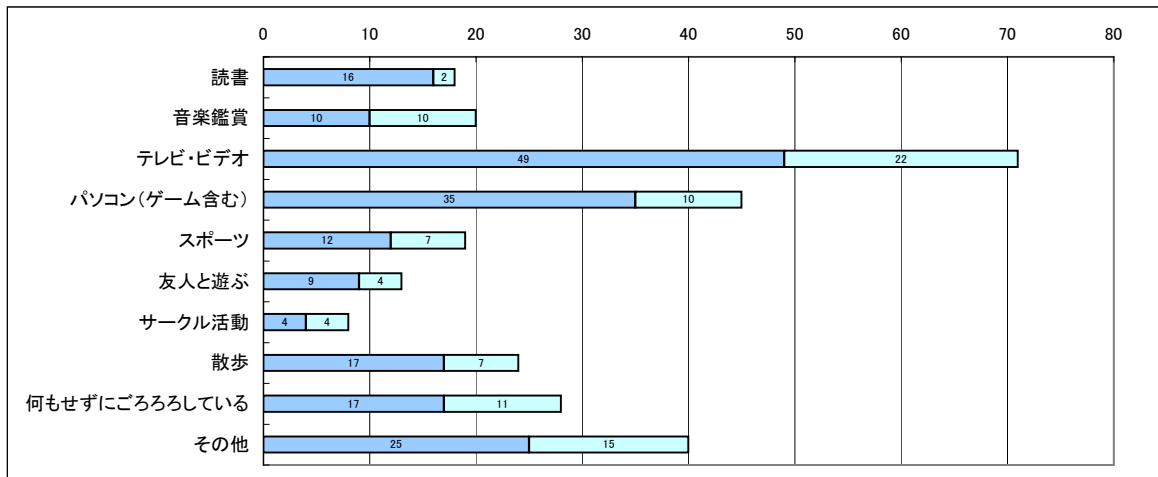


Q18 子どもの余暇活動はどのようにしていますか？

複数回答

テレビ、ビデオは18歳未満の57.6%と半数以上を占めており、18歳以上でも44.9%と最も多い。パソコンや何もせずにごろごろしているという割合も多く、屋内での活動が比較的多いことが伺える。
 その他の回答には、家族と遊ぶ、買い物をする、ドライブ、絵を描く、勉強する、ひとりでこだわりの時間を過ごす等があった。

活動内容	18歳未満		18歳以上		合計	
	件数	割合 件数÷85	件数	割合 件数÷49	件数	割合 件数÷134
読書	16	18.8%	2	4.1%	18	13.4%
音楽鑑賞	10	11.8%	10	20.4%	20	14.9%
テレビ・ビデオ	49	57.6%	22	44.9%	71	53.0%
パソコン(ゲーム含む)	35	41.2%	10	20.4%	45	33.6%
スポーツ	12	14.1%	7	14.3%	19	14.2%
友人と遊ぶ	9	10.6%	4	8.2%	13	9.7%
サークル活動	4	4.7%	4	8.2%	8	6.0%
散歩	17	20.0%	7	14.3%	24	17.9%
何もせずにごろごろしている	17	20.0%	11	22.4%	28	20.9%
その他	25	29.4%	15	30.6%	40	29.9%
回答件数合計	194		92		286	



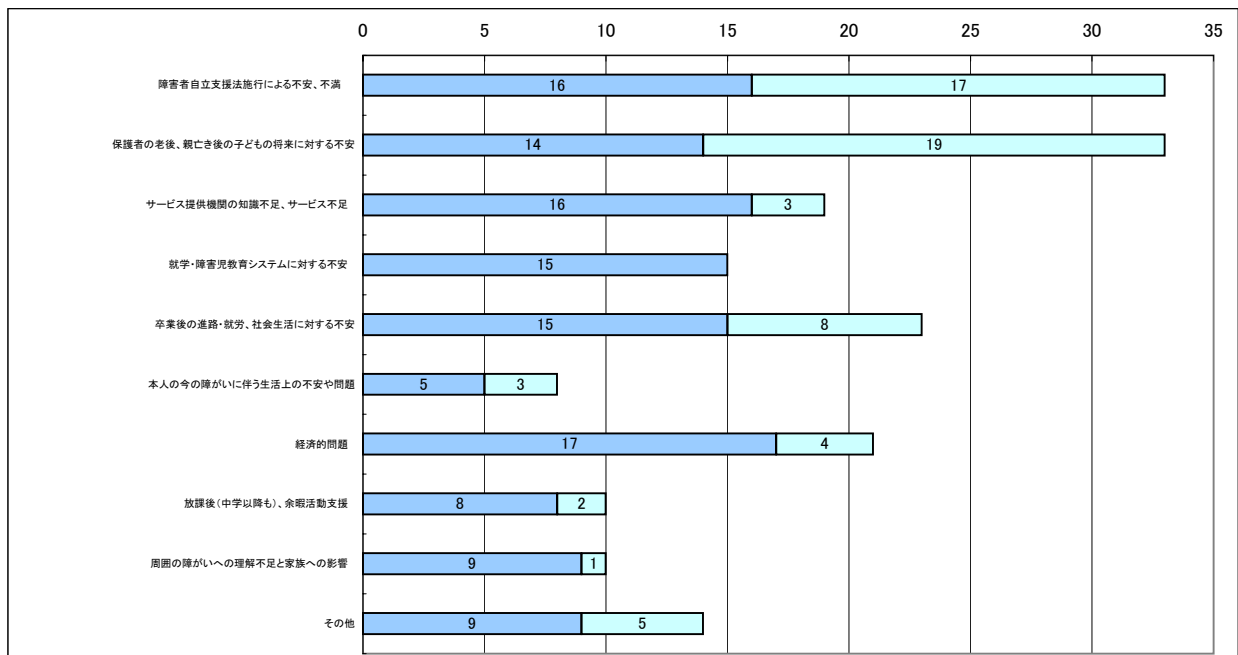
Q19 今、心配していること、困っていることはどのようなことですか？

複数回答

18歳未満では経済的なこと、障害者自立支援法の施行に伴う不安、サービス提供機関への不満やサービス不足、教育に関すること等が多く、18歳以上では、障害者自立支援法の施行に伴う不安、保護者の老後、親亡き後の子どもの将来への不安、卒業後の進路、就労などへの心配の割合が多い。
その他の意見の中では、兄弟への生活上の影響を心配する声や、施設を利用しているが作業工賃が低いなどがあつた。

【第5表】

18歳未満:85人 18歳以上:49人 計134人	18歳未満		18歳以上		合計	
	件数	割合 件数÷85	件数	割合 件数÷49	件数	割合 件数÷134
障害者自立支援法施行による不安、不満	16	18.8%	17	34.7%	33	24.6%
保護者の老後、親亡き後の子どもの将来に対する不安	14	16.5%	19	38.8%	33	24.6%
サービス提供機関の知識不足、サービス不足	16	18.8%	3	6.1%	19	14.2%
就学・障害児教育システムに対する不安	15	17.6%	0	0%	15	11.2%
卒業後の進路・就労、社会生活に対する不安	15	17.6%	8	16.3%	23	17.2%
本人の今の障がいに伴う生活上の不安や問題	5	5.9%	3	6.1%	8	6.0%
経済的問題	17	20.0%	4	8.2%	21	15.7%
放課後(中学以降も)、余暇活動支援	8	9.4%	2	4.1%	10	7.5%
周囲の障がいへの理解不足と家族への影響	9	10.6%	1	2.0%	10	7.5%
その他	9	10.6%	5	10.2%	14	10.4%
回答件数合計	124		62		186	



Q20 医療機関に対して何かご要望はありますか？

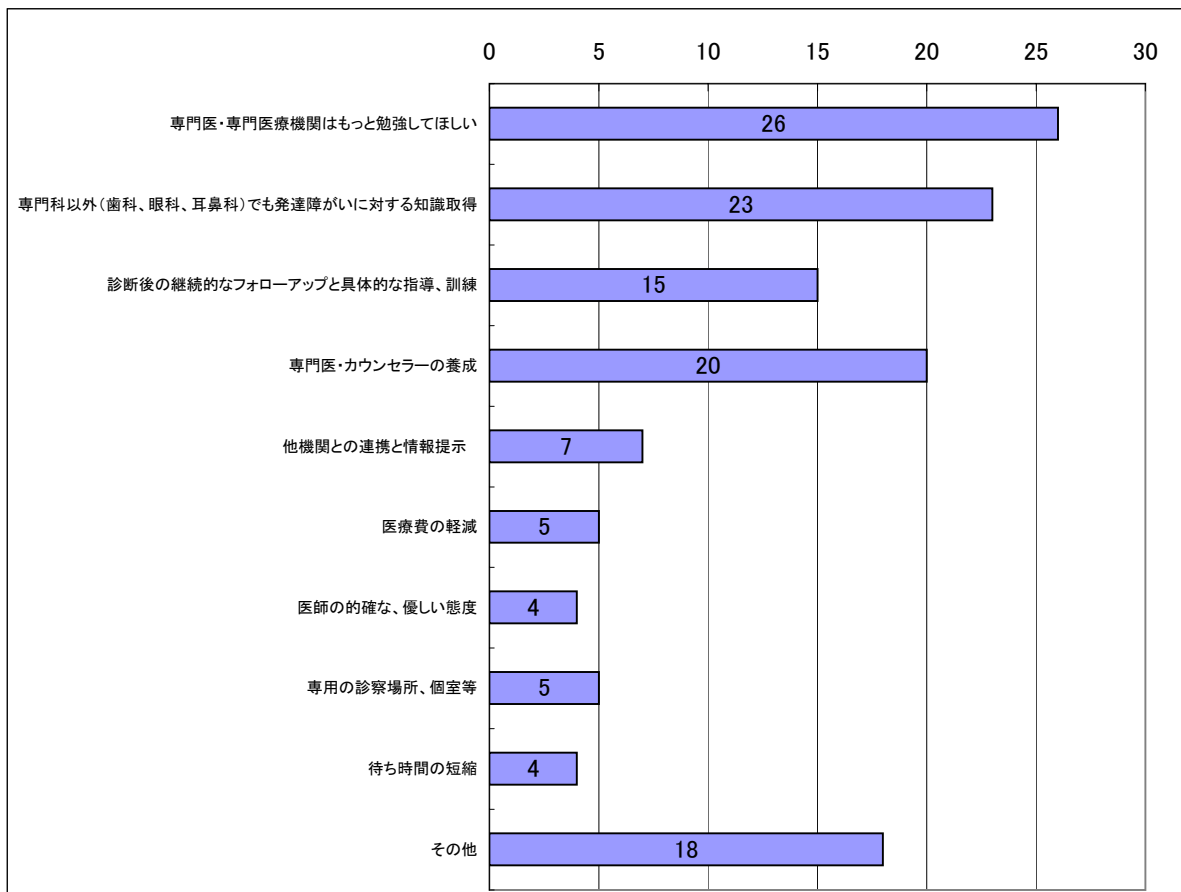
アンケート回答者 134件
 総回答件数 266件 (複数回答)

【第6表】

(回答数÷134)

回答内容	回答数	割合
専門医・専門医療機関はもっと勉強してほしい	26	19.4%
専門科以外(歯科、眼科、耳鼻科)でも発達障がいに対する知識取得	23	17.2%
診断後の継続的なフォローアップと具体的な指導、訓練	15	11.2%
専門医・カウンセラーの養成	20	14.9%
他機関との連携と情報提示	7	5.2%
医療費の軽減	5	3.7%
医師の的確な、優しい態度	4	3.0%
専用の診察場所、個室等	5	3.7%
待ち時間の短縮	4	3.0%
その他	18	13.4%
合計	127	

- (その他の例)
- ・自閉症原因の解明
 - ・副作用のない薬物の開発
 - ・安心して、相談・治療のできる総合病院
 - ・しっかりした告知 等

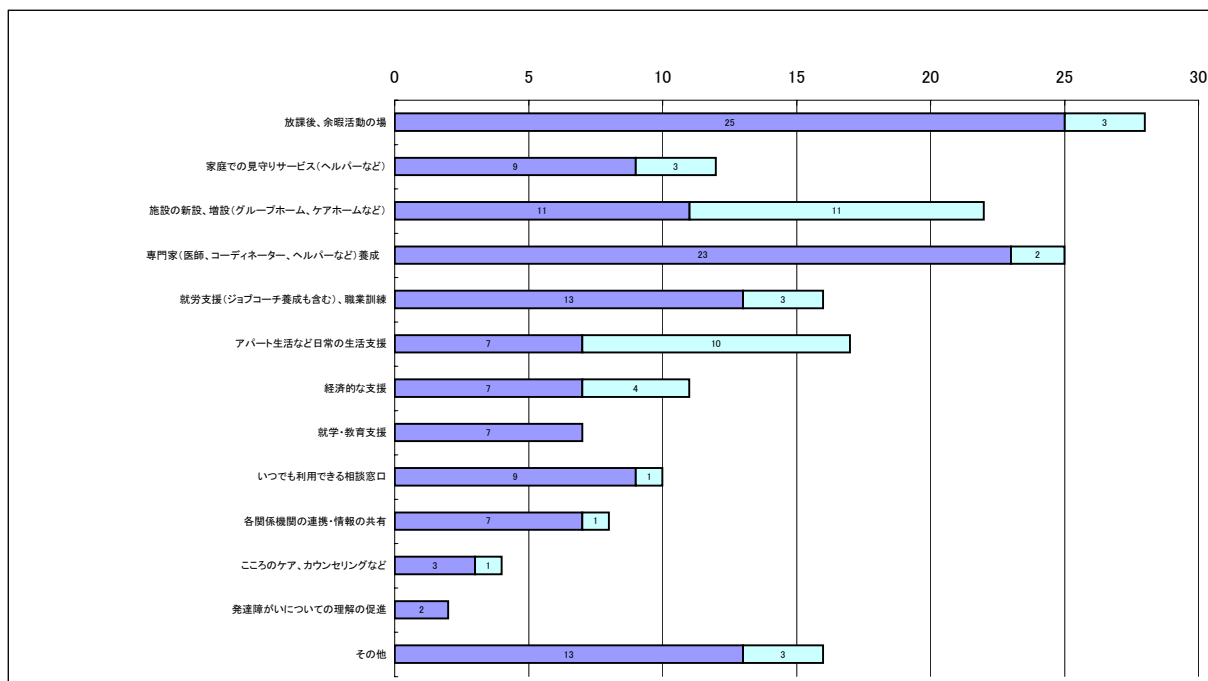


Q21 今後の子どもの生活のためにどのような支援サービスが必要と考えますか

複数回答

18歳未満では、放課後や余暇活動の場での支援（29.4%）、医師やコーディネーターなど専門家による支援（27.1%）を求める声が多い。18歳以上になると、生活の場所となる施設、グループホーム、アパートなどへの生活支援が圧倒的に多い。
 その他の意見として、子どもが外泊できるような支援、発達障がい者手帳の交付、健常者と一緒にできるスポーツ、養護学校に部活がほしい、などがあつた。

18歳未満:85人 18歳以上:49人 計134人	18歳未満		18歳以上		合計	
	件数	割合 件数÷85	件数	割合 件数÷49	件数	割合 件数÷134
放課後、余暇活動の場	25	29.4%	3	6.1%	28	20.9%
家庭での見守りサービス（ヘルパーなど）	9	10.6%	3	6.1%	12	9.0%
施設の新設、増設（グループホーム、ケアホームなど）	11	12.9%	11	22.4%	22	16.4%
専門家（医師、コーディネーター、ヘルパーなど）養成	23	27.1%	2	4.1%	25	18.7%
就労支援（ジョブコーチ養成も含む）、職業訓練	13	15.3%	3	6%	16	11.9%
アパート生活など日常の生活支援	7	8.2%	10	20.4%	17	12.7%
経済的な支援	7	8.2%	4	8.2%	11	8.2%
就学・教育支援	7	8.2%	0	0.0%	7	5.2%
いつでも利用できる相談窓口	9	10.6%	1	2.0%	10	7.5%
各関係機関の連携・情報の共有	7	8.2%	1	2.0%	8	6.0%
こころのケア、カウンセリングなど	3	3.5%	1	2.0%	4	3.0%
発達障がいについての理解の促進	2	2.4%	0	0.0%	2	1.5%
その他	13	15.3%	3	6.1%	16	11.9%
回答件数合計	136		42		178	



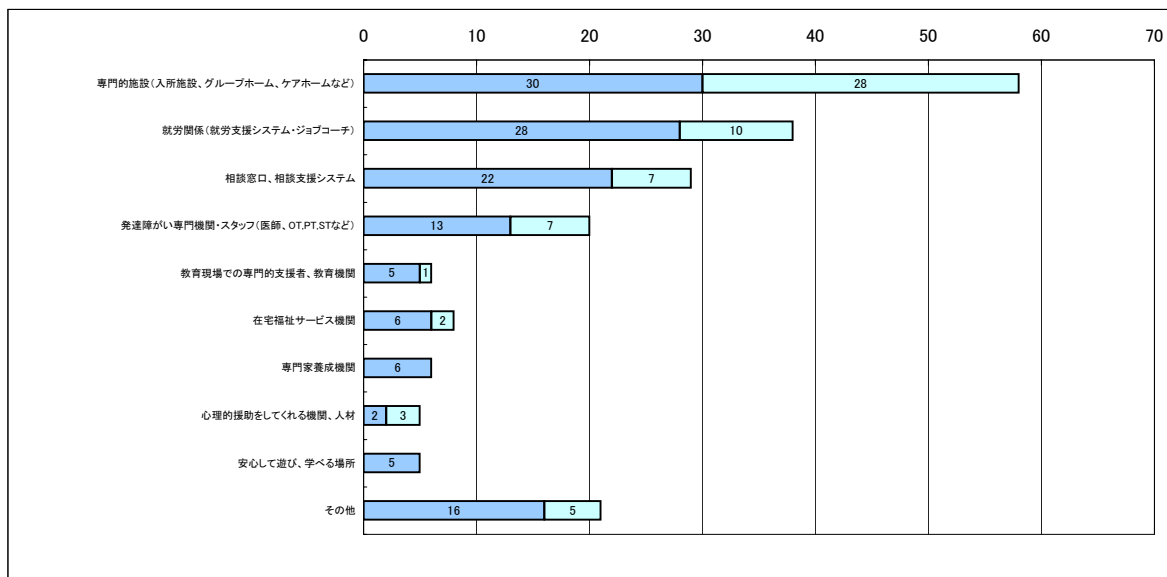
Q22 今後、子どもの生活のためにどのような社会資源(施設、専門職)が必要ですか

複数回答

18歳未満では入所施設、グループホーム、ケアホームなどの専門的な住まいとなる施設が30件(35.3%)、就労を支援するシステム・ジョブコーチ等が28件(32.9%)と半数以上を占め、次に就労関係が10件(20.4%)であった。
 その他の意見として、安心して遊んだり学べる場所、歯科医、親子や健常者が共に入所できる施設、親を教育してくれる施設などがあった。

【第7表】

18歳未満:85人 18歳以上:49人 計134人	18歳未満		18歳以上		合計	
	件数	割合 件数÷85	件数	割合 件数÷49	件数	割合 件数÷134
専門的施設(入所施設、グループホーム、ケアホームなど)	30	35.3%	28	57.1%	58	43.3%
就労関係(就労支援システム・ジョブコーチ)	28	32.9%	10	20.4%	38	28.4%
相談窓口、相談支援システム	22	25.9%	7	14.3%	29	21.6%
発達障がい専門機関・スタッフ(医師、OT、PT、STなど)	13	15.3%	7	14.3%	20	14.9%
教育現場での専門的支援者、教育機関	5	5.9%	1	2%	6	4.5%
在宅福祉サービス機関	6	7.1%	2	4.1%	8	6.0%
専門家養成機関	6	7.1%		0.0%	6	4.5%
心理的援助をしてくれる機関、人材	2	2.4%	3	6.1%	5	3.7%
安心して遊び、学べる場所	5	5.9%		0.0%	5	3.7%
その他	16	18.8%	5	10.2%	21	15.7%
回答件数合計	133		63		196	



Q23 早急に実現や改善を必要とする施策に関する要望は何ですか。
(国に対して)

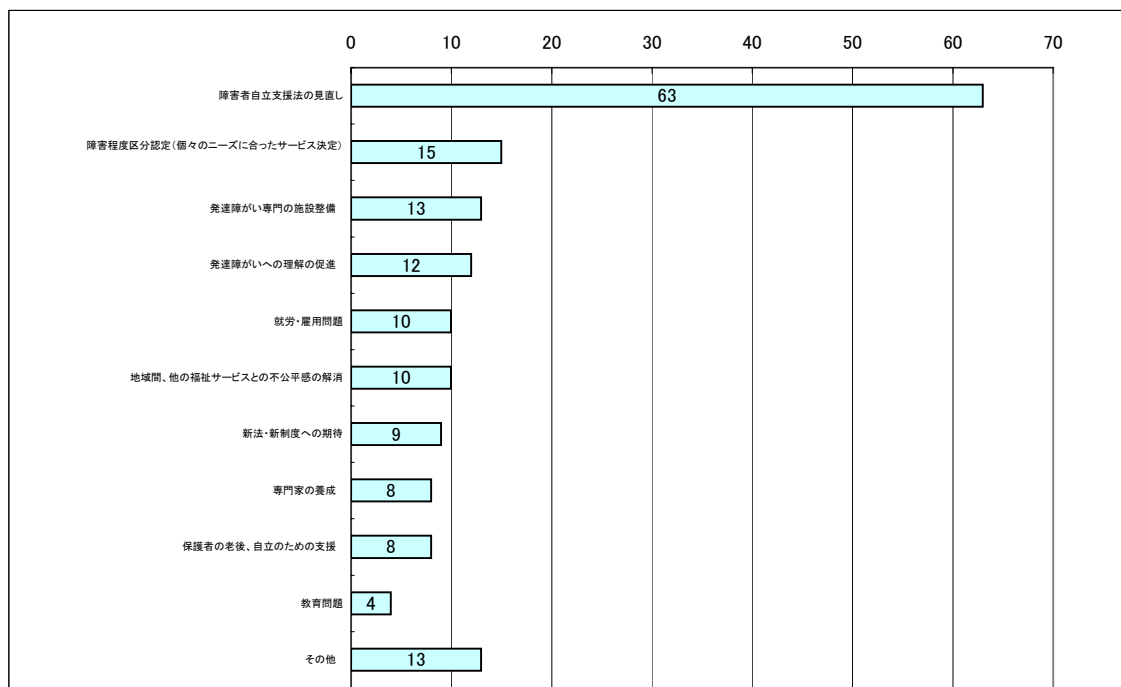
アンケート回答数 134人
総回答件数 165件 (複数回答)

【第8表】

(回答数÷134)

回答内容	回答数	割合
障害者自立支援法の見直し	63	47.0%
障害程度区分認定(個々のニーズに合ったサービス決定)	15	11.2%
発達障がい専門の施設整備	13	9.7%
発達障がいへの理解の促進	12	9.0%
就労・雇用問題	10	7.5%
地域間、他の福祉サービスとの不公平感の解消	10	7.5%
新法・新制度への期待	9	6.7%
専門家の養成	8	6.0%
保護者の老後、自立のための支援	8	6.0%
教育問題	4	3.0%
その他	13	9.7%
合計	165	

回答者の人数134
人に占める件数の
割合



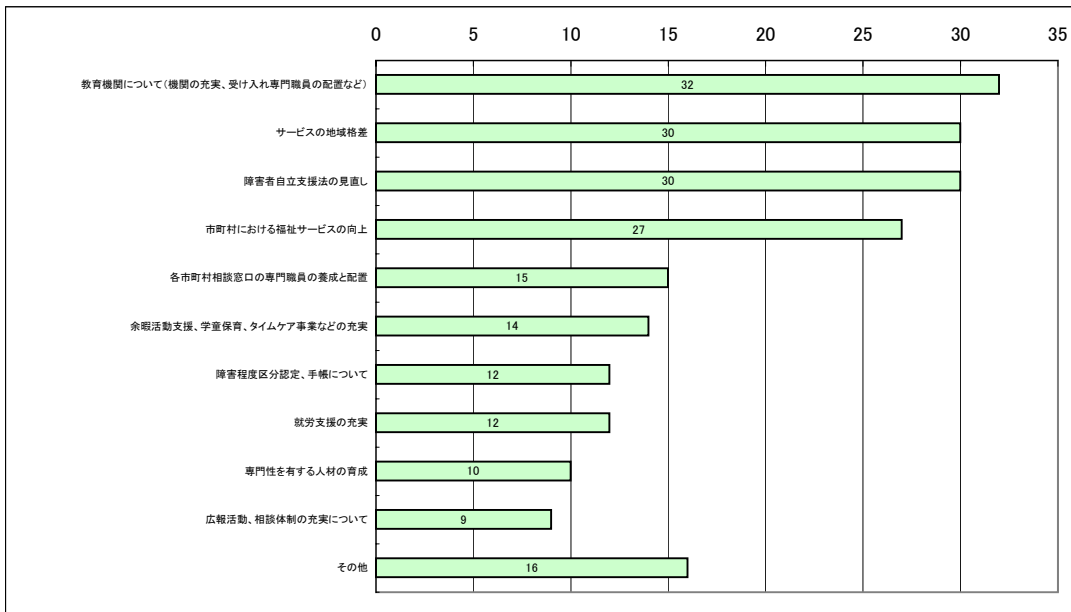
Q23 早急に実現や改善を必要とする施策に関する要望は何ですか。
(県・市町村に対して)

アンケート回答数 134人
総回答件数 207件 (複数回答)

(回答数÷134)

回答内容	回答数	割合
教育機関について(機関の充実、受け入れ専門職員の配置など)	32	23.9%
サービスの地域格差	30	22.4%
障害者自立支援法の見直し	30	22.4%
市町村における福祉サービスの向上	27	20.1%
各市町村相談窓口の専門職員の養成と配置	15	11.2%
余暇活動支援、学童保育、タイムケア事業などの充実	14	10.4%
障害程度区分認定、手帳について	12	9.0%
就労支援の充実	12	9.0%
専門性を有する人材の育成	10	7.5%
広報活動、相談体制の充実について	9	6.7%
その他	16	11.9%
合計	207	

回答者の人数134人
に占める件数の割合



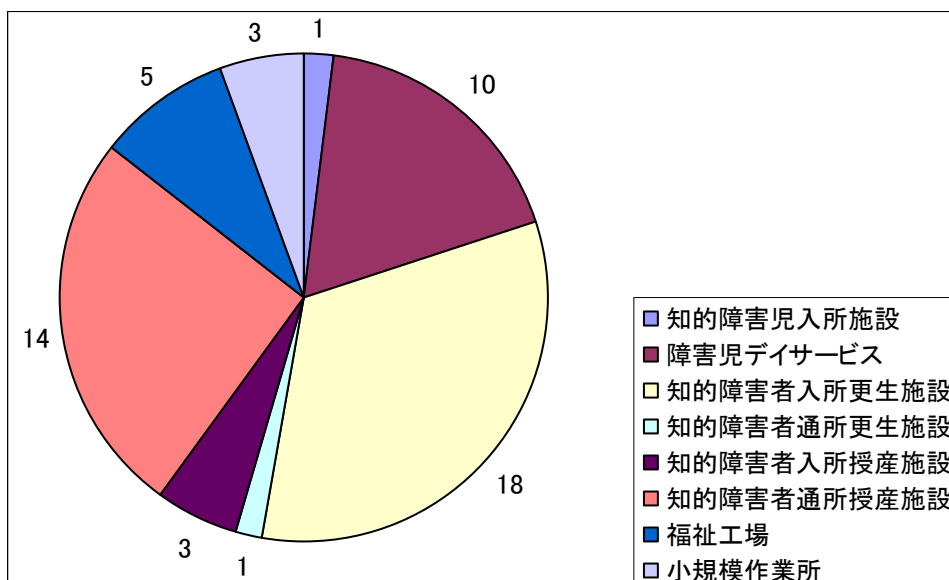
発達障がい者実態調査（施設）集計結果

県内の98ヶ所の福祉施設に対して「発達障がい者実態調査」を依頼したところ、回答率は55ヶ所（56.12%）だった。また、各施設において、発達障がいに対する様々な見解が見られたが、当アンケートでは、発達障害者支援法の中で位置づけられている「自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害」に限定して抽出した。（※ 身体障害者授産施設の回収数が0であり、発達障がいとの関係性も薄いと思われるので、身体障害者授産施設は集計から除外した）（※ 施設の実態に合わせて、知的障害者更生施設、授産施設をそれぞれ入所、通所別に集計した）

問1 施設の種類の（18.9.30現在）

施設種別	配布施設数	回収施設数	回収率
ア. 知的障害児入所施設	4	1	25.00%
イ. 知的障害児通園施設	2	0	0.00%
ウ. 障害児デイサービス	15	10	66.67%
エ-1. 知的障害者入所更生施設	21	18	85.71%
エ-2. 知的障害者通所更生施設	2	1	50.00%
オ-1. 知的障害者入所授産施設	3	3	100.00%
オ-2. 知的障害者通所授産施設	21	14	66.67%
カ. 知的障害者福祉工場	7	5	71.43%
キ. 小規模作業所	23	3	13.04%
合計	98	55	56.12%

図1 アンケート回収施設の割合



結果と考察

知的障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者福祉工場、障害児デイサービス、知的障害者通所授産施設の回収率が高く、逆に知的障害児通園施設、小規模作業所、知的障害児入所施設の回収率が低かった。

問2 利用者の状況（平成18年4月1日現在）

（合計人数 2,300人）

年 令	児童入所	児童デイ	入所更生	通所更生	更生小計	入所授産	通所授産	授産小計	福祉工場	小規模作	合 計
0～3	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	46
4～5	1	47	0	0	0	0	0	0	0	0	48
6～11	9	158	0	0	0	0	0	0	0	0	167
12～14	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	20
15～17	34	3	0	0	0	0	0	0	0	0	37
18～29	4	0	102	12	114	62	182	244	53	16	431
30～39	0	0	215	6	221	46	172	218	39	3	481
40～	0	0	793	1	794	108	129	237	32	7	1,070
合 計	60	262	1,110	19	1,129	216	483	699	124	26	2,300

図2 利用者の割合（年齢別）

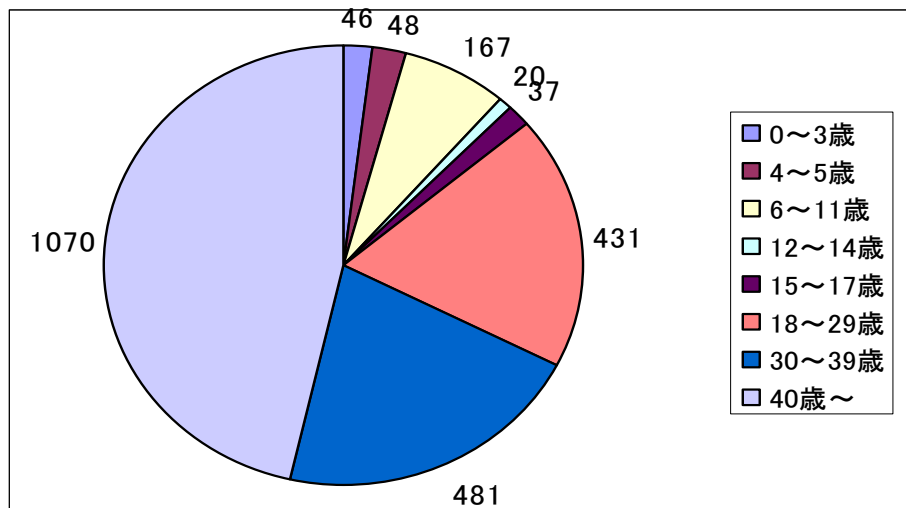
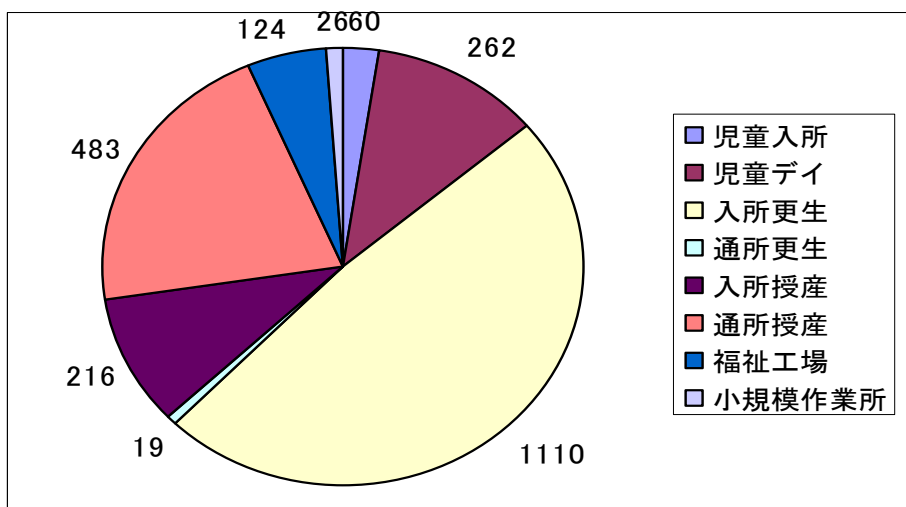


図3 利用者の割合（施設別）



問3 利用者の中で、下記のような発達障がい¹に顕著な行動が見られる児（者）がいますか。

ア、多動（動きが激しい、落ち着きがない、集中できないなど）

イ、コミュニケーション（言葉の発達に遅れがある、会話が成立しないなど）

ウ、集団適応（友達と遊べない、集団に合わせて行動できないなど）

エ、対人面（視線が合わない、気持ちが通じない、人を避ける、指示に応じないなど）

オ、こだわり（同じ行動を繰り返す、変化を嫌がる、同じことを繰り返し話したり聞いたりするなど）

カ、知覚過敏（音・臭い・触られることに敏感に反応するなど）

キ、情緒面（気分がむらがあるなど）

ク、パニック（泣きながら大声を出すなど）

ケ、他傷（人を傷つける行為）

コ、自傷（自分を傷つける行為）

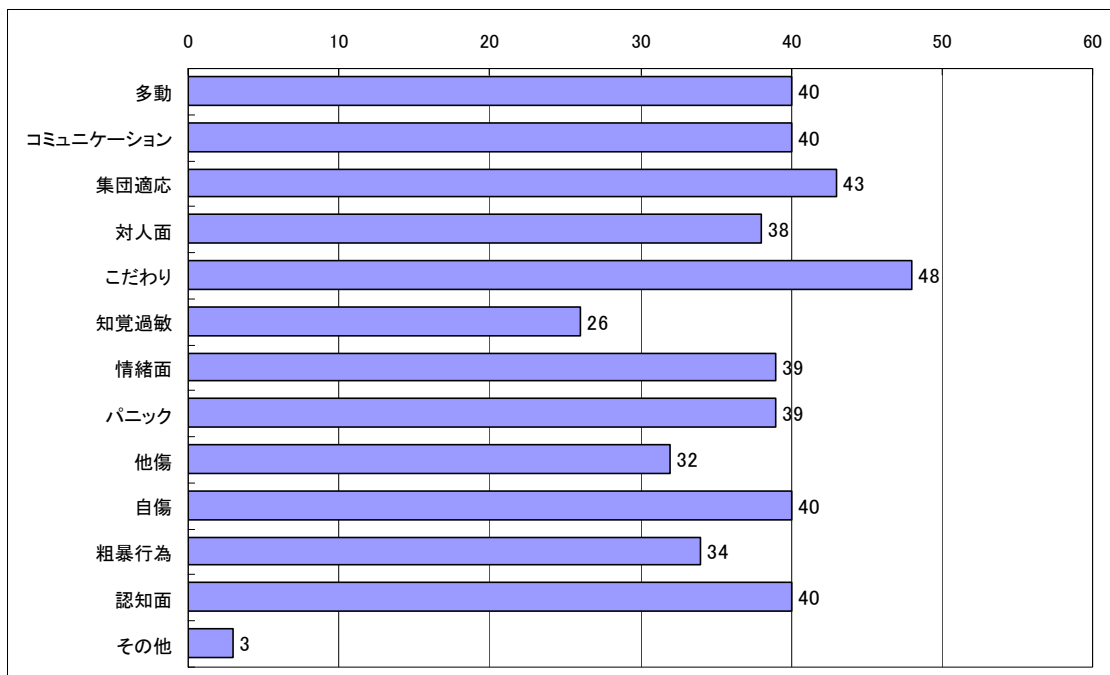
サ、粗暴行為（器物破損など）

シ、認知面（読めない、書けない、計算できない、危険を予測できないなど）

ス、その他（ ）

該当項目	児童入所	児童デイ	入所更生	通所更生	更生小計	入所授産	通所授産	授産小計	福祉工場	小規模作	合 計
ア	1	10	14	1	15	1	11	12	1	1	40
イ	1	10	14	1	15	1	10	11	1	2	40
ウ	1	10	16	0	16	1	12	13	3	0	43
エ	1	9	15	0	15	1	12	13	0	0	38
オ	1	10	18	1	19	2	13	15	2	1	48
カ	1	7	11	0	11	1	5	6	1	0	26
キ	1	9	14	1	15	1	10	11	2	1	39
ク	1	8	15	1	16	1	11	12	1	1	39
ケ	1	6	14	1	15	1	9	10	0	0	32
コ	1	9	15	1	16	1	11	12	1	1	40
サ	1	5	14	1	15	1	10	11	1	1	34
シ	1	8	15	1	16	1	10	11	2	2	40
ス	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	3

図4 施設内でみられる発達障がいに関連する行動の割合



その他：「偏食」「昼夜逆転」「夜間徘徊」

結果と考察

殆どの施設に発達障がいに関連する行動が見られる児（者）がいるとともに、行動内容では、こだわりや集団適応に困難がみられる児（者）の比率が高く、逆に知覚過敏の比率は低い。この結果から、現場では原因よりも現象の方が注目されやすいということが推測できる。

問4 利用者のうち、前記問3のような特徴を示す発達障がい児（者）、若しくは発達障がいと思われる児（者）は何人ですか。（ ）内には、うち療育手帳所持者を記入

【第17表】

年 令	児童入所	児童デイ	入所更生	通所更生	更生小計	入所授産	通所授産	授産小計	福祉工場	小規模作	合 計
0～3		20(4)									20(4)
4～5		27(17)									27(17)
6～11		102(74)									102(74)
12～14		4(2)									4(2)
15～17		1(1)									1(1)
18～29			42(42)	11(11)	53(53)	1(1)	41(41)	42(42)	5(5)	2(2)	102(10)
30～39			74(74)	5(5)	79(79)	1(1)	31(31)	32(32)	4(4)		115(11)
40～			76(76)		76(76)		18(18)	18(18)	15(15)		109(10)
合 計		154(98)	192(192)	16(16)	208(208)	2(2)	90(90)	92(92)	24(24)	2(2)	480(42)
利用者数		262	854	19	873	69	339	408	64	16	1,623
比 率		58.78%	22.48%	84.21%	23.83%	2.90%	26.55%	22.55%	37.50%	12.50%	29.57%

※ 児童入所については、利用者全員を対象としていたため、除外して集計を行った。

図5 発達障がいのような特徴を示す児(者)と療育手帳所持者の割合 (年齢別)

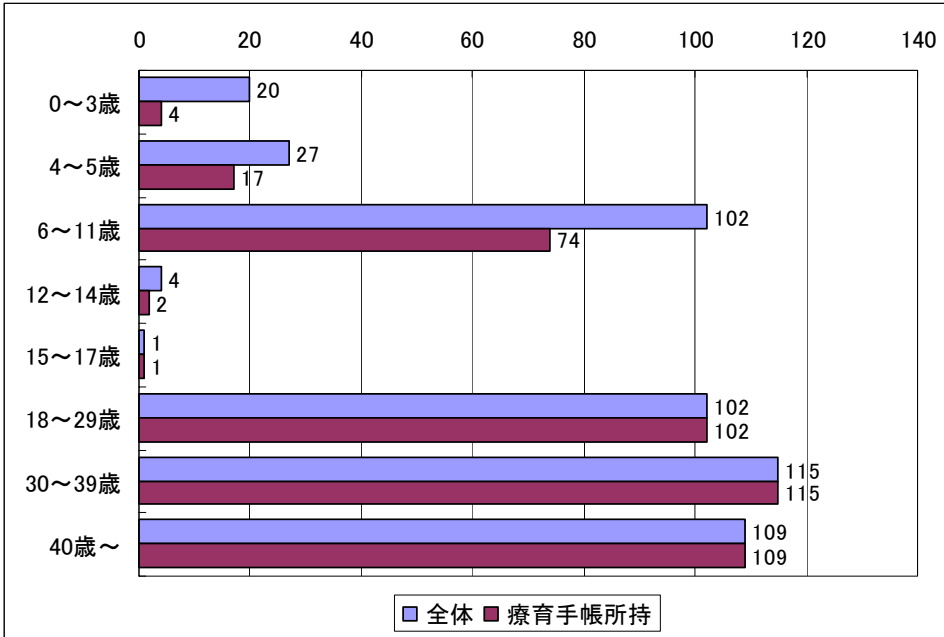
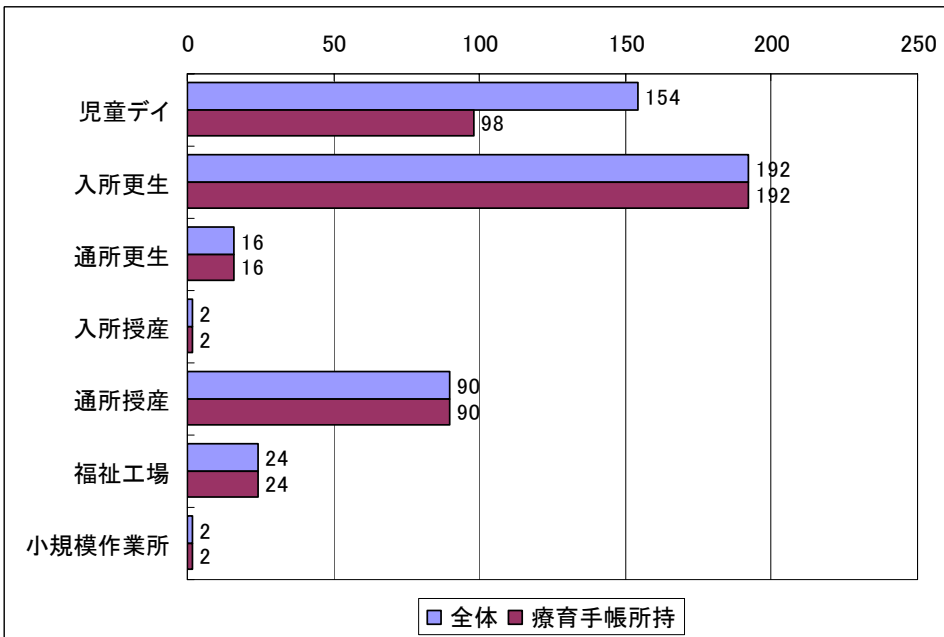


図6 発達障がいのような特徴を示す児(者)と療育手帳所持者の割合 (施設別)



結果と考察

問4で施設における比率をみると、発達障がいに関連した顕著な行動を示す児(者)は通所更生施設と児童デイに多くみられる。発達障がいに関連した顕著な行動を示す児(者)と療育手帳所持者の割合は、年齢別で見ると、者が100%に対し、児童は所持していないケースが多かった。また、事業所においても、所持していないケースがみられたのは児童デイだけであることから、児童デイのサービスとして、障がい受容への支援と同時に福祉サービスを利用するための手続や手帳を取得するための支援が求められていることがわかる。

問5 前記「問4」で「発達障がい児（者）がいる」とお答えした方に伺います。

① その児（者）は発達障がいの診断を受けていますか。

年令	児童入所施設			児童デイサービス			入所更生施設			通所更生施設			更生施設小計		
	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明
0～3				12	5	4									
4～5				25	3	3									
6～11				88	17	9									
12～14				4											
15～17				1											
18～29							8	22	12	5	6		13	28	12
30～39							24	30	20	3	2		27	32	20
40～								68	8					68	8
合計				130	25	16	32	120	40	8	8		40	128	40
比率				49.61	9.54	6.11	3.75	14.05	4.68	42.11	42.11		45.82	14.66	45.82

年令	入所授産施設			通所授産施設			授産施設小計			福祉工場			小規模作業所			合計		
	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明
0～3																12	5	4
4～5																25	3	3
6～11																88	17	9
12～14																4		
15～17																1		
18～29	1			18	13	10	19	13	10		2	1			2	32	43	25
30～39	1			18	6	7	19	6	7		1					46	39	27
40～				2	14	2	2	14	2		12					2	94	10
合計	2			38	33	19	40	33	19		15	1			2	210	201	78
比率	2.9			11.2	9.73	5.6	9.8	8.09	4.66		23.4	1.56			12.5	12.94	12.38	4.81

※ 児童入所については、利用者全員を対象としていたため、除外して集計を行った。

※ 比率は、問4の各利用者合計から導き出している。

図7 診断を受けている（施設別）

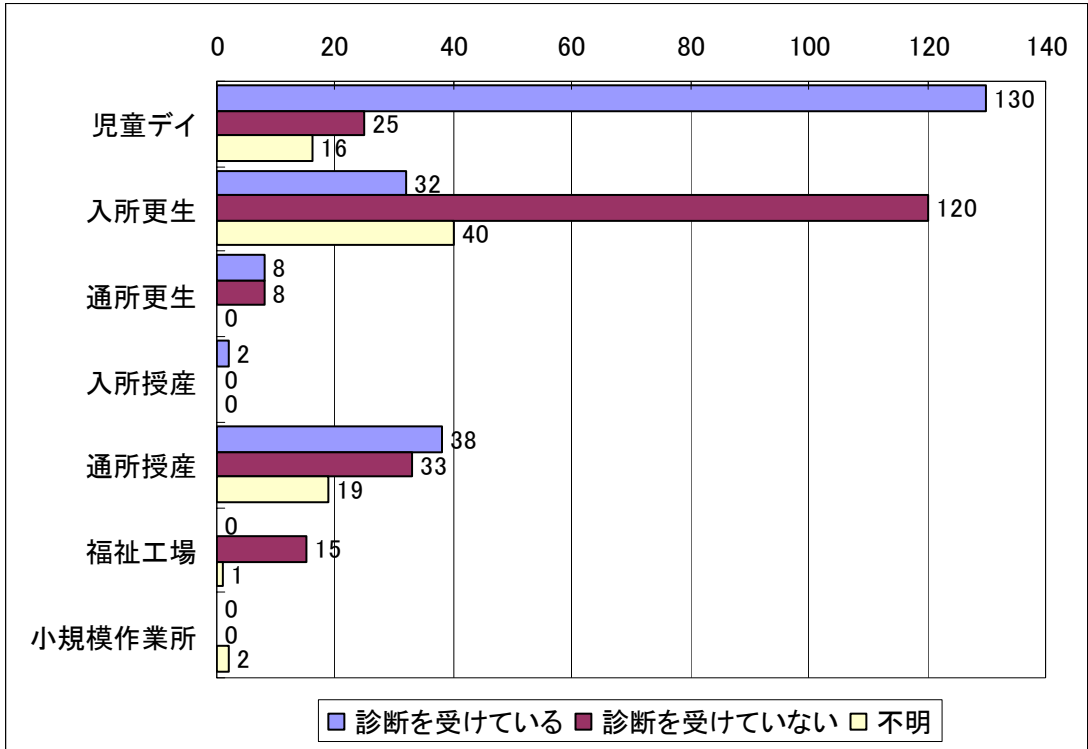
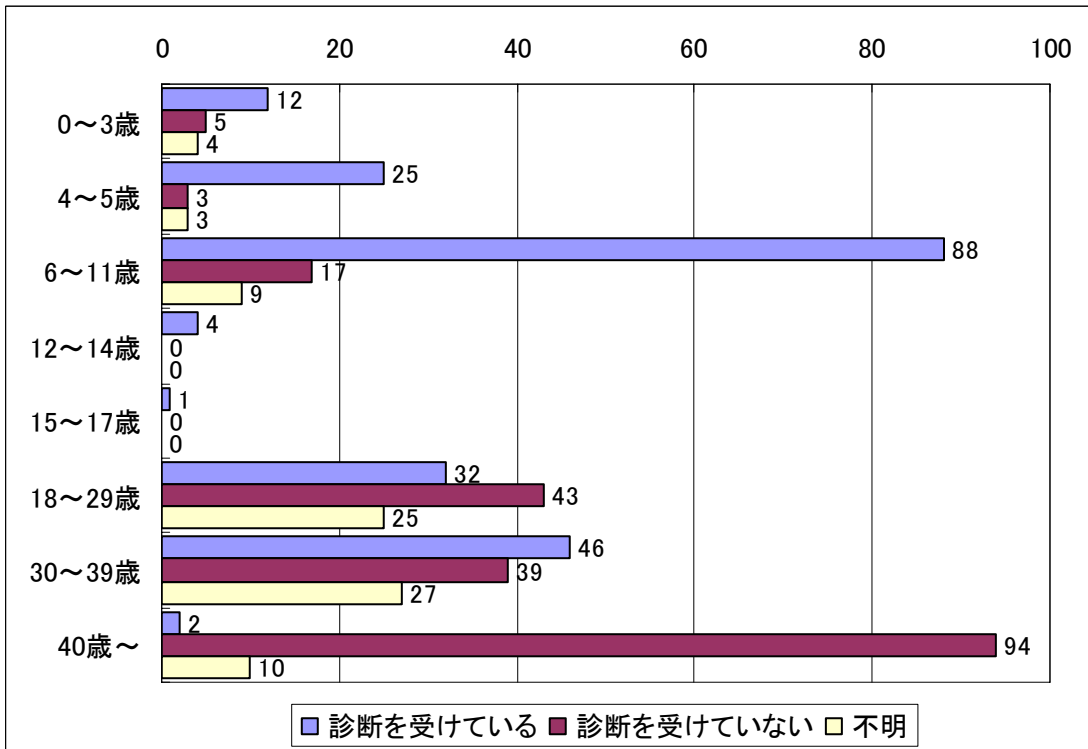


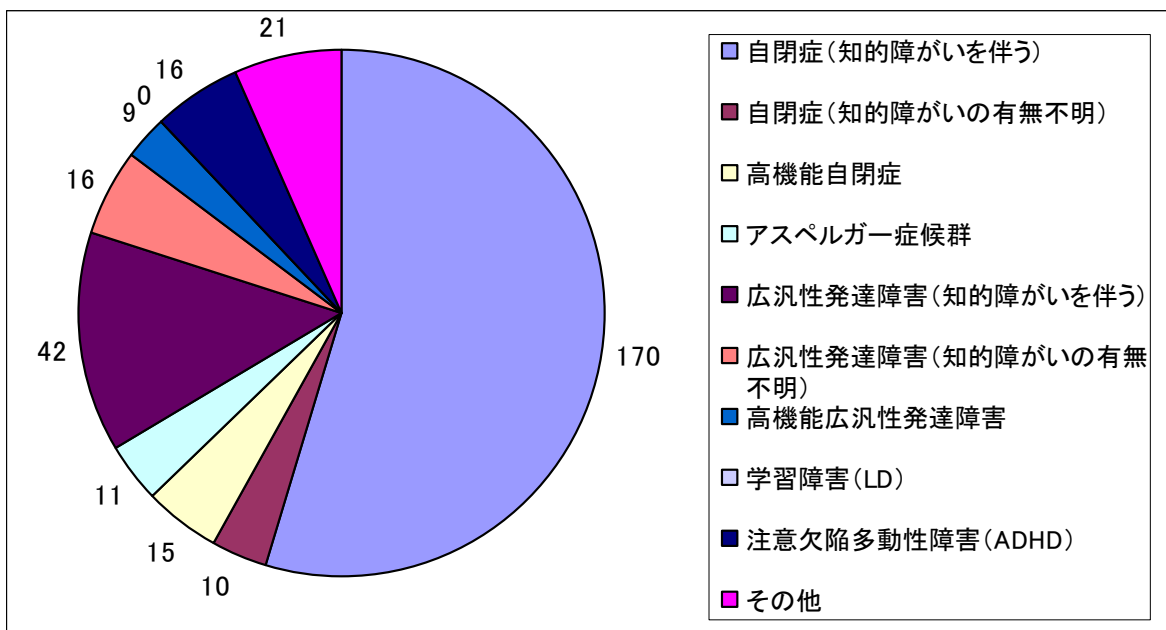
図8 診断を受けている（年齢別）



② 障がい名はなんですか。

障害名	児童入	児デイ	入更生	通更生	更生計	入授産	通授産	授産計	福工場	小規模	合計
自閉症 (知的障がいを伴う)	8	34	63	4	67	11	48	59		2	170
自閉症 (知的障がい有無不明)		4	5		5		1	1			10
高機能自閉症		5	8		8	2		2			15
アスペルガー症候群		10					1	1			11
広汎性発達障害 (知的障がいを伴う)		33	5		5		4	4			42
広汎性発達障害 (知的障がい有無不明)		16									16
高機能広汎性発達障害		9									9
学習障害 (LD)											
注意欠陥多動性障害 (ADHD)		6				10		10			16
その他		15					5	5	1		21
合計	8	132	81	4	85	23	59	82	1	2	310
利用者総数	60	262	1,110	19	1,129	216	483	699	124	26	2,300
比率(合計/利用者総数)	13.33	50.38	7.3	21.05	7.53	15.28	8.44	11.73	0.81	7.69	13.48

図9 障がい種別の割合



※回答内容が不明瞭な施設は除外して集計したため、必ずしも問4、問5①の人数とは合致していません。

結果と考察

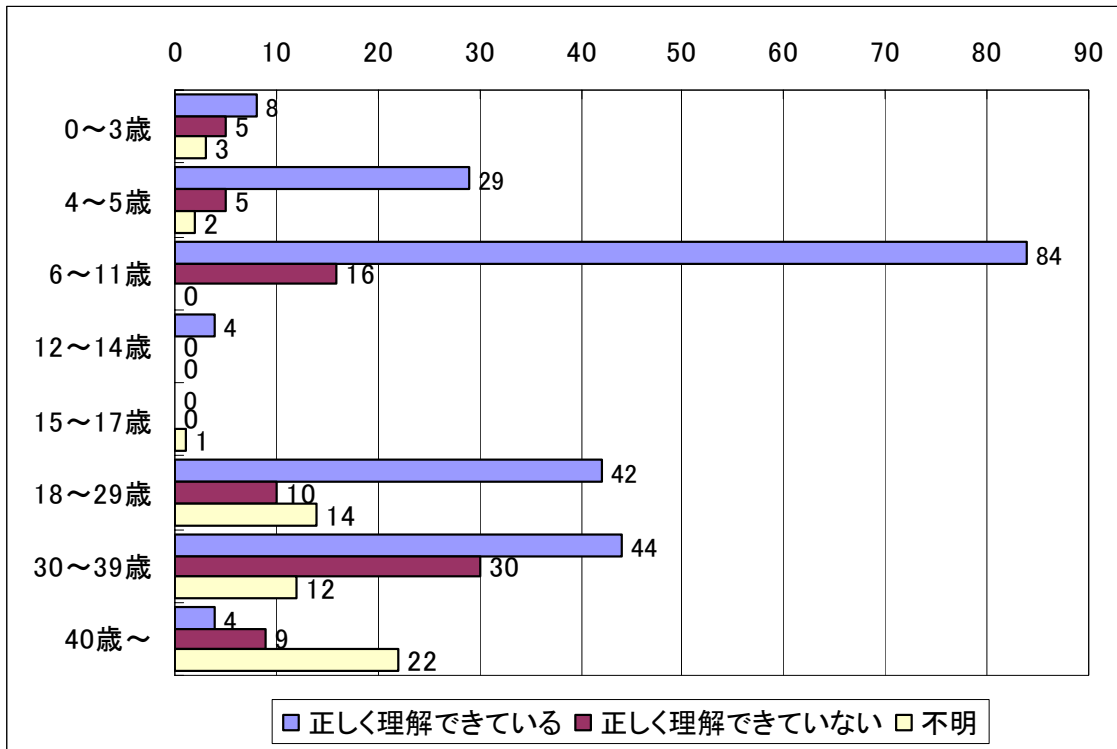
児童デイサービス在籍児童の約半数が診断を受けた発達障がい児（問5①）であり、しかも学習障がい児（LD）を除く総ての発達障がい児が在籍（問5②）していることから、発達障がいに関する地域の早期療育・情報機関として重要な存在となっていることがわかる。また、割合としては、LDやADHDに比べて、圧倒的に自閉症圏内の利用割合が多くみられていることから、既存の福祉サービスの制度では、LDやADHDが利用しにくいという実態を読み取ることができる。

③ その児（者）の保護者は「障がい」について正しく理解できていると思いますか。

年齢	児童入所施設			児童デイサービス			入所更生施設			通所更生施設		
	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明
0～3				8	5	3						
4～5				19	5	2						
6～11				84	16							
12～14				4								
15～17						1						
18～29							18	7	5	5		
30～39							23	24	5	3		
40～							2	8	21			
合計				115	26	6	43	39	31	8		

年齢	入所授産施設			通所授産施設			福祉工場			小規模作業所			合計		
	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明	いる	いない	不明
0～3													8	5	3
4～5													29	5	2
6～11													84	16	0
12～14													4	0	0
15～17													0	0	1
18～29	1			16	3	8			1	2			42	10	14
30～39	1			17	6	7							44	30	12
40～				2	1	1							4	9	22
合計	2			35	10	16			1	2			215	75	54

図10 保護者の障がい理解（年齢別）



問6 前記「問5」③で「正しく理解できていない」とお答えした方にお伺いします。

「正しく理解できていない」主な理由は何かと思われますか。

- ・ 保護者の年齢が高齢のため（5）
- ・ 障がいについての情報や研修する機会がなかった（5）
- ・ 子どもの障がいを受容できない（4）
- ・ グレーゾーンや正しく診断を受けていない（3）
- ・ 子どもの状態や発達レベルを理解していない（3）
- ・ 保護者としての適切な支援ができない（3）
- ・ 保護者が知的障がいを持っているため（2）
- ・ 障がいを理解しようという姿勢がない（2）
- ・ 施設に任せっぱなしの意識が強い
- ・ 子どもの将来を心配しているが他人には話したくない
- ・ 親が亡くなり、兄弟が保護者になっているため

結果と考察

児童デイサービスをみると、年齢を重ねるとともに「障がい」に対する理解も上がっているが、逆に、入所更生施設では年齢が上がるとともに「理解していない」「不明」の比率が高くなっている。その理由として、「保護者の高齢化」、「過去に障がいについての情報や研修を受ける機会がなかった」、「保護者が知的障がいを持っている」、「施設に任せっぱなしの意識が強い」などといった回答があげられている。

問7 施設の支援体制について

① 直接支援職員数 (合計 人)

② 発達障がい児(者)に関して知識や経験の豊富な職員がいますか。ア いる (人) イ いない ウ その他 ()

③ 施設において、発達障がいに関する研修や職員の専門性の向上が図られていると思いますか。ア 思う イ 思わない

【第18表】

施設種別	利用者数	直接職員数	職員比率	ア いる (人)	イ いない	ウ その他	ア 思う	イ 思わない
児童入所	60	24	1対2.50	1 (18)			1	
児童デイ	100	43	1対2.33	7 (19)	1	2	6	3
入所更生	1,110	424	1対2.62	12 (124)	3		13	5
通所更生	19	4	1対4.75	1 (2)			1	
入所授産	216	55	1対3.93	1 (7)	1	1	2	1
通所授産	483	92	1対5.25	5 (11)	8	1	7	6
福祉工場	124	27	1対4.59	1 (1)	4		1	4
小規模授産	26	11	1対2.36	2 (2)	1		2	1
合計	2,138	680	1対3.14	30 (184)	18	4	33	20

図11 支援者の障がい理解 (施設別)

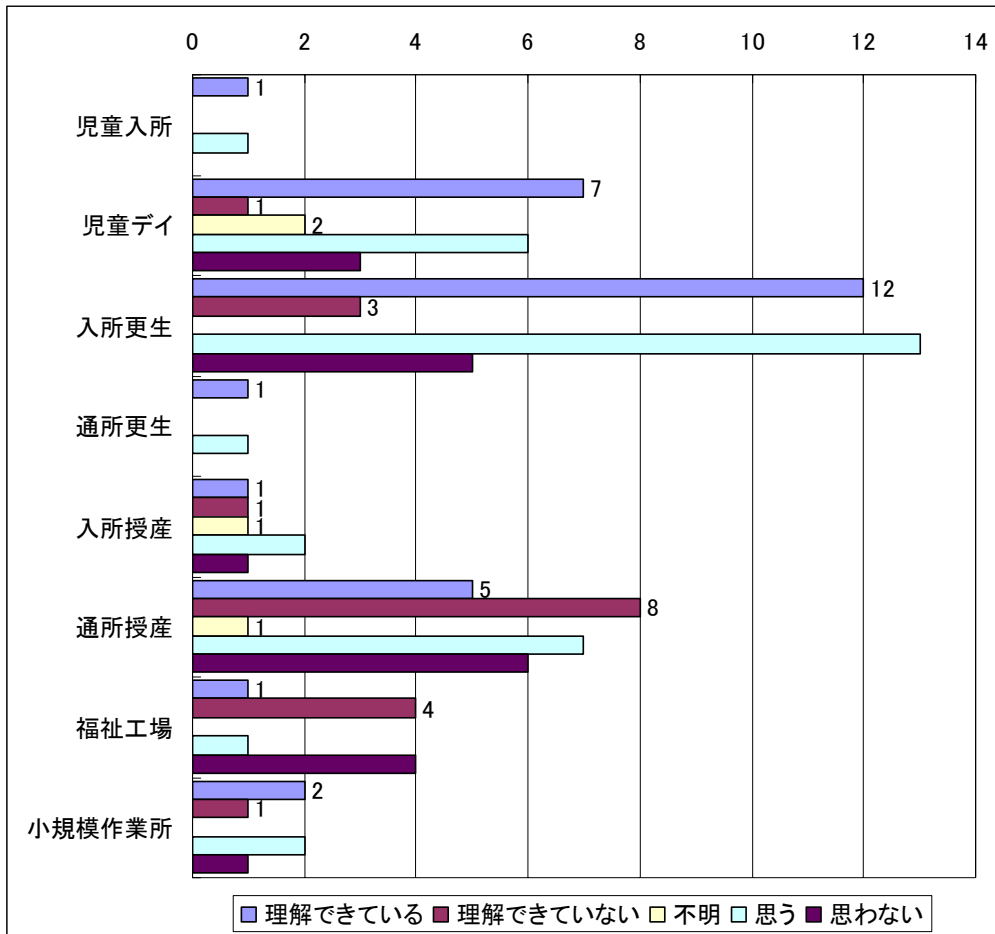


図 12 施設の障がい理解の割合

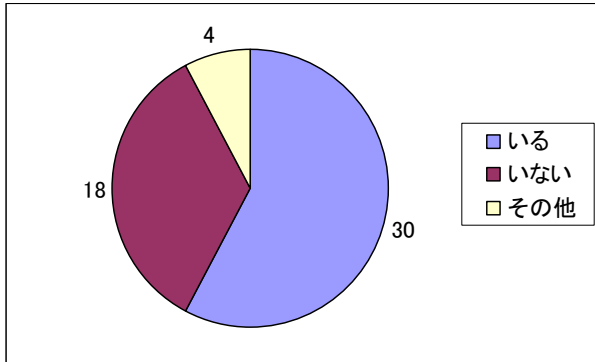
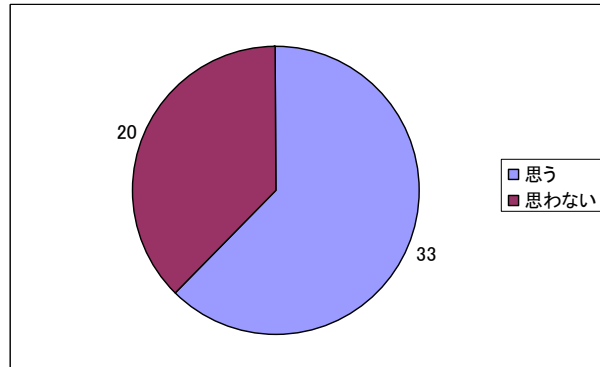


図 13 施設の専門性向上の割合



※ ②知識や経験の豊富な職員がいますかとの設問については、「基準がわからない」との記載がありました。

結果と考察

②の問に対して、直接支援職員数 680 人の内 184 人、約 27.06%という低い結果がみられるが、この設問に解答した 52 施設中、30 施設 (57.69%) が「いる」と回答していることや、③の問に対して「いる」と回答した施設が 53 施設中 33 施設 (62.26%) という過半数を占める割合もみられていることから、比較的多くの施設が潜在的に専門性を有していることや、発達障がいに関する関心の高さを確認できる。また、採用形態等に違いがあるため、一概に比較することはできないが、通所であることを考えると児童デイサービスにおける児童対職員比率が高く、しかも発達障がい児(者)に関する知識や経験の豊富な職員の比率も高い様子がみられる。同様に児童入所や通所更生も知識や経験の豊富な職員の比率が高いが、それぞれ 1 施設のみの回答であることから、この結果だけで判断することは難しい。

④ 前記「③」で「イ 思わない」とお答えした方にお伺いします。

「専門的職員の育成が図られにくい理由」について、記述してください。

- ・ 研修の機会が少ない (5)
- ・ 利用者に発達障がい者がいないため (4)
- ・ 個人研修の不足・職員の意識の問題 (4)
- ・ 全職員の共通認識に至っていない (3)
- ・ 職員数が少なく、平日の研修は参加しにくい (2)
- ・ 平日も育児サポートがないと参加しにくい
- ・ 土日ぐらいは休みたい
- ・ 他の行動障がいの支援に重きを置いてしまう
- ・ 障害者自立支援法の常勤換算法では優秀な雇用ができなくなった
- ・ 該当者がいないため

⑤ 発達障がいに関する研修や職員の専門性を向上させるための希望について、記述してください。【第 19 表】

- ・ 専門的な研修の開催 (23)
- ・ 事例研究の充実 (6)
- ・ 実践報告形式(実践的)の研修 (3)
- ・ 専門施設での実習研修 (3)
- ・ 支援センターなどからの情報提供 (3)
- ・ 療育上の悩みなどへの専門的なアドバイス (2)
- ・ 専門家の巡回指導 (2)
- ・ スーパーバイザーの育成 (2)
- ・ 日曜日に研修会を開催して欲しい
- ・ 地域のネットワーク化を図り、情報交換ができるように

- ・ 少人数の研修会
- ・ 参加型の研修会
- ・ 講師は実践者が望ましい
- ・ 公的な専門機関の設置

結果と考察

問7④⑤の結果から、職員の専門性を向上させるためには、発達障がいに関する専門的な研修が重要であり、開催日程や研修方法等の工夫が必要と思われる。また、「事例研究の充実」、「実践報告形式の研修」「専門施設での実習研修」「講師は実践者が望ましい」などといった要望が多数あることから、現場に即した実践的な内容を吟味していくことが重要である。

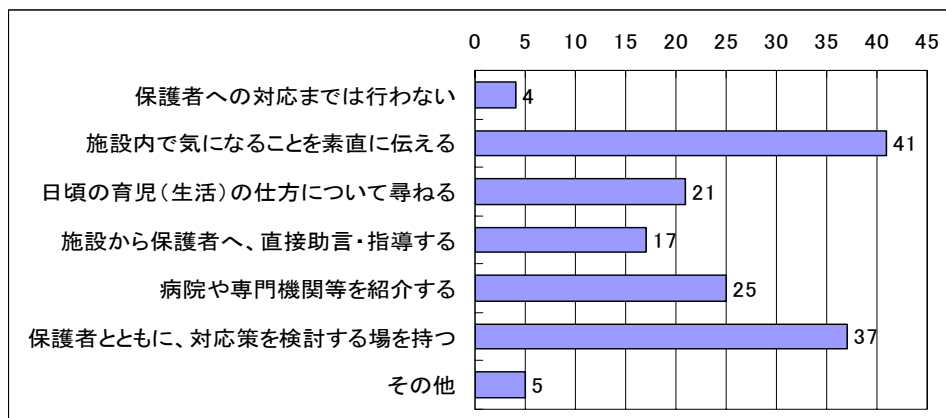
⑥ 発達障がいではないかと気になった時に、保護者・家族へどのように対応しますか。該当するものに○印をしてください。(複数回答可)

- ア 保護者への対応までは行わない。
- イ 施設内で気になることを素直に伝える。
- ウ 日頃の育児（生活）の仕方について尋ねる。
- エ 施設から保護者へ、直接、助言・指導する。
- オ 病院や専門機関等を紹介する。
- カ 保護者とともに、対応策を検討する場をもつ。
- キ その他（ ）

対応方法	児童入所	児童デイ	入所更生	通所更生	入所授産	通所授産	福祉工場	小規模作	合計
ア 行わない		1	2			1			4
イ 素直に伝える	1	8	13	1	3	11	2	2	41
ウ 仕方について尋ねる	1	8	7		1	4			21
エ 直接、助言・指導する	1	4	7			4	1		17
オ 専門機関を紹介する	1	5	10	1		6	1	1	25
カ 対応策を検討する	1	7	12	1	1	10	3	2	37
キ その他		1	4						5

その他：「保護者に寄り添い、保護者からの訴えを持つ」「子育ての悩み等を聞いてみる」「嘱託医が専門医なので診察を受ける」「ケア会議」「既に発達障がいであることを保護者が自覚している」

図14 家族への対応の割合



結果と考察

「保護者の対応まで行わない」と回答した施設が55施設中4施設のみであったのに対し、「素直に伝える」が41施設、「対応策を検討する場をもつ」が37施設といった結果がみられ、数多くの施設が保護者に協調的な姿勢をみせてはいるが、その反面、「専門機関を紹介する」と応えた施設が25施設であったり、「直接、助言・指導する」と答えた施設が半数を下回る17施設であったりするように、発達障がいについて専門的な指導や助言を行える施設は多くない。

⑦ 前記⑥で「ア 保護者への対応までは行わない」とお答えした方にお伺いします。

「保護者への対応を行わない理由」について記述してください。

- ・ 保護者の性格などを考慮して、周囲からの見守りにとどめたり、関係機関に相談したりする
- ・ 18歳以上の施設であり、既に保護者の方が承知している。
- ・ 既に保護者レベルで対応できているから

⑧ 発達障がいのある児（者）の支援に関して、何らかの連携をとったことのある機関・職員に○印を付けてください。

ア 教育（幼・小・中・高等学校、養護学校、教育委員会、教育センターなど）

イ 医療（病院、診療所、医師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士など）

ウ 保健（精神保健福祉センター、保健所、県民保健福祉センターなど）

エ 保育（保育所など）

オ 施設（デイサービスセンター、更生施設、授産施設、小規模作業所など）

カ 相談機関（発達障がい者支援センター、地域療育コーディネーター、生活支援センターなど）

キ 労働（障害者就業・生活支援センター、職業センター、ハローワークなど）

ク 行政（福祉事務所、市役所、役場、児童相談所、更生相談所など）

ケ 親の会（自閉症、ADHD、LDなど）

コ その他（ ）

機関名	児童入所	児童デイ	入所更生	通所更生	入所授産	通所授産	福祉工場	小規模作業	合計
ア 教育	1	8	6		2	5	1	1	24
イ 医療	1	9	15	1	2	6	2	1	37
ウ 保健	1	6	4		1	1			13
エ 保育		6	1						7
オ 施設	1	3	11	1	1	3	1		21
カ相談機関		5	8		2	6	1		22
キ 労働	1		5		1	3	1		11
ク 行政	1	6	10	1	1	7	1		27
ケ 親の会		1	4			5			10
コ その他		1							1
箇所数	6箇所	9箇所	9箇所	3箇所	7箇所	8箇所	6箇所	2箇所	

図 15 機関連携の割合（機関別）

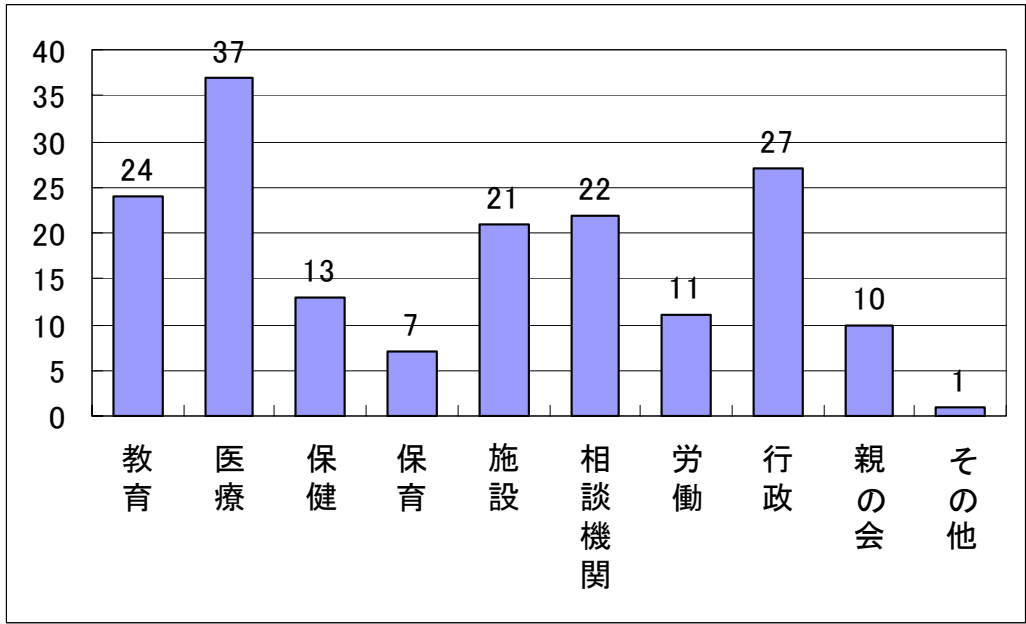
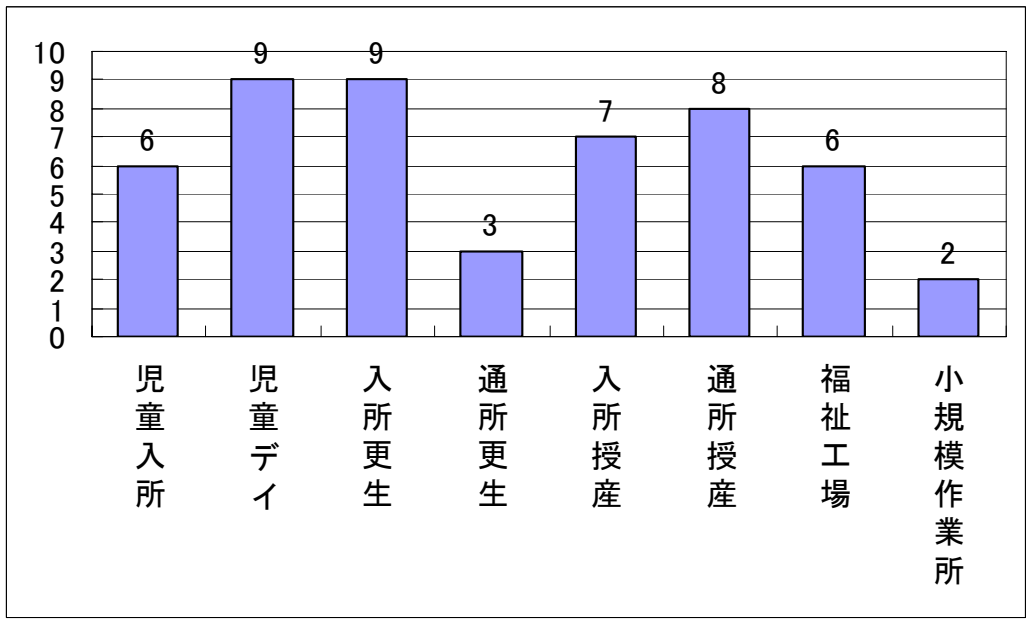


図 16 機関連携の割合（施設別）



その他：「大学」

結果と考察

「医療機関」が37施設と最も多かったのは、発達障がい児（者）は「てんかん」や行動上の問題で医療機関を受診する機会が多いためと思われる。次に行政機関が27施設と多かった理由には、判定や請求事務、利用者の情報を得る等の連携が不可欠であるためと考えられる。

問8 発達障がい児（者）への支援についての悩みや意見、要望等があれば記述してください。

- ・ 職員の専門性を高めるための研修を充実して欲しい。（4）
- ・ 児童デイと学校が連携を取りやすくなる制度を打ち立てて欲しい。（3）
- ・ 早期療育、発達支援のさらなる体制作りを望みます。（2）
- ・ 専門家の派遣システム（巡回指導）を考えて欲しい。（2）
- ・ 発達障がい者のショートステイや日中一時支援の利用増大に伴って、他の入所者の生活バランスが壊されている。（2）
- ・ 発達障がい者の支援や地域のニーズに対し、施設の受け入れの限界がみられる。（2）
- ・ 収入減等により、施設経営が厳しくなり、処遇困難な方への対応ができなくなる。（2）
- ・ 自立支援法により、地域で生活すると言われても受け皿がなく、本人や保護者の不安や不満が大きい。（2）
- ・ 専門的な知識の必要性を強く感じます。
- ・ 現場職員は、まず親の気持ちを考えて発言して欲しい。
- ・ 個人情報保護により、生育歴などの情報が得にくい。
- ・ 軽度発達障がい児やボーダーラインチャイルドへの支援体制を充実して欲しい。
- ・ 研修会に参加し、発達障がいの知識・理解を深めたい。
- ・ 発達障がい者の判定が低く出るために施設等のサービスを利用できなくなる。
- ・ こだわり行動をどこまで受け入れてよいか見極めが難しい。
- ・ 一人の方の行動障害等が周囲を巻き込むことで、多大な支援を要します。
- ・ 技術向上のため、研修に多くの職員を参加させたい。
- ・ 日程の変更等でパニックになりやすい利用者への支援に苦慮している。
- ・ もっと関係機関の交流や連携が取れるようになればよいと思う。
- ・ 支援センター連絡協議会の成果をもっと各施設に反映できればよいと思う。
- ・ 発達障がい児（者）の情報（対象者数、組織、研修等）の交流が必要だと思う。
- ・ 公的な専門機関の設置
- ・ 入所支援や短期入所の希望者に対して、スムーズにサービスが受けられる体制作りが急務だと思う。
- ・ 各障がい特性や障がい特性に応じた学習しなければならないと思う。

総論

発達障がいに顕著な行動が見られる児（者）は、児童デイサービス、知的障害入所（通所）更生施設、通所授産施設等に多く在籍しているが、その中でも発達障がいの診断を受けている比率は児童デイサービス（132人/262人）が最も高く、その内訳も自閉症（知的障がいを伴う）34名、自閉症（知的障がいの有無不明）4名、高機能自閉症5名、アスペルガー症候群10名、広汎性発達障がい（知的障がいを伴う）33名、広汎性発達障がい（知的障がい有無不明）16名、高機能広汎性発達障がい9名、注意欠陥多動性障がい（ADHD）6名、その他15名というように全般に渡っている。しかも児童対職員の比率が1対2.33人と高く、発達障がいに関しての知識や経験の豊富な職員がいる事業所の数が多くみられたことから、地域における身近な早期療育機関であることを考え合わせると、児童デイサービスが発達障がいの療育や支援情報に関して最も重要な拠点となっていることがわかる。

研修については、近年、大分県発達障がい者支援センターを始めとする様々な機関が実施するようになり、研修を受ける機会が大幅に増えてきていると思われるが、それでも「研修の機会が少ない」との意見や研修に関する希望や要望が多かったことを踏まえると、まだまだ発達障がいに関する研修の機会が十分ではないことがわかる。具体的には、事例研究や実践報告、専門施設での実習研修、専門家の派遣や情報提供などの様々な方法や形態が求められており、問7⑤専門性向上のための希望を自由記述する中で、「研修会」「日時の工夫」「課題検討」「現場実習」「事例研究」「少人数制」「地域性」「専門性」「実践的」「年齢別」「障がい別」「基本」「養成」「公的」などといったキーワードがあげられており、これらをつなげて要約すると、「公的な機関を通して発達障がいに的を絞った研修を基本から実践部分までシリーズ化して行う」ことが望まれていることがわかる。更に、その際に「日時の工夫」や「無料化」、「地域性」、「少人数制」といったニーズに応えた支援措置を設定すると、参加できる施設も増えることが見込まれる。

また、「研修が図られにくい」理由について自由記述の中で、「専門性を向上させたいと思っても、なかなか業務の都合が付かなかつたり、個人で努力するしかない状況もあるのでむずかしい」「一部の職員のリーダーシップにより支援に活かされているが、全職員の専門性や共通認識まで至っていない」「施設外研修や施設内研修では限りがあり、専門性の向上は、個人研修の占める割合が大きい」などといった意見があげられていることから、専門性の向上を図るための研修は「施設」というよりも施設の中の「一職員」の判断にかかっていることが少なくないことがわかる。そのため、施設に対して、発達障がいや行動障がいのある利用者への加算や、専門員の配置などといった制度的な枠組みを設けることで、一職員ではなく、施設全体で専門性の向上に取り組みやすくなるように配慮する必要があるだろう。また、そうした取り組みにより、専門性を発揮する事業所が増加することも見込まれ、作業や就労支援にも新たな発展がみられることが期待できる。

機関連携については、医療と行政が多かった。医療は相談や療育、投薬などで精神科に受診するケースが多く、行政は判定や施設利用の際に不可欠なためと推測される。全体的に医療以外は過半数に満たない数値であり、1ヶ所も記入していない施設もあったため、行政サイドからも施設が他機関と情報交換を行いやすくなる枠組みを設ける必要があると思われる。問8の自由記述の中でも、研修を希望する意見の中に、「横の連携がとれるとよい」「情報の交流化」「地域での支援体制整備」「専門員の巡回指導」などといった意見があげられている。

施設の中では、特に児童デイサービスが労働関係機関を除く（年令から見て当然とも言える）、様々な関係機関と連携を取っていることが確認されるとともに、問8の要望の中でも「学校との連携を取りやすくして欲しい」という趣旨の意見が3施設あったことなどから、他機関との連携に積極的な姿勢を持っている様子が伺える。こうした実情からも、今後、各圏域ごとに関係機関が集って支援体制の整備に向けた検討会などを行っていく必要がある。

問8の要望の中から、「発達障がいの者のショートステイや日中支援の利用者増大に伴って、他の入所者の生活バランスが壊されている（2）」「発達障がいの支援や地域のニーズに対し、施設の受け入れに限界が見られる（2）」「収入減等により、施設経営が厳しくなり、処遇困難な方への対応ができない（2）」「発達障がいの者の判定が低くでるために施設等のサービスを利用できなくなる」「一人の方の行動障がい等が周囲を巻き込むことで、多大な支援を要する」「パニックになりやすい利用者への支援に苦慮している」「入所施設や短期入所の希望者に対して、スムーズにサービスが受けられる体制作りが急務だと思う」などという意見がみられており、施設の中で発達障がいに関する専門性の向上や支援体制を整備していくためには、発達障がい者を受け入れる枠組みづくりや財政面におけるバックアップといった、施設の体制を強化していく必要がある。具体的には、特別支援教育の支援体制整備にならって各施設に発達障がいに関するコーディネーターを配置したり、基礎から専門までの段階的な研修制度を設けたり、療育専門員が巡回して相談に応じたり、事例検討会を開催するなどが望まれる。

- ① 発達障がい者支援コーディネーターの配置
- ② 発達障がいに特化した研修制度の充実
- ③ 発達障がい者療育支援専門員による施設巡回相談
- ④ 地域支援体制整備検討委員会の設置

発達障がい者実態調査（相談機関）の集計結果

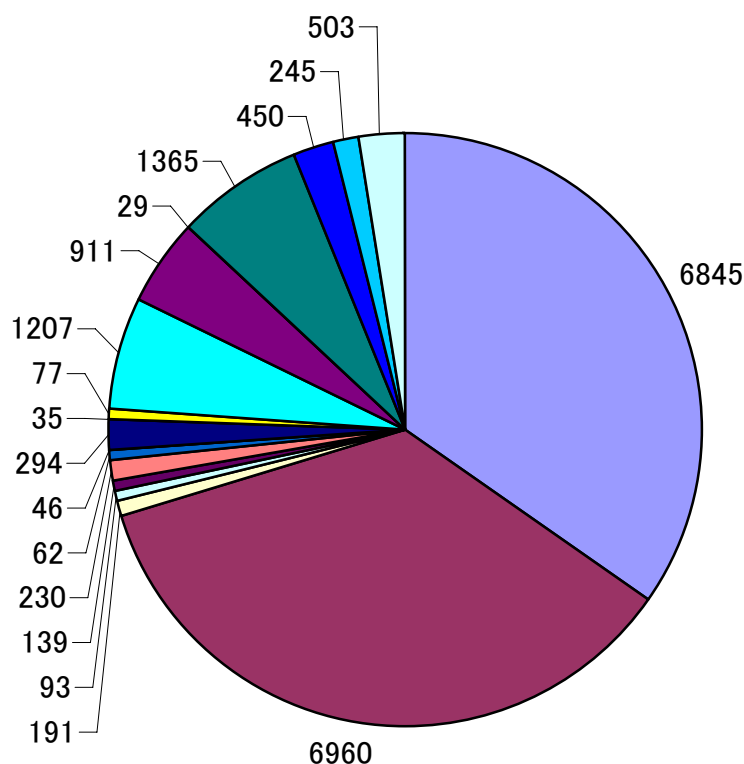
県内の 24 ヶ所の相談機関に対して「発達障がい者実態調査」を依頼したところ、回収率は 24 ヶ所（100%）だった。

内訳：地域療育等支援事業実施施設 7 件、保健所 13 件、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者就業・生活支援センター

相談者の実態

問 1 平成 17 年度の相談利用者の状況（合計延べ人数 19,682 人）

保護者・家族 (6,845)	本人 (6,960)	保育所 (191)	幼稚園 (93)
通園施設 (139)	小学校 (230)	中学校 (62)	高校 (46)
養護学校 (294)	専門・大学 (35)	療育機関 (77)	入所施設 (1,207)
通所施設 (911)	企業 (29)	行政 (1,365)	保健所 (450)
医療機関 (245)	その他 (503)		



保護者	本人	保育所
幼稚園	通園施設	小学校
中学校	高等学校	養護学校
専門学校・大学	療育機関	入所施設
通所施設	企業	行政
保健所・保健センター	医療機関	その他

※ 本人には、12 歳未満の幼児や学童も含む。

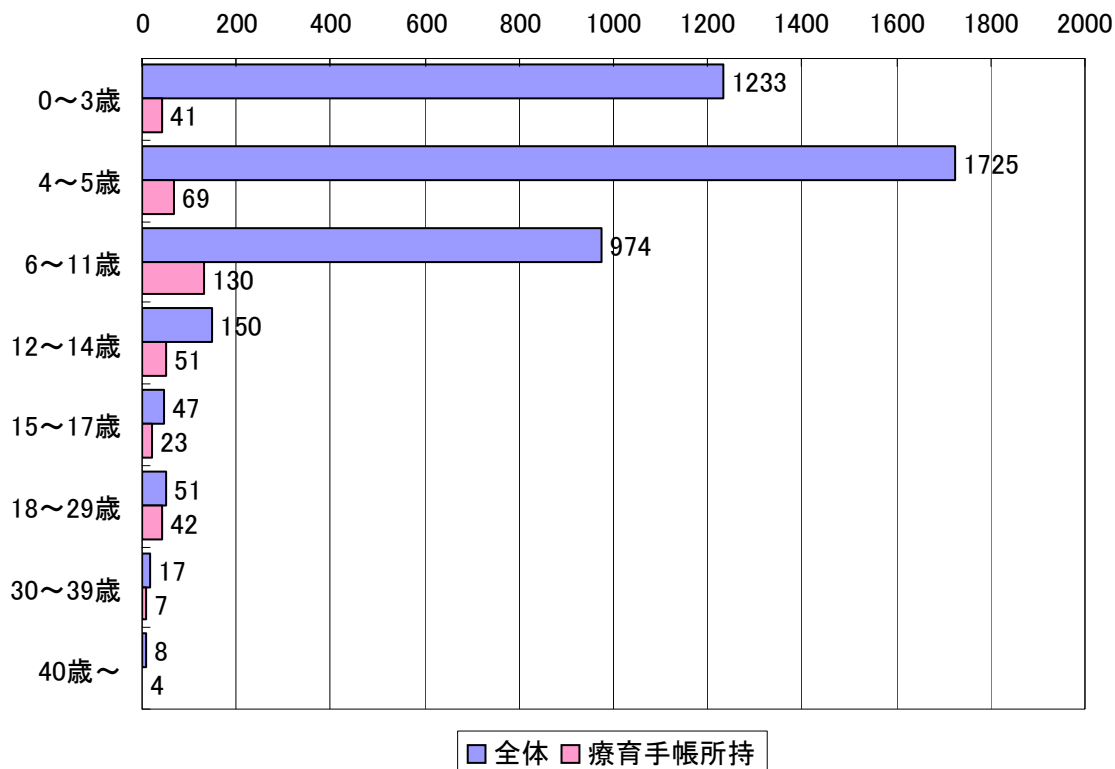
問2 相談利用者のうち、発達障がい児（者）、若しくは発達障がいと思われる児（者）は何人ですか。

（ ）には、うち療育手帳所持者数を記入

合計延べ人数 4,205 (367)

0～3歳	1,233 (41)	15～17歳	47 (23)
4～5歳	1,725 (69)	18～29歳	51 (42)
6～11歳	974 (130)	30～39歳	17 (7)
12～14歳	150 (51)	40歳～	8 (4)

【第20表】



結果と考察

問1・2をクロス集計すると、全体の延べ相談件数19,682人の中で、発達障がいに関する割合は合計4,205人(21.36%)という比率が見られており、その中でも、特に12歳未満からの相談が合計4,205人の内3,932人(93.51%)の高比率を示している。

また、療育手帳の非所持者が合計4,205人の内3,838人(91.27%)であることなどから、何らかの支援機関につながるまでに相談機関を利用している人が圧倒的に多いことが読み取れる。言い換えると、手帳を取得して福祉機関につながった後に関しては、比較的、その機関で相談ができていくことが見込まれ、問6の①の結果でもみられたように、相談機関の利用は、「診断や障害に対する理解、受容」、「機関や施設の紹介」が殆どであり、福祉サービスや支援を受けるためのパイプ役として相談機関が機能していることが読み取れる。もう少し細かく分析してみると、地域の保健福祉センターや別府発達医療センターにおいては、特に幼児期を対象とする相談件数が多いことから、早期発見と早期療育につなぐための「巡回相談」が大きな役割を果たしていることが伺え、各市町村の地域コーディネーターの回答からは学童期の相談が圧倒的に多いことから、教育機関や児童デイサービス等と密に連携をとりながら支援を展開するニーズが高い様子がみられている。

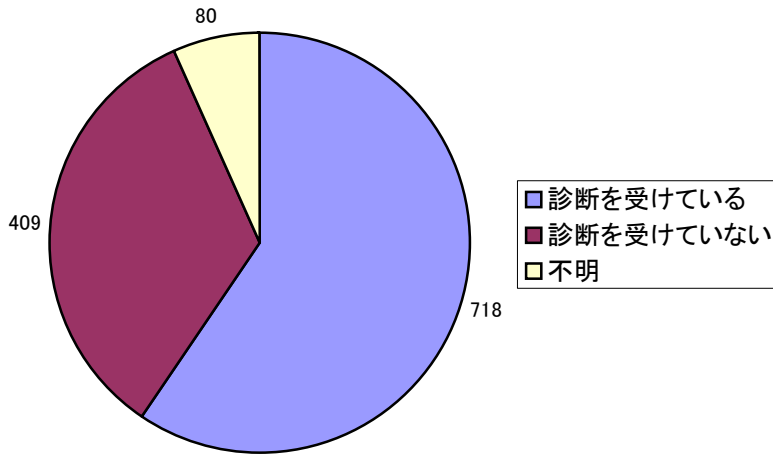
問3 前記「問2」で「発達障がい児（者）がいる」とお答えした方に伺います。

①その児（者）は発達障がいの診断を受けていますか。（単位：人）

（合計実数 1207 人）

受けている（718人）	受けていない（409人）	不明（80人）
-------------	--------------	---------

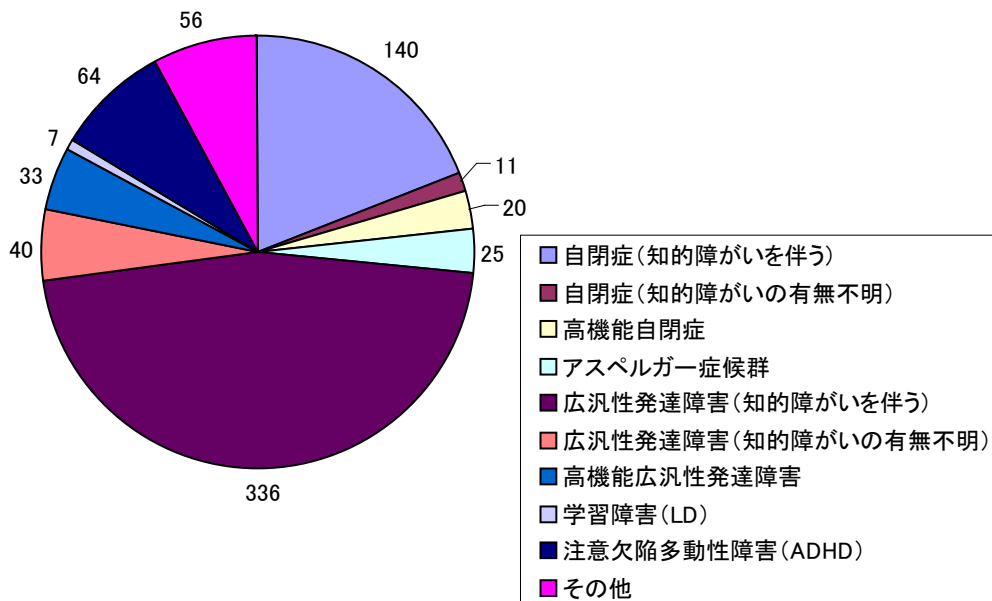
【第21表】



②障がい名はなんですか。

（合計 732人）

障がい名	人数
自閉症（知的障がいを伴う） 140	自閉症（知的障がいの有無不明） 11
高機能自閉症 20	アスペルガー症候群 25
広汎性発達障がい（知的障がいを伴う） 336	広汎性発達障がい（知的障がいの有無不明） 40
高機能広汎性発達障がい 33	学習障がい（LD） 7人
注意欠陥多動性障がい（ADHD） 64	その他 56



※ 設問の回答数に違いなどがみられたため、問③の①と②の人数は合致していません。

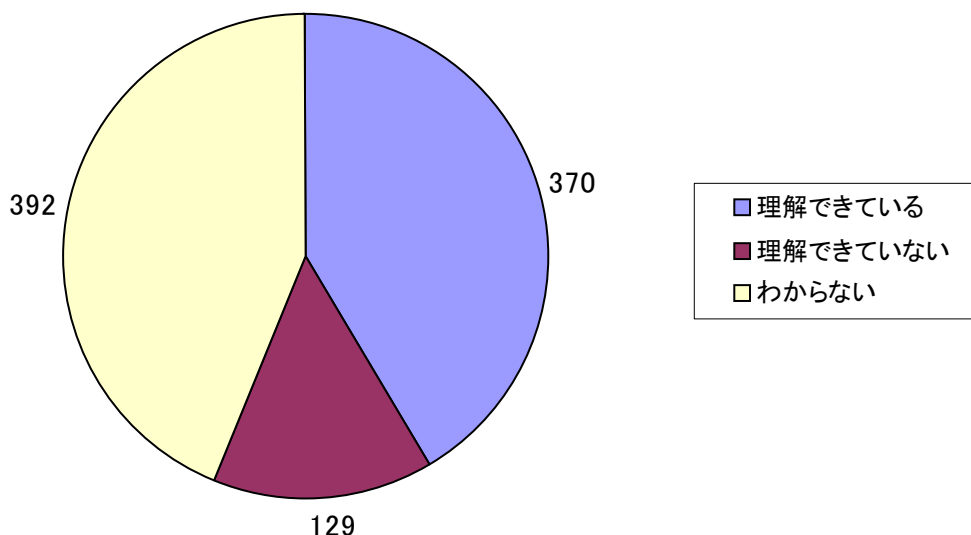
結果と考察

問3の診断を受けているかどうかの割合については、合計実数の1,207人中「受けている」が718人の59.49%、「受けていない」が409人(33.89%)、「不明」が80人(6.63%)という結果がみられており、やはり「発達障がい」に関しては、まだまだ特性の理解や障がいの受容を得られにくいとともに、診断できる機関や支援の体制が不十分でもあることがわかる。また、診断を受けている児(者)の中で「知的障がいを伴う広汎性発達障がい」が732人中で336人(45.90%)と半数近くであり、自閉症スペクトラム(自閉症、アスペルガー、広汎性発達障がい)で捉えると、合計605人(82.65%)と8割強の相談があり、ADHDの8.74%や学習障がいの0.96%に比べると、自閉症圏内の障がいがある人の相談や支援ニーズが高いことがわかる。

③その児(者)の保護者は「障がい」について正しく理解できていると思いますか。

(合計 891人)

理解できている (370人)	理解できていない (129人)	わからない (392人)
----------------	-----------------	--------------



結果と考察

③の「障がい」の正しい理解については、合計891人中、「理解できている」が370人(41.53%)、「理解できていない」が129人(14.48%)、「わからない」が392人(44.00%)という結果が見られており、この中で保護者が正しく理解できない主な原因として「保護者が障がいを受容したくない」という理由があげられていることから、社会的に発達障がいに対する偏見が強いことが読み取れる。また、自由記述の中では他にも「保護者が知的な問題を抱えている」、「同じく発達障がいの傾向がある」、「精神疾患があって認知できない」、或いは「認知が歪む虞がある」といったハンディキャップを抱えている例や、「そのうちに何とかなる」と問題意識が薄い、「周囲によき理解者がいない」などといった意見もみられることから、県民が一般的な常識として発達障がいを理解していく普及・啓発活動や、こどもへの支援と同時に保護者に対する支援を行うことも重要であることがわかる。

問4 前記「問3」で「正しく理解できていない」とお答えした方について伺います。

「正しく理解できていない」主な理由は何かと思われますか。

- ・ 「親として受容したくない」「情報少ない」「学校の先生が問題ないという」
- ・ 「専門家に受診していない」「そのうちに”、” 成長に従って” 改善していくものだと、誤った認識を持っている」「認めたくない」
- ・ 「保護者の知的な問題、保護者が発達障がい傾向がある」「保護者が精神疾患があり、認知できない又は認知がゆがむため」「児の状態像は理解しても、障がいとして受け止めるのに時間を要す場合」
- ・ 「障がい受容ができていない」「家庭環境からの要因との区別ができていない」「しつけの問題と捉えている」「能力的な問題」「発達障がいに対する知識がない」
- ・ 「保護者の理解力の問題と障がいを受容したくないという拒否的感情」
- ・ 「理解できている保護者であっても、障がいを認めたくないという思いを持っている方が多い」
- ・ 「保護者も発達障がいがあり、障がいの概念を理解できない」「1, 2回の相談では正しく理解できているか否か分からない」
- ・ 「保護者の知的レベルが低い」「障がいを認めたくないという思いが強い（まだ受容ができていない）」
- ・ 「障がい受容ができていない」「祖父母からしつけが悪いと責められているため、周囲に隠そうとする等で、必要な時期に適切な療育を受けていない」
- ・ 「親の理解力」
- ・ 「発達段階にあるため、障がいがあることを認めたくないと思っている」「保護者自身が、児の行動などに問題意識がない」「保護者の受容が不十分」「また経過観察などにより、きちんとした告知を行っていない」「保護者の理解力や精神面に問題ある」
- ・ 「障がいについての説明不足」
- ・ 「専門医の診断を受けているケースはある程度理解できていつ場合が多いが、その他のケースでは個性の違いのような認識をされていることも多い」
- ・ 「親のしつけが悪いとか子どものわがままと思ひ、発達障がいを理解している人が少ない」「障がいの特性を正しく伝えられていない」「世間に知られていない、理解されていないため、親が自分の子どもは発達障がいと認めたくない（受容できない）」
- ・ 「自分の子どもを過大評価し何でも人並みにできると思っている」「パニック時の対応ができない」
- ・ 「認めたくない」「障がいの顕著な部分を説明しても理解が難しい」「特に知的障がいがないと行動面の捉え方が不明～個性？性格？」

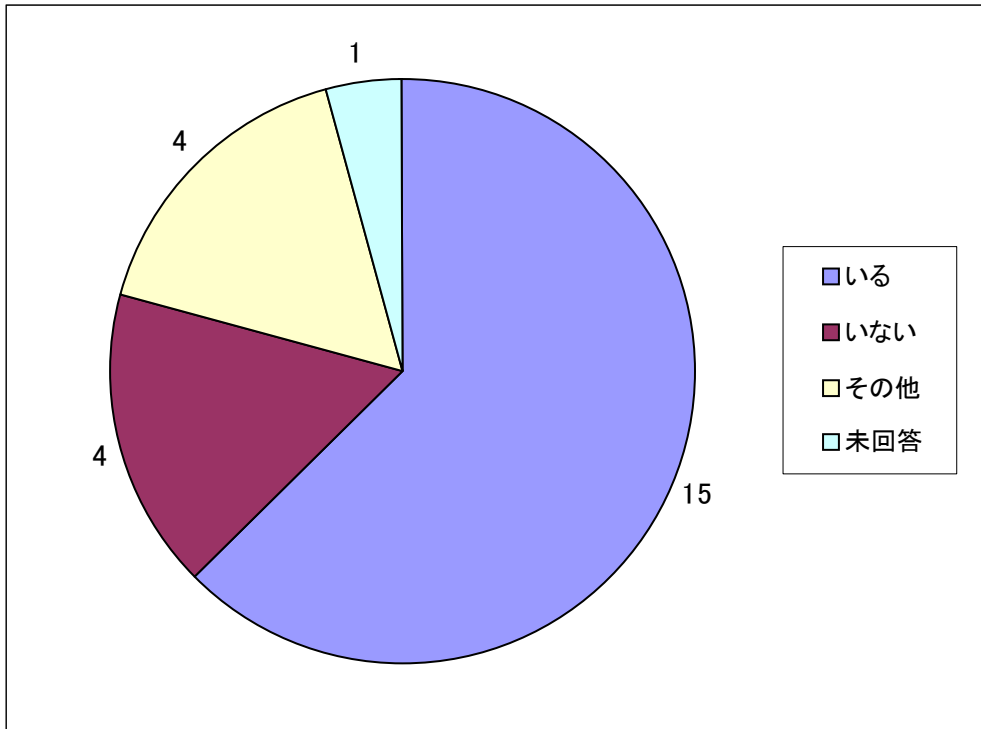
相談支援の体制

問5 相談体制について伺います。

①発達障がいに限らず、各相談機関に対応する職員数は何人ですか。(18.4.1現在)
(117人)

②発達障がい児(者)に関して知識や経験の豊富な職員がいますか。

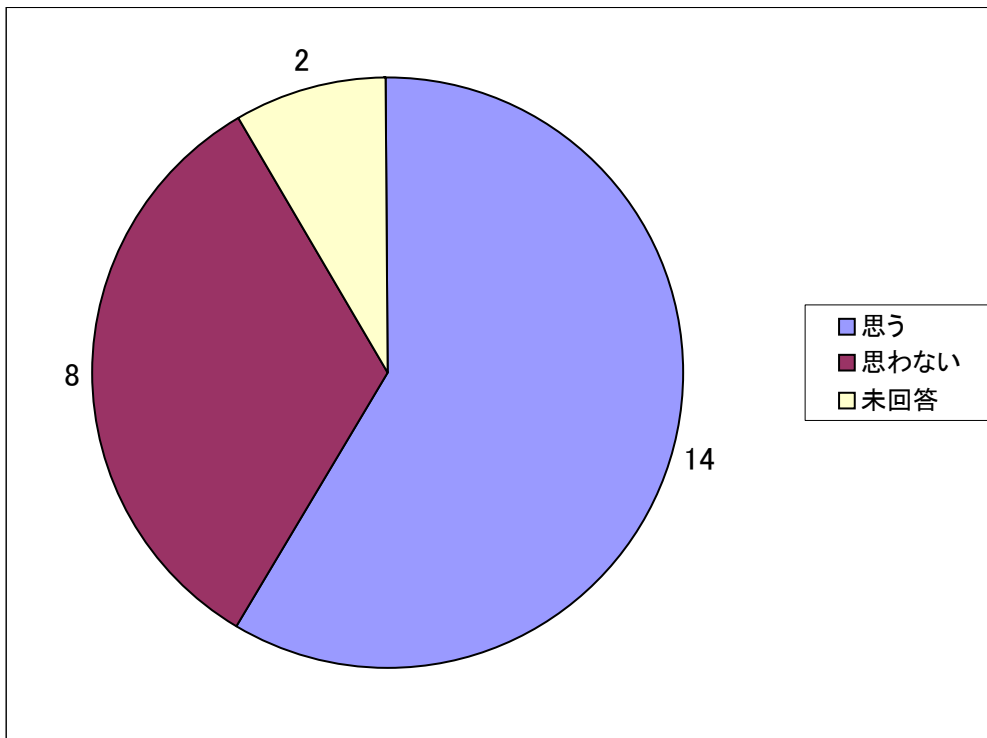
ア いる 15件(48人) イ いない 4件 ウ その他 4件 未回答 1件



※ その他：「専属配置でない」「保健師のみ」

③機関内で、発達障がいに冠する研修や職員の専門性の向上が図られていると思いますか。

ア 思う 14件 イ 思わない 8件 未回答 2件



④前記「③」で「イ 思わない」とお答えした方にお伺いします。

「専門的職員の育成が図られにくい理由」について、記述してください。

- ・ 「日々の業務に追われている」
- ・ 「相談支援事業自体への事業費などの予算が減額化されるばかりで、職員の資質を高めるための研修費がないため、職員を派遣できない」「そもそも発達障がいという定義自体が、日本では曖昧なのではないか？」「専門的な研修会自体が少ないのではないか？」
- ・ 「相談業務が忙しくて、発達障がいに関する研修が十分にできない」
- ・ 「研修の時間がとれない」
- ・ 「研修などに参加する時間がとれない（人不足）」
- ・ 「研修会に参加できていない」「いろいろなケースの人がいるので、現場での多くの経験をすることが大事であり、机上だけでは、育成にならないこと」

⑤発達障がいに関する研修や相談員の専門性を向上させるための希望を記述してください。

- ・ 「研修会」「学校関係者との連携体制、連絡会」
- ・ 「どの機関の、どの職種の人間が、この研修を受講することが、真に当事者や家族のために有効なのか熟考して、大分県下の地域格差にも配慮して、研修の仕組みを考えてもらいたい」
- ・ 「専門的、継続的な研修が受けられる機会があると良い」
- ・ 「ライフステージをつなぐ連続した研修体制の充実」
- ・ 「発達障がい児の早期発見・早期対応のためのレベルアップ研修の実施。効果的支援を行うための、関係機関のネットワークの構築」
- ・ 「研修会、事例検討会などの充実（単発的な開催よりも、定期的にシリーズ化して開催してもらえると資質向上に繋がると思う。）」
- ・ 「事例検討会などにより、保護者への受容を助け、相談、サービスへつなげる方法を研修して頂きたい」
- ・ 「身近なところで体系的な研修会を開催してほしい」
- ・ 「実地研修などの機会を研修の中に設けてほしい」
- ・ 「各関係機関の担当レベルでの具体的な相談事例の検討会や、福祉サービス利用や就労支援策を実施後の効果や課題などを検討する場がほしい」
- ・ 「研修会、事例検討会などの充実（単発的な開催よりも、定期的にシリーズ化して開催しても

らえると資質向上に繋がると思う。)」

- ・ 「発達障がい児・者のケース報告。様々な状態の児・者の支援のあり方を学びたい」
- ・ 「研修などは継続してほしい」
- ・ 「相談員は加配してほしい。人員の余裕があれば研修会などに参加できる。発達障がい支援には時間がかかる」
- ・ 「研修システムを充実させることと各器官に専門的知識や経験の豊富なスーパーバイザーを配置できるようにすることが必要である」
- ・ 「発達障がいと診断された児童に直接関わりを持たせること。その行動特性を記入させることにあると考える。研修・講義の後に実践・実習を行い関わり方の確認をする」
- ・ 「体験研修が必要」
- ・ 「事例を通して支援方法の検討をし、常に専門家の意見・指導を取り入れる」

結果と考察

相談支援体制については、全相談職員数117人の内、48人(41.03%)が発達障がい児(者)に関しての知識や経験が豊富であるとともに、24ヶ所の相談機関中②「発達障がいに関して知識や経験が豊富である」が15件(62.50%)、③「専門性の向上が図られている」が14件(58.33%)といった比率がみられたが、専門性の定義や担当などが曖昧であるために各相談機関での比率が極端にバラバラでもあった。しかし、潜在的に専門性を有する者も少なくないことから、対象を絞った上で、あらゆる分野からの視点を持てるような専門研修を行うことが有効であると思われる。また、④専門性の向上が図られにくい点として、「日々の業務に追われているため、研修が十分にできない」とか、「相談支援事業の予算が減額されたため、研修費がない」といった回答がみられたことから、相談機関の中に「発達障がい」の担当者を位置づける必要があるだろう。また、「机上だけの研修では育成にならない」との意見が少なくなかったことから、実地研修を取り入れた研修が望まれていることがわかる。専門性を向上するための意見としては、⑤の自由記述の部分で次のようなニーズがあげられている。「当事者や家族のために有効な研修の仕組みを考えて欲しい」「定期的、シリーズ化して受けられる機会があると良い」「ライフステージをつなぐための連続した研修体制」「直接関わるような実地研修や実際の事例を通じた検討会」「早期発見・早期対応のためのレベルアップ研修」

これらの意見を通してみると、平成18年度から実施している大分県発達障がい者療育専門員養成研修の中にも「ライフステージ」や「連携」、「事例検討」、「実地研修」、「シリーズ化」といったキーワードが織り込まれているため、その事業を拡大・強化していくことが、ニーズに合わせた研修体制の確立にもつながるように考えられるが、「早期発見・早期対応」については、別枠で医師や保健師などの検診スタッフのレベルアップを図る研修を実施していく必要があるだろう。

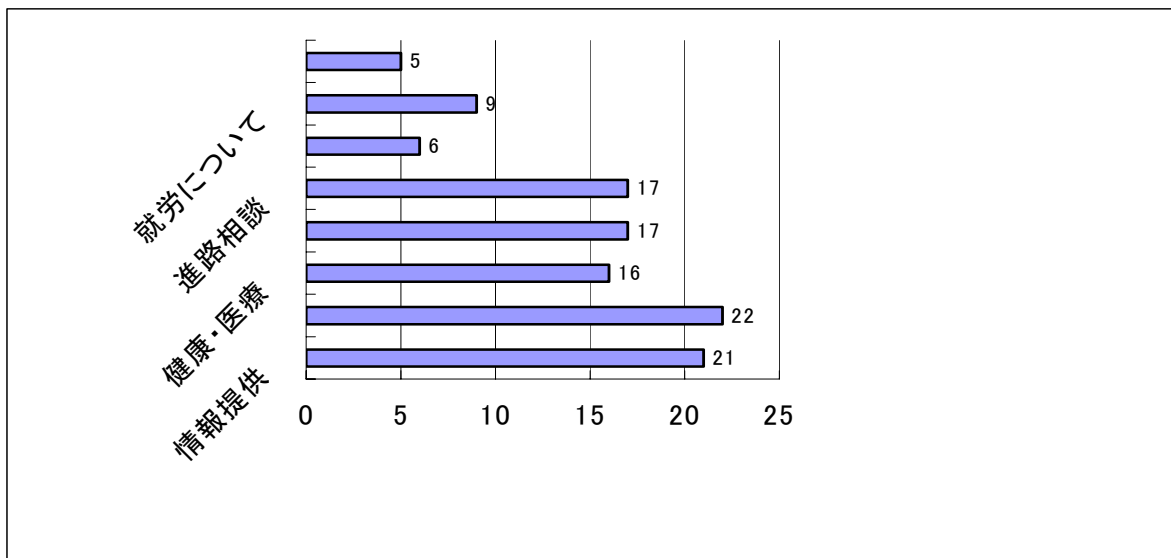
生活支援のニーズ

問6 発達障がい児(者)の生活支援についてお伺いします。

①発達障がいに関して、どのような相談内容がありましたか。該当するものに○印をしてください。

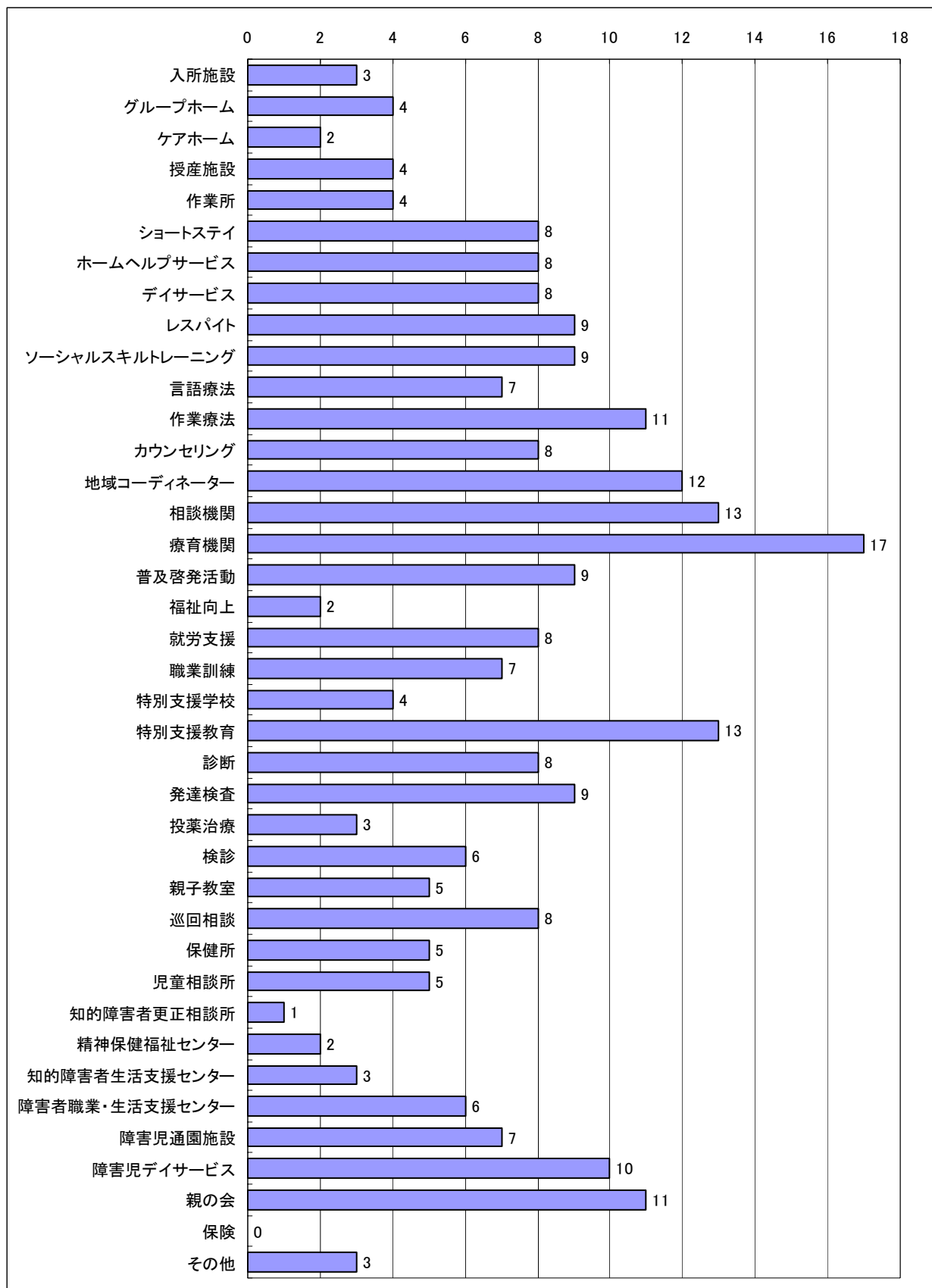
(複数回答可)

- ア 情報提供(診断・療育・就労支援等の機関・施設紹介など)
- イ 家庭生活(家庭療育・余暇・不応行動など)
- ウ 健康・医療(自閉症でないか、告知後の不安、不眠、薬物治療など)
- エ 教育(学校での不応・教育内容など)
- オ 進路相談(小・中・高、養護学校など)
- カ 自立支援(福祉施設での自立訓練・不応など)
- キ 就労について(就労移行支援、就労継続支援など)
- ク その他



※ その他：「保護者の受容」「恋愛、結婚」「性」「デイケア利用」

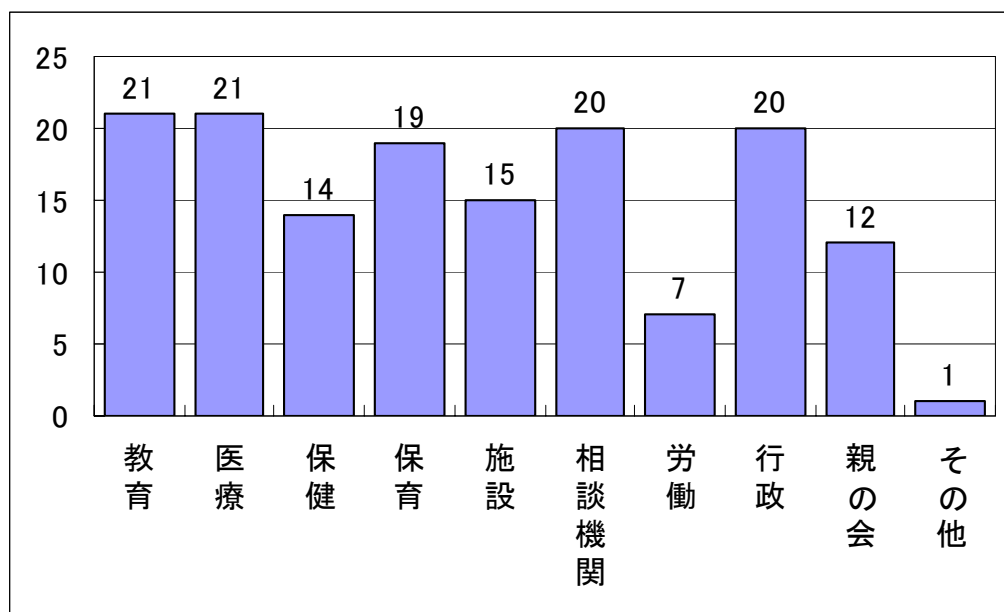
②発達障がい児（者）にとって充実を図るべきと感じられる社会資源やサービスは何ですか。
 該当項目の中から、必要性の高いものを選んで○印をつけて下さい（複数回答可）



※ その他：「療育手帳に該当しない高機能の方々の使えるサービス」

③発達障がいのある児（者）の相談支援に関して、何らかの連携をとったことのある機関・職員に○印を付けて下さい（複数回答可）。

- ア 教育（幼・小・中・高等学校、養護学校、教育委員会、教育センターなど）
- イ 医療（病院、診療所、医師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士など）
- ウ 保健（精神保健福祉センター、保健所、県民保健福祉センターなど）
- エ 保育（保育所など）
- オ 施設（デイサービスセンター、更生施設、授産施設、小規模作業所など）
- カ 相談機関（発達障がい者支援センター、地域療育コーディネーター、生活支援センターなど）
- キ 労働（障害者就業・生活支援センター、職業センター、ハローワークなど）
- ク 行政（福祉事務所、市役所、役場、児童相談所、更生相談所など）
- ケ 親の会（自閉症、AD/HD、LD など）
- コ その他



※ その他：「警察」

④発達障がい児（者）の支援に際し、最も必要とされていることについて記述してください。

- ・ 「関係機関の連携、節目ごとの連絡引継ぎ」「学校の特別支援コーディネーターのスキルアップ」「医療機関からの情報提供」「普及啓発」
- ・ 「Dr、医療との連携」「親の障がい受容」教育との連携」
- ・ 「児のライフステージに関わる全ての関係者が児の状態を理解し、適切に対応できること」「発達障がい児の早期発見、早期療養」「親子を支える福祉サービスの充実」
- ・ 「発達障がい児に対して、交通の便の良い場所（大分市内）に、利用料金も適正で、継続的に支援できる児童デイサービス（就学前から中学生まで）や短期入所も可能な使節が必要と思われる」
- ・ 「発達障がいに対する加配配置が必要。身障手帳も療育手帳もとれないため行動面での問題に保育所も学校も本人も困っている状態である」「県と別府発達医療センターとの契約の施設支援などにも限りがあり、十分な支援が受けられない」「保育所によっては待機児童も多くいることもあり、発達障がいのある子をやめさせるところも出ているので、加配措置ができやすいようにする必要がある」
- ・ 「生涯を通じた効果的支援のためには、対象者のライフステージに応じた関係機関のタイムリーな関わりと、密な連携が必要であると思う」「発達障がい児が自分の能力を最大限に生かせる大人になるためには、支援の入り口となる乳幼児期に、児の心を育てるための集団活動の体験の場として、また保護者の育児支援の場として児を受け入れる施設が必要だと考えるが、現状では別添資料のように自助努力によるところが大きい」「地域に保育園など公的機関においても児の受け入れ体制を整備できるような施策の検討、実施をしていただきたい」

- ・ 「地域によっては療育機関がなく訓練が必要とされていても遠距離のため受診に繋がらない（継続できない）ケースもいる」「そのため市町村HCでどのように療育事業に取り組んでいくべきか検討の必要がある」
- ・ 「診断昨日の充実」「相談・支援の専門性を高めること」「相談を受けた後の受け皿（デイケアなど）」
- ・ 「地域の中の保健・医療・福祉・教育とのネットワークが重要な課題と思われる」「（特に由布地域は身近な社会資源が少ない）」「保護者が安心して相談やサービスなどの支援が受けられるシステムがあることが必要」
- ・ 「親の思いによりそい、対応について一緒に考える人の存在」
- ・ 「こだわりを理解し、共通の関わり方をすること」「又、見通しを立てて、支援することが必要であると思います」
- ・ 「知的障がいを伴わない発達障がいの診断のみであっても、福祉サービスや就労支援策（障がい者雇用助成の適応など）が利用できるようになること」
- ・ 「親の理解・受容」「周囲の理解」
- ・ 「保護者が子どもの障がいに気づき、受容できるような支援体制」
- ・ 「小学校高学年～中学生対象に、SSTを受けたり、小グループの作業療法を受けられるような活動場所、仲間作りを支援する機関等、各市町村単位で受けられるように」
- ・ 「発達障がいについて正しく理解している人が、身近に一人でも多くいて児や保護者が安心した生活を送れること」「身近な場所に相談機関や療育施設が充実していること」
- ・ 「情報を共有してもらえ支援面接のできる機関」「教育・福祉の協働可能な環境」「専門機関」
- ・ 「発達障がい手帳を創設し、手当、年金などの福祉サービスを他の障がいと同等にして充実させることが必要」
- ・ 「学校教育担当される方々への啓発。保健師の方々への連携。地域コーディネーターの方々への連携」
- ・ 「周囲の理解と協力」「普及啓発」
- ・ 「障がいの特徴の理解と支援方法が、ご家族を含め関係者に正しく伝えられ実施されること」

結果と考察

問6の①の相談内容については、「家庭生活、情報提供、教育、進路、健康・医療」といったグループと「就労支援、自立支援」といったグループとの間に大きな差がみられており、この結果から、自立支援や就労支援についての相談については、本人や保護者が福祉施設との間で主に行っていることが想定され、この集計結果からも、既存の相談機関で果たしている主な役割は、地域生活を送るための情報提供や福祉施設につながるまでの相談支援であることがうかがえる。また、③の統計から、相談機関が教育や医療を始めとする各関係機関と連携する中で労働機関との連携数が目立って少なくみられていることは、未だ発達障がいの方の就労に関する支援やニーズが低いことを表している。

②の社会資源については、「療育機関」17件、「相談機関」13件、「特別支援教育」13件、「地域コーディネーター」12件といった順にニーズが多いことから、発達障がいに対する専門的な療育機関や相談機関の拡充や、特別支援教育との連携、更にそれらのパイプ役を務めるコーディネーターの配置が発達障がい児者の支援体制を整備していく上で必要とされていることがわかる。また、次に「作業療法」・「親の会」11件、「児童デイ」10件、「ソーシャルスキルトレーニング」「レスパイト」「普及啓発活動」「発達検査」9件、といったサービスや社会資源がニーズとされていることから、児童デイが医療や教育、親の会などといった関係機関と連携し、「作業療法」や「ソーシャルスキルトレーニング」などを始めとする療育支援を提供できる拠点となっていくことが望まれる。

総論

④の「発達障がいの支援に際して最も必要とされていること」についての自由記述の中でも、これま

でと重複するような意見が数多くみられる。「関係機関連携とライフステージを通じた視点からの支援」「支援者のスキルアップ」「診断機能の向上」「早期発見・早期療育」「利用できる施設の充実」「加配措置」「市町村での療育機関の確立」「市町村における専門家の育成」「保護者の障がい受容支援」「知的障がいを伴わない方への支援を含めた発達障がい手帳」「正しい障がい理解のための普及啓発」など。

今回の調査の結果、発達障がい児(者)への支援体制を整備していくためには、以下のような取り組みを行っていく必要があると考えられる。

- 1、支援者のスキルアップとともに機関連携を活性化させるための仕組みづくり（療育専門員養成研修や早期発見のためのスキルアップ研修、特別支援連携協議会など）。
- 2、診断や早期発見・早期療育を身近に受けられるように市町村と連動しながら支援体制を整備する（児童デイなどを拠点とした療育機関の整備、健診や診断、相談機能の強化、各市町村に専門員の配置）。
- 3、対象児のみならず、保護者も支える仕組みや、支援を保障するための制度の確立（発達障がい者支援手帳など）。
- 4、県民全体が発達障がいを理解するための普及啓発活動。

問7 発達障がい児（者）への相談体制について悩みや意見、要望等を記述してください。

- ・ 「学校の支援体制の充実」「小児精神科医があまりに少ない」「保護者への理解を進める」「関係機関との連携の場」
- ・ 「現状では、障がい認定がないと障がい者福祉サービスに結びつけられないので、発達障がいの方は、障がい認定が降りないケースが多々あるために、障がい者福祉サービスの利用ができない」「障がい認定のスケールの中に、発達障がいも含める基準なりを早急に作成する必要があると考える」「学校の先生がもっと研修してほしい」「親の学習会、ペアレント・トレーニングなどが、近くでできると良い」
- ・ 「発達障がい児の相談機関（Ecol）などが佐伯圏域にもほしい」「相談を受けてからつなぐ場所、使えるサービスがほとんどない」
- ・ 「学校で発達障がい児と診断されていると分かっているにもかかわらずに不登校になるケースがある」「学校での特別支援教育の充実が必要と思われる」
- ・ 「地域に療育機関がないので、多くの方が県外（福岡県）の療育機関を利用している」「支援施設や訪問療育を通院しているところから受けることが難しいため、効果的な支援に繋がらない」「県を越えての連携体制の整備を要望する」
- ・ 「保健所としては乳幼児健診など母子保健事業の第一線機関である市町村の保健担当課と協働して、発達障がい児の早期発見・早期対応を可能とするための体制整備に努め、関係機関との連携を推進することが大きな役割と考える」「しかしそのためのスタッフの研修の機会やネットワークが未だ不十分であり、発達障がいについての社会的理解度が低いことなどから、発見後の効果的支援に繋がりにくいケースもある」
- ・ 「気になるケース、受診が望ましいケースを次のステップにつなぐ訓練機関（地域資源）が地域にない」「そのため保健所の巡回相談などの対象者が非常に多くなっているが、回数、人数に限界があり事業実施の調整が難しい」「地域の事情を考慮しての療育事業の取り組みを検討する必要がある」
- ・ 「保育・学校現場では児とその保護者への対応について、療育や特別支援教育につなげたいが、保護者への話のもって行き方や児の現状の伝え方に悩んでおり、関係機関への情報提供が困難になっている」「地域療育支援事業を活用することで、保育所・学校との連携を深めていきたい」
- ・ 「発達障がいの疑いのある人を見つけても、障がいの疑いを話ただけで拒否的になったり、親の問題があり、きちんとした療育に乗せることができないケースがあること」
- ・ 「知識や情報は、各々の方が持っているが、やはり個人個人の生活環境や家族の関わり方により個人差はあります」「情報に頼るのも良いが、やはり当事者個人を知っている人と、よりよい方法を探ることが大切だと思います」
- ・ 「18歳以降の成人期の活用制度が乏しいため、知的能力の高い人が療育手帳を求めてくるため判定に苦慮している」

- ・ 「療育手帳を取得できない方のサービス利用・相談」
- ・ 「療育手帳を持たない発達障がい児に対して、公的な福祉サービスが利用できない現状がある。暮らしにくさを抱えた発達障がい児・者に診断が付くだけで、様々なサービスが利用できるように考えてほしい」
- ・ 「専門機関が遠方なので、地域で受けられる巡回相談や施設支援事業等はぜひ継続してほしい」「支援困難事例が増加していることから専門相談機関である大分県発達障がい者支援センターの専門スタッフをぜひ増加してほしい」
- ・ 「相談には時間がかかるため、相談員の増員による相談体制の整備。療育コーディネータの加配可能予算」
- ・ 「専門性を持った方、その必要性を強く認識された方がまだ少ない。学校など教育委員会との繋がり、協力体制が必要」「デイサービスやショートステイの施設が少ないために家族のレスパイトがとれていない」「小児精神科Dr. が少ないために小学生・中学生の診療相談機関が少ない」「どこに相談、診察に言ったらよいか分からず困っている」
- ・ 「障がい児（者）の保護者が、その障がいについて正しく理解してもらえるかどうか」「高齢の保護者の方にはこれができにくいように思える」「保護者などがどこに相談に行けばいいのか、分からない人もいる」
- ・ 「居住している地域にてライフステージを通して支援システムが構築されることを要望する」

補足

問7における発達障がい児者への相談体制についての悩みや意見、要望の中でも、発達障がいへの支援体制整備のための4項目の取り組みと共通する意見が多く見られ、概ね、相談機関からの意見の方向性が一致していることをあらためて確認することができた。

- 1、研修の機会やネットワークの構築。
- 2、診断できる医療機関や療育機関、相談機関といった地域資源が少ないため、早急に各市町村において診断機能や相談・療育機関を確立する必要がある。また、それと同時並行で保護者の障がい理解や障がい受容のための支援も必要不可欠である。
- 3、発達障がいの方が福祉サービスを受けられるような保障を行うための手帳制度の確立。